

令和 8 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月
東海学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	12
基準 1. 使命・目的	12
基準 2. 内部質保証	17
基準 3. 学生	25
基準 4. 教育課程	51
基準 5. 教員・職員	63
基準 6. 経営・管理と財務	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 産学官連携・地域連携	86
・ A-2 大学のもっている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携	
・ A-2 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供	
基準 B. 公開講座	97
・ B-1 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興	
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	
VII. エビデンス集一覧	
エビデンス集（データ編）一覧	
エビデンス集（資料編）一覧	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

東海学院大学の建学の精神は、学則第1条に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。」と定めている。本学の歴史は、昭和20(1945)年に神谷一三初代理事長と神谷みゑ子初代学長によって設立された岐阜高等服飾女学校に始まる。昭和36(1961)年に「女子の専門資格の取得及び経済的自立と国際感覚の涵養」を使命として、学校法人神谷学園の設立が認可され、両氏は2年後の昭和38(1963)年に「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」を建学の精神とする、岐阜県下初の私立短期大学を創設した。神谷みゑ子学長は、昭和34(1959)年に服飾学の研究のために渡欧の際、ヨーロッパの女性が社会の中で自立し、いきいきと活躍している姿にカルチャーショックを受け、日本人女性も高等教育によって自立心と国際感覚を持つべきことを信念とした。また両氏は、戦後の復興期にあつて女性が社会的な自立という状態からほど遠い存在であるのを視て、女性であっても専門の知識や技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができるという鋭い洞察力を持っていた。本学の建学の精神は、このような創立者の真髓を礎としている。

本学の前身は、昭和56(1981)年に設立された東海女子大学であり、平成19(2007)年4月の男女共学化に伴い東海学院大学と名称を変更して今日に至っている。昭和56(1981)年、東海女子短期大学の建学の精神を踏襲して女子高等教育を更に進めるため、4年制大学の東海女子大学を開学した。平成19(2007)年、この東海女子大学は、それまでの女子高等教育の歴史と建学の精神を堅持しながら、男女共学の東海学院大学として、新たな歩みを始めた。これは、日本社会が男女共同参画社会に進み出したことへの対応に加え、地域社会からの共学化への要望の高まりに応えるためでもあった。また、21世紀に入り、産学官の連携が進展し、さらに高校と大学の連携にも行政が積極的に関与するようになり、県内の大学によるコンソーシアムが構築され地域住民が参加する生涯学習の機会などが増える中で、地域に開かれた大学として建学の精神を具現するためには、共学化の実施は必然な流れであった。この男女共学化の際に、開学以来の建学の精神は、「女性の自立」及び「女性の国際感覚の育成」といった女子教育を示す表現を、「自立のための人間教育」及び「国際感覚を備えた教養人の育成」へと変更するなど、本学の高等教育における基本理念を継承しながら変更を行った。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う社会人を育成する使命を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化の結果、社会から即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や価値観の重視や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。本学はこうした状況にも対応して、「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材の育成」を教育の基本理念とし、大学及び大学院の教育研究活動に努めている。

(2) 東海学院大学の使命・目的

本学の使命・目的は、学則第2条に「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、大学院については、大学院学則第1条に「東海学院大学の建学の精神は、国際的視野

を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。」と明記してある。東海学院大学大学院(以下、「本学大学院」という。)は、「この建学の精神に基づいて、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有為な人材を育成し、文化の発展に寄与することを目的とする。」としている。

これらの使命・目的を達成するため、寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育および研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする。」と記された建学の精神の系譜を踏まえて、本学では、2学部、1研究科を設置し、それぞれ以下のように教育研究上の教育目的を定めている。

【健康福祉学部】

建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多面的なウェルネスの視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

【人間関係学部】

建学の精神に基づき、急速に変化する現代社会の人間関係をめぐる諸問題及び心身の諸問題について、心理学及び子ども学の視点から教育・研究を行い、各分野の専門的知識・技能と豊かな人間性を備えた人材の育成を目的とする。

【大学院人間関係学研究科】

建学の精神に基づいて、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有為な人材を育成し、文化の発展に寄与することを目的とする。

(3) 東海学院大学の個性・特色

本学は、建学の精神に基づき、学則に定める使命・目的の下に、東海女子大学時代には女性の自立を、そして共学化以降は、自ら立てた規範に従って自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する教育に励んできた。このような歩みにおいて東海女子短期大学の時代に遡ること約60年の間に培われ、伝統的に受け継がれてきた本学の個性・特色として、「豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育」「文武両道精神に則った教育」「国際感覚を養うための実践的教育」の3点を挙げることができる。その具体的な内容は以下のとおりである。

①豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育

豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育の代表的な例として、1年次全学生必修の「基礎ゼミナールⅠ」が挙げられる。この教養科目は、人として大切な「創造性と行動力」を本学創立者の生き方から学び、自分の人生設計のきっかけを得ることを、入学式当日の学長を含む教員のワークショップ形式により学ぶもので、職業人育成につながることも目指している。また、人間関係学部心理学科における救急救命士資格取得を志望する学生による各務原市機能別消防団への入団や、市民マラソン応急手当普及啓発活動へのボランティア活動を通じての実践的な学び、健康福祉学部医療栄養学科における「TGU マルシェ」「TGU 菓子工房」「医療栄養学科キッチンカー」、JA ぎふとの連携による試験圃場での農産物の生産活動など、それぞれの学科で特色のある実践的教育が行われている。こういった実践的教育は、本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも本学の教育

において教養、感性、社会性、創造性、行動力等を高める特性をもつものである。このように、学生が親しみや楽しみを持ちながら本学の教育の根底にあり続ける建学の精神の修得が成就されるよう努めている。

②文武両道精神に則った教育

本学の「文武両道精神に則った教育」とは、行動力豊かな人材を育成するための実践的教育である。本学は、神谷一三初代理事長の哲学に根ざし、開学以来スポーツの振興に非常に力を注いできた。多くの学生は伝統的に学業と部活動を両立させる、すなわち「文武両道の精神」を学び、数々の偉業を成し遂げてきた。ホッケー、バドミントン、軟式テニス、硬式テニス、ソフトボール、バレーボール、硬式野球、軟式野球などの競技において、県内又は東海地方でトップレベルの活躍により地域のスポーツを牽引している。特にバドミントン、ホッケーでは日本代表及び世界レベルの選手を育て、オリンピック選手も輩出してきた。さらに令和元(2019)年に硬式野球部が新たに活動を始めている。この文武両道の精神は、学生の協調心や自立心を高め、「ひとつづくり教育」に大きな役割を果たしている。

③国際感覚を養うための実践的教育

「国際感覚を養うための実践的教育」は、昭和 50(1975)年に開校した英国ケンブリッジの本学園が所有する語学専門学校(Cambridge Academy of English、「以下 CAE と称する」)での語学学習のための留学斡旋が挙げられる。本学の国際教育交流センターを中心に、学生の海外留学のために様々な留学プログラムが用意されて学生の要望や相談に対応してきた。本学には、かつて米国ニューヨーク州立ファッション工科大学(F.I.T.)などの海外大学との姉妹校提携や教員の学術交流、留学生交換などの交流を深めた歴史があり、平成 6(1994)年の附属図書館開館の記念式典には故マーガレット・サッチャー女史を招いての交流会も開催された。近年ではアジア圏との交流も重視し、平成 20(2008)年には、韓国春川大学との学術提携も行うなど、西欧諸国やアジア諸国を中心に学生のための留学相談、海外留学生の受入れなどにも積極的に取り組んできたが、令和元(2019)年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、諸外国との教育研究に関する交流は停滞状態となっている。また CAE は、コロナ禍による語学留学生の激減や学校休業等による経営悪化により、令和 2(2020)年に閉校したため、これに代わる語学学習や異文化交流についての検討や海外留学等の新たな組織づくりなどを学園本部総合企画室で模索している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 20(1945)年 9 月	岐阜高等服飾女学校開校(岐阜洋裁専門学校)																							
昭和 36(1961)年 11 月	学校法人神谷学園設立 初代理事長に神谷一三が就任																							
昭和 38(1963)年 1 月	東海女子短期大学設置認可 昭和 38 年度開設、家政科、(入学定員 50 人) 初代学長に神谷みゑ子が就任																							
同年 4 月	東海女子短期大学 校舎落成式並びに開学式を挙行																							
昭和 39(1964)年 1 月	東海女子短期大学 家政科第 2 部の増設認可(入学定員 50 人)																							
同年 3 月	東海女子短期大学 家政科第 1 部を被服専修 30 人、食物専修 20 人の両課程に 分離 家政科第 1 部食物専修課程が栄養士養成施設として指定された																							
昭和 40(1965)年 1 月	東海女子短期大学 家政科第 1 部被服専修を被服専攻課程、家政科第 1 部食物 専修課程を家政科第 1 部食物専攻課程に名称変更 家政科第 1 部の入学定員(50 人→80 人)に定員増が認定 被服専攻(30 人→45 人)、食物専攻(20 人→35 人)																							
昭和 41(1966)年 1 月	東海女子短期大学 家政科第 1 部の入学定員(80 人→180 人)の定員増が認定 被服専攻(45 人→50 人) 食物専攻(35 人→130 人) ※栄養士 100 人・食物 30 人 東海女子短期大学 英文科第 1 部・第 2 部、初等教育科の設置認可 英文科第 1 部・第 2 部 (入学定員 50 人) 初等教育科 (入学定員 50 人)																							
昭和 42(1967)年 12 月	東海女子短期大学 学科・専攻課程名及び入学定員を昭和 43 年 4 月 1 日より次 のように変更認可 <table><tr><td>学科</td><td>旧専攻課程名</td><td>新専攻課程名</td><td>旧定員</td><td>新定員</td></tr><tr><td rowspan="3">家政科第 1 部</td><td>被服課程</td><td>被服専攻</td><td>70</td><td>70</td></tr><tr><td>栄養士課程</td><td>食物栄養専攻</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>食物課程</td><td>家政専攻</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>初等教育科</td><td></td><td></td><td>80</td><td>130</td></tr></table>	学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員	家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100	食物課程	家政専攻	30	30	初等教育科			80	130
学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員																				
家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70																				
	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100																				
	食物課程	家政専攻	30	30																				
初等教育科			80	130																				
昭和 43(1968)年 7 月	東海女子短期大学 家政科第 1 部・第 2 部、英文科第 1 部・第 2 部及び初等教 育科が司書教諭資格取得課程として認可																							
昭和 44(1969)年 9 月	東海女子短期大学 家政専攻を生活デザイン専攻への名称変更が認可 家政科第 1 部食物専攻を食物栄養専攻 100 人、生活デザイン専攻 30 人の両専攻 に分けた																							
昭和 45(1970)年 2 月	米国コロラド州テンブルビューエル・カレッジ(現コロラドウィメンズ・カレッ ジ)と姉妹校締結																							
昭和 47(1972)年 3 月	東海女子短期大学附属東海第一幼稚園設立認可																							
昭和 48(1973)年 1 月	初等教育科を児童教育学科への名称変更・専攻分離 定員増が認可 初等教育専攻 (入学定員 100 人) 幼児教育専攻 (入学定員 50 人)																							

東海学院大学

昭和 50(1975)年 4 月	海外語学研修校として、イギリス・ケンブリッジ校開設
昭和 51(1976)年 3 月	東海女子短期大学 英文科第 2 部の廃止が認定
昭和 53(1978)年 2 月	東海女子短期大学附属東海第二幼稚園設立認可
昭和 54(1979)年 8 月	米国ニューヨーク州立ファッション工科大学(FASHION INSTITUTE OF TECHNOLOGY, U. S. A.)と姉妹大学の盟約を締結
昭和 56(1981)年 1 月	東海女子大学設置認可 昭和 56 年度開設 文学部 英米文化学科、人間関係学科 (入学定員各 100 名) 初代学長に高橋悌蔵が就任
同年 3 月	本館落成式を挙行
昭和 59(1984)年 7 月	軽井沢研修会館竣工
同年 8 月	米国ハワイ州立大学ヒロ校、ハワイ・ロア大学と姉妹大学の盟約を締結
同年 11 月	米国ホバート・アンド・ウィリアム・スミス大学と姉妹大学の盟約を締結
昭和 60(1985)年 3 月	講堂兼体育館落成式を挙行
同年 4 月	二代学長に高橋百之が就任
同年 7 月	三代学長に織田正が就任
昭和 62(1987)年 4 月	四代学長に神谷みゑ子が就任
昭和 63(1988)年 9 月	新館(学生食堂を含む)が竣工
平成元(1989)年 4 月	五代学長に曾根暁彦が就任
平成 3(1991)年 3 月	新テニスコートが竣工
同年 4 月	六代学長に市島憲郎が就任 四大と短大を結ぶブリッジが竣工
同年 12 月	文学部 美学美術史学科の増設認可 平成 4(1992)年度より開設 (入学定員 100 名)
平成 4(1992)年 9 月	岐阜市芥見にホッケー場が竣工
平成 6(1994)年 4 月	七代学長に永田幸雄が就任
同年 5 月	東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館が竣工
平成 7(1995)年 4 月	第二代理事長に神谷哲郎が就任
同年 9 月	ゴルフ場が竣工
同年 10 月	初代神谷学園長に神谷みゑ子が就任
平成 9(1997)年 4 月	八代学長に三平和雄が就任
同年 12 月	大学院 文学研究科修士課程の設置認可 平成 10(1998)年度より開設 英米文化専攻、人間文化専攻 (入学定員各 7 名)
平成 10(1998)年 2 月	大学院棟が竣工
平成 11(1999)年 7 月	文学部 総合福祉学科の増設認可 平成 12(2000)年度より開設 (入学定員 60 名)
平成 12(2000)年 4 月	九代学長に原田勇彦が就任
平成 13(2001)年 5 月	文学部 英米文化学科と美学美術史学科を統合し、文学部 総合文化学科の設置認可

東海学院大学

	平成 14(2002)年度より開設(入学定員 90 名、編入学定員 20 名) 英文科学科及び美学美術史学科は平成 14(2002)年度入学者より募集停止
同年 12 月	文学部 人間関係学科を改組・昇格し、人間関係学部を設置認可平成 14(2002)年度より開設 心理学科 (入学定員 110 名、編入学定員 20 名) 人間関係学科 (入学定員 70 名、辺幽学定員 20 名)
平成 15(2003)年 3 月	大学院 文学研究科英米文化専攻の廃止
平成 16(2004)年 4 月	十代学長に大森正英が就任
同年 7 月	5 号館 1 階学生食堂がカフェテリア TOKAI としてリニューアル
同年 12 月	文学部を総合福祉学部に変更を届出(平成 17(2002)年 4 月より名称変更)
平成 17(2005)年 4 月	文学部 総合文化学科の募集停止 (3 年次編入定員については平成 19(2007)年 4 月 1 日をもって募集停止) 学内全面禁煙とする
同年 7 月	人間関係学部人間関係学科を基礎として、人間関係学部子ども学科を届出設置 平成 18(2006)年度より開設 (入学定員 80 名) 人間関係学部人間関係学科は平成 18(2006)年度入学者より募集停止
平成 18(2006)年 4 月	軽井沢研修会館閉鎖
同年 6 月	大学名称及び目的を変更届出(平成 19(2007)年 4 月より名称変更、共学化を実施) 大学院 文学研究科人間文化専攻を人間関係学研究科臨床心理学専攻に名称変更を届出(平成 19(2007)年 4 月より名称変更、共学化を実施)
平成 19(2007)年 4 月	男女共学化により東海女子大学を「東海学院大学」へと名称変更 十一代学長に杉山道雄が就任 東海学院大学に名称変更したことに伴い、附属図書館の館名を東海学院大学・東海女子短期大学附属図書館に変更 大学院 人間関係学研究科臨床心理学専攻は、臨床心理士資格認定協会第一種指定校として認定(平成 20(2008)年度より 6 年間、平成 18(2006)年度入学者より適用) 総合福祉学部を健康福祉学部に変更する届出 (平成 20(2008)年 4 月より名称変更)
同年 9 月	多目的グラウンド(テニス、フットサル、ストリートバスケットコート)が竣工 収容定員(1,140 名→1,200 名)の変更認可(平成 20(2008)年 4 月より) 総合福祉学部総合福祉学科 (入学定員 60 名→100 名)
同年 12 月	健康福祉学部食健康学科の設置認可 平成 20(2008)年より開設 (入学定員 80 名) 健康福祉学部食健康学科食品衛生管理領域が「食品衛生管理者」及び「食品衛生監視員」の養成施設として登録(平成 20(2008)年 4 月 1 日以降の入学者適用)
平成 20(2008)年 2 月	韓国春川市・国立春川教育大学と学術交流に関する協定を締結
同年 3 月	健康福祉学部食健康学科は、管理栄養士及び栄養士養成施設に指定され、栄養教

東海学院大学

		論一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を得させるための課程として認定
同年	4 月	東海女子短期大学東海学院大学短期大学部に名称変更したことに伴い、附属図書館の館名を東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館に変更
同年	12 月	人間関係学部子ども学科を子ども発達学科に名称変更する届出 (平成 21(2009)年 4 月より名称変更) 郡上高等学校と高大連携協定の締結
平成 21(2009)年 1 月		各務原市(教育委員会・健康福祉部)との連携に関する協定締結 新 3 号館(食健康学科棟)5 階が地域食育サポートセンター「さらまんじえ・とーかい」としてリニューアル
同年	3 月	関高等学校、加茂農林高等学校と高大連携協定の締結
同年	5 月	富田高等学校と高大連携協定を締結
同年	6 月	岐阜農林高等学校と高大連携協定を締結 岐阜市立女子短期大学と学術交流協定を締結
平成 22(2010)年 3 月		財団法人日本高等教育評価機構における大学機関別認証評価の結果、大学評価基準に適合認定(1 回目)
同年	6 月	岐阜県揖斐郡大野町との包括的な連携・協力に関する協定を締結
平成 23(2011)年 4 月		十二代学長に松田之利が就任
同年	10 月	附属図書館に「東海えほんの森」が竣工
同年	11 月	第三代理事長に神谷眞弓子が就任 岐阜各務野高等学校と高大連携を締結
同年	12 月	健康福祉学部食健康学科を健康福祉学部食健康栄養学科に名称変更する届出 平成(24(2012)年 4 月より名称変更) 健康福祉学部総合福祉学科の収容定員(400 名→320 名)を変更届出 平成(24(2012)年 4 月より (入学定員 100 名→80 名)
同年	2 月	人間関係学部子ども発達学科は、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者)(肢体不自由)(病弱者)を得させるための課程として認定
平成 24(2012)年 12 月		十三代学長に岩田弘敏が就任
平成 25(2013)年 5 月		十四代学長に神谷眞弓子が就任
同年	6 月	健康福祉学部食健康栄養学科を改組し、管理栄養学科を設置届出
同年	8 月	健康福祉学部管理栄養学科届出設置が承認
平成 26(2014)年 4 月		健康福祉学部食健康栄養学科を募集停止し、健康福祉学部管理栄養学科を設置 健康福祉学部管理栄養学科に臨床検査技師国家試験受験資格の養成課程を設置 健康福祉学部総合福祉学科に臨床工学技士国家試験受験資格の養成課程を設置 人間関係学部心理学科に救急救命士及び言語聴覚士の国家試験受験資格の養成課程を設置
同年	9 月	本館耐震工事完成
平成 27(2015)年 4 月		岐阜新聞社との包括的な連携協定に関する協定を締結
平成 28(2016)年 3 月		公益財団法人日本高等教育評価機構における大学機関別認証評価の結果、大学評

東海学院大学

	価基準に適合認定(2回目)
同年 11月	東海学院大学主催の第1回東海地区理科学研究発表会開催
平成29(2017)年4月	各務原市・JAぎふ、各務原市商工会議所と産学官連携協定を締結 健康福祉学部管理栄養学科が、岐阜県・各務原市・JAぎふと連携し、研究施設としての東海学院大学試験圃場を設置
同年 11月	東海学院大学主催の第2回東海地区理科学研究発表会開催
平成30(2018)年3月	人間関係学部心理学科及び大学院人間関係学研究科に公認心理師養成課程を設置
同年 6月	東海学院大学硬式野球部が発足
同年 7月	人間関係学部子ども発達学科の収容定員(320名→200名)を変更届出 平成31(2019)年4月より (入学定員80名→50名)
同年 12月	東海学院大学主催の第3回東海地区理科学研究発表会開催
平成31(2019)年3月	大塚製薬と包括的連携協力を締結
令和元(2019)年6月	東海学院大学健康福祉学部食健康栄養学科の廃止届
同年 7月	人間関係学部心理学科の収容定員の変更を伴わない編入学定員及び入学定員変更に係る学則変更の届出 令和2(2020)年4月より 入学定員(110名→120名)
令和2(2020)年3月	TGU スタジアム(硬式野球部専用球場)が竣工
同年 5月	美濃加茂市と連携協定を締結
同年 8月	東海学院大学男子学生寮「GRANZ」竣工
同年 9月	ぎふ農業用同組合と産学連携協定を締結
令和3(2021)年3月	健康福祉学部管理栄養学科に「TGU マルシェ」「TGU 菓子工房」「管理栄養学科 Kitchen キッチンカー設置」を設置 健康福祉学部総合福祉学科は、中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)を得させるための課程として認定
同年 4月	ゴルフ等練習場を多目的グラウンドに改修整備
同年 8月	東海ブリッジに階段昇降機を設置
同年 9月	福井県と就職支援に関する協定を締結
令和4(2022)年2月	学校法人神谷学園ガバナンス・コードを制定
同年 6月	2階にシミュレーションラボ(救急救命実習室)を備えた6号館が竣工
同年 7月	農林水産省東海農政局と包括的連携に関する協定を締結
同年 12月	岐阜県加茂郡白川町との包括的な連携・協力に関する協定を締結
令和5(2023)年3月	公益財団法人日本高等教育評価機構における大学機関別認証評価の結果、大学評価基準に適合認定(3回目)
同年 4月	規格外野菜 café「さらまんじえ・とーかい」オープン
同年 9月	東海学院大学女子学生寮「GRANZ」竣工
同年 11月	西キャンパスに本学園と提携する「東海内科・内視鏡クリニック 岐阜各務原院」が開院
令和6(2024)年10月	東海 NEXUS との連携協定を締結
同年 11月	屋内多目的グラウンド「Ailes bleues エール・ブルー」を改修整備

東海学院大学

同年 12 月	人間関係学部子ども発達学科は、中学校教諭一種免許状（英語）を得させるための課程として認定
令和 7(2025)年 4 月	健康福祉学部管理栄養学科を健康福祉学部医療栄養学科に名称変更する届出 (令和 7(2025)年 4 月 1 日より名称変更)

2. 本学の現況

・大学名

東海学院大学

・所在地

岐阜県各務原市那加桐野町 5 丁目 68 番地

・学部構成

健康福祉学部 総合福祉学科、医療栄養学科、管理栄養学科

* 令和 7(2025)年 4 月 1 日から「健康福祉学部管理栄養学科」を「健康福祉学部医療栄養学科」へ学科の名称変更。

人間関係学部 心理学科、子ども発達学科

・大学院の構成

大学院(修士課程)人間関係学研究科 臨床心理学専攻

・学生数、教員数、職員数(令和 8 年 5 月 1 日現在)

学部の学生数

学部等名又は学科名	収容定員数	入学者数	在学者数
健康福祉学部	640	138	488
総合福祉学科	320	87	276
医療栄養学科、管理栄養学科	320	51	212
人間関係学部	680	218	727
心理学科	480	181	608
子ども発達学科	200	37	119
(合 計)	1,320	356	1,215

*収容定員数は、学則の定めによる

大学院の学生数

大学院研究科・専攻名	収容定員数	入学者数	在学者数
人間関係学研究科 臨床心理学専攻	14	11	19

教員数

学部等名又は学科名	専任教員数
健康福祉学部	39
総合福祉学科	17
医療栄養学科、管理栄養学科	22
人間関係学部	50
心理学科	33
子ども発達学科	17
人間関係学研究科 臨床心理学専攻	(11)
(合 計)	89

*授業を担当しない教員及び助手を除く

職員数

職種	職員数
正職員	33

その他	6
(合 計)	39

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への通知

大学及び大学院の氏名や教育目的の学内外への周知については、学内に対しては大学学則【資料 1-1-1】及び大学院学則【資料 1-1-2】をはじめ、「履修のてびき」【資料 1-1-3】や「学生便覧」【資料 1-1-4】を通じて、また学外向けには大学案内【資料 1-1-5】や入学試験要項【資料 1-1-6】、大学ホームページ【資料 1-1-7】などを通じて周知を図っている。また新入生に対して、入学式とその後の新入生オリエンテーション中の各種ガイダンスの際に、「履修のてびき」「学生便覧」の印刷物等を用いて、本学の教育の使命・目的等について丁寧に説明を行っている。さらに、入学式直後と後日開催される新入生のための演習「基礎ゼミナールⅠ」においても、建学の精神をはじめ、本学の使命・教育目的について解説している。在学生には、年 2 回のガイダンス時に説明している。

学外に対しては、教育後援会や同窓会の活動、年 2 回開催の保護者向け教育懇談会などを通じて在学生保護者や卒業生に説明をしている。また産学官連携事業等を通じて、関連組織等の関係者への大学の建学の精神や教育方針について周知を図っている。入学希望者や高校生、高校進路指導教員、公開講座の聴講に来学する地域住民に対しては、大学案内の配布や教育理念について、理事長や学長から、新任者研修会【資料 1-1-8】、教職員親睦会【資料 1-1-9】や各種研修会を通じての挨拶時に確認、共有されるなど、使命・目的及び教育研究上の目的は学内外へ周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 東海学院大学学則

【資料 1-1-2】 東海学院大学大学院学則

【資料 1-1-3】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき

【資料 1-1-4】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧

【資料 1-1-5】 2027 年度大学案内

【資料 1-1-6】 2027 年度入学試験要項

【資料 1-1-7】 大学ホームページ

【資料 1-1-8】 新規採用教職員説明会資料

【資料 1-1-9】 学校法人神谷学園「東林会規約」

1-1-② 中期的な計画への反映

急激な少子化や社会情勢の変化に対処するため、本学ではこれまで、改組転換、男女共学化と大学名称変更という大きな改革により、新たな発展を目指してきている。しかし 18 歳人口の減少、地域経済の衰退、大都市圏への志願者流出の増加、近隣大学との競合などの様々の要因により、岐阜県域の大学における志願者数は一層の減少傾向にある。このような中で、令和 2(2020)年 3 月には、将来構想である学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」【資料 1-1-10】及び学校法人神谷学園「中期計画 2020【5 ヶ年計画】(令和 2 年度～令和 6 年度)」【資料 1-1-11】を策定し、その実施により、岐阜県域における責任ある高等教育機関としての教育の諸活動の質的転換を着実に進めてきた。また令和 3(2021)年 11 月に、令和 7(2025)年度以降の中期計画の策定に向けて本学及び短期大学の全教職員に対して教育・研究活動の活性化に関する詳細なアンケート【資料 1-1-12】を行ったが、そこでの意見や回答によれば、使命・目的及び教育目的の中長期的な計画への反映について一定の評価を得ていることが確認された。このように本学の建学の精神、教育理念・目的は、学園の中長期計画に適切に反映され、着実に実現されている。

令和 6(2024)年 3 月には、新たな中期計画として、学校法人神谷学園「中期計画 2025」(令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】)【資料 1-1-13】の策定を行った。このように本学では、中期的な計画の策定及び実施により、社会の要請に的確かつ迅速に応えながら、建学の精神を堅持しつつ使命・目的及び教育目的を達成するため、教学マネジメント機能や経営力の確立及び強化に努めてきている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-10】 学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 1-1-11】 学校法人神谷学園「中期計画 2020【5 ヶ年計画】」

【資料 1-1-12】 令和 3(2021)年度教育・研究活動の活性化に関するアンケート

【資料 1-1-13】 学校法人神谷学園「中期計画 2025 令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】」

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学及び本学大学院では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、建学の精神、教育理念及び教育目的を踏まえて各学部・学科及び研究科の三つのポリシーを定めている。平成 24 年の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」において、三つのポリシーを起点として結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要であるとされたように、本学では、大学及び大学院の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて三つのポリシーを一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な教育を実施することに努めている。

各学部・学科及び研究科では、教養教育の点検とともに、各種資格の取得や国家資格の受験資格取得や合格に注力するなど専門教育の内容に様々な工夫を加えており、「学生便覧」【資料 1-1-14】やホームページ【資料 1-1-15】に明示している。それぞれの三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-14】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧

【資料 1-1-15】 東海学院大学ホームページ

1-1-④ 教育研究組織の構成と整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、健康福祉学部には総合福祉学科及び医療栄養学科を、人間関係学部には心理学科及び子ども発達学科を設置している。運営体制については、教育活動の中核的役割は役職者会議【資料 1-1-16】が担っている。役職者会議は、学長、副学長、2 学部長及び 4 学科長、その他に研究科長、附属図書館長、そして事務局長、総務部長、教務部長、学生部長、入試広報部長の事務局関連部署の役員で組織され、大学院を含む大学における教育活動全般の推進を図る責任部局である。また、全学科の教授で教授会【資料 1-1-17】を構成し、その下に各種委員会を置いている。各委員会は、教育研究開発センター、学生支援センターの二つのグループに分けられている。各委員会委員長は、各センター長のリーダーシップの下に、各学科から選出された委員とともに運営に当たり、本学の使命・目的及び教育目的達成のための基本方針や実施内容、課題及び対策等の課題を役職者会議に提案し、役職者会議の審議を経て教授会へと報告・提案される。教授会での審議内容は全教職員に周知されている。また、事務職員は各種委員会の構成員として配置されて大学運営に関わっている。大学院には、人間関係学研究科に臨床心理学専攻の 1 専攻を設置している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-16】東海学院大学役職者会議規程

【資料 1-1-17】東海学院大学教授会規程

1-1-⑤ 変化への対応

令和元(2019)年度以降の日本の高等教育の展開について、平成 30(2018)年 11 月に「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」として高等教育が目指すべき 6 方針が示されたが、これからの大学教育においては、教育の質の保証が問われ、学生個々の学修成果を明確にすることが求められ、また社会からは「知の拠点」としての即戦力となる人材育成が求められるようになってきている。このような中で本学も、岐阜県域において、開かれた多様な価値観の集まる「知の基盤」大学として、社会が要請する高等教育機関としての教育目的の達成に努めてきている。そして、建学の精神を受け継ぎながらも、従来の教育・研究内容や方法に固執することなく、社会の変化に伴い必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行ってきている。

平成 26(2014)年に、医療専門資格の取得のための養成機関を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づき、各学科における教育目的及び教育内容や方法の抜本的見直しを行った。大学院においては、平成 30(2018)年に、公認心理師国家試験受験資格取得科目を設置した。また、令和 2(2020)年に、健康福祉学部総合福祉学科における令和 3(2021)年度改正の社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムに対応する教育目的及び教育課程の見直しを行うとともに新たに中高保健体育の教職課程を設置した。令和 5(2023)年度には、人間関係学部子ども発達学科において特別支援学校教諭免許取得のためのカリキュラムの見直しや、令和 7(2025)年度入学生から適応される中学校一種教員免許(英語)のためのカリキュラム編成を行った。健康福祉学部管理栄養学科では、学科全体の開講科目の見直しを行うとともに、教育課程の内容をより明確にするため、医療栄養学科としての学科名称の変更の検討を行った。【資料 1-1-18】【資料 1-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-18】 大学案内 2027

【資料 1-1-19】 東海学院大学大学院学則 第 4 条

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、近年の少子化に伴う 18 歳人口の急激な減少、志願者の 4 年制大学への志向の高まり、高等教育における専門教育の一層の充実化の必要性などの社会的変化に対応するため、平成 19(2007)年に男女共学化を実施した。そして、翌平成 20(2008)年に東海女子短期大学食物栄養学科を本学の食健康学科に変更、同短期大学介護福祉学科を本学の健康福祉学部総合福祉学科に変更するなど、短期大学部と合同の大幅な改組を実施した。

平成 26(2014)年には、医療専門資格の取得を目指す養成機関としての特色を明確に打ち出すことを目的とする「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」(Msep ; Medical Specialist Educational Program)を策定し、各学科に厚生労働大臣の指定による臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士及び救急救命士の国家試験受験資格取得のための教育科目を編成・設置して地域医療を支える人材の育成に着手した。

心理学科と大学院において、平成 30(2018)年に、公認心理師国家試験受験資格取得科目を設置した。総合福祉学科では学科設置以来、社会福祉士の養成を行い、併せて精神保健福祉士養成や介護福祉士養成にも取り組み、地域社会に多くの福祉人材を輩出してきた。このように、各々の専門知識や技術を習得した知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成するため、本学では、地方自治体との連携協定事業やボランティア活動の実施、大手企業や地元企業との産学連携事業の実施等を積極的に取り入れた教養や専門の教育を行うなど、各学科において地域社会での実践的な学びを積極的に展開している。このように地域の産業や文化、生活に根ざす人材育成に努めている点は、本学の大きな個性・特色の一つである。産学連携事業については基準 A-1、A-2 を参照されたい。

また、文武両道精神に則った社会性や行動力豊かな人材を育成するための実践的教育も、本学の個性・特色の一つである。本学では開学以来、課外活動とりわけスポーツの振興に力を注いできているが、多くの学生が伝統的に学業と部活動を両立させる、すなわち「文武両道の精神」に従い、各種のスポーツ競技においてトップレベルの活躍を見せるなど地域のスポーツを牽引している。女子ホッケーでは、日本代表及び世界レベルの選手を育て、オリンピック選手も輩出するという実績を誇っており、このような文武両道の精神は学生の協調心や自立心を高め、実社会で活躍できる「ひとづくり教育」に大きな役割を果たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に表現して伝えながら教育・研究活動の進展に努めてきているが、これからも、自己点検・評価による PDCA サイクルを基に様々な改善点や課題を見出しながら、社会情勢の変化に伴い必要に応じて見直しを行っていかねばならないと考える。令和 2(2020)年 3 月策定の学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」【資料 1-1-20】における本学の教育・研究活動における実施計画においては、「教学部門の最大の目標は、教育の質の保証であり、学

生主体の教育である。」との認識の下、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革を踏まえた教学改革の推進を盛り込んでいく。また、「中期計画 2020【5 ヶ年計画】（令和 2 年度～令和 6 年度）」【資料 1-1-21】の策定・実施、続く学校法人神谷学園「中期計画 2025」（令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】）【資料 1-1-22】の策定・実施を通じて、ユニバーサル・アクセス時代に対応する大学として、学生一人ひとりの「学力の 3 要素」を確実に向上させながら専門性を養う大学教育の提供の推進及び地域社会、国際社会、産業界等、広く社会に送り出すキャリア支援のシステムやプログラムの確立・協化等の計画を立てる中で、本学及び本学大学院の使命や教育目的の検討と見直しに一層努めていかなければならない。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-20】学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 1-1-21】学校法人神谷学園「中期計画 2020【5 ヶ年計画】」

【資料 1-1-22】学校法人神谷学園「中期計画 2025【5 ヶ年計画】」

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学は開学以来一貫して、建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的に基づき教育・研究の体制整備に努め、全学的に教育活動の質的向上のための点検と改善を進めてきた。各学部・学科及び研究科の使命及び教育目的は、社会情勢や外部環境が刻々と変化する中で、個性・特色を確保しながら必要に応じて見直しを実施し、中期計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映していくよう努めていく。今後も本学の使命・教育目的に基づき、各学部・学科及び研究科の教育研究組織の適切な運営を通じて検討と見直しを図っていく。

2020 年代は大学改革の時代である。本学は、平成 26(2014)年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップの下に大学組織改革を遂行して全学的な自己点検・評価活動に基づく改革・改善を進めてきた。また、平成 28(2016)年以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行に伴い、内部質保証のための組織や責任体制のより一層の整備に取り組んできている。これからも本学は、責任ある高等教育機関としての教育研究活動の質的転換を推進し、学部と大学院ともに建学の精神を堅持しつつ、社会の要請に的確、迅速に応えながら、その使命・目的及び教育目的を達成するため教学マネジメント機能や経営力の確立及び強化を図っていく。また、令和 7(2025)年度以降の新たな中期計画策定のために、本学及び短期大学の全教職員に対しての教育・研究活動の活性化に関するアンケートの実施や「学校法人神谷学園中期計画実施管理表」【資料 1-1-23】などを毎年度作成し、本学及び本学研究科の教育研究活動における使命・目的及び教育目的について反映させていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-23】学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、大学学則第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」【資料 2-1-1】、大学院学則第 2 条に「本大学院は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」【資料 2-1-2】と定めている。令和元(2019)年度までの自己点検・評価体制については、全学的な組織である東海学院大学、東海学院大学短期大学部教育研究開発センター傘下【資料 2-1-3】の点検・評価委員会が基本方針に基づいて自己点検・評価を行い、報告書を作成して、次年度以降の改善につなげていた。しかし、平成 28(2016)年度の中央教育審議会による「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」及び平成 30(2018)年度 4 月施行の「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正する省令」による内部質保証機能を重視した評価システムへの移行を受けて、本学においても内部質保証のための組織や責任体制の一層の整備に取り組むことになった。そこで従来の組織及び規程を見直し、令和 2(2020)年 12 月に新たに「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制」【資料 2-1-4】を定め、内部質保証のための全学的体制が再構築された。これにより本学の内部質保証のための組織体制は、令和 3(2021)年度より、学長ガバナンスの下、内部質保証推進委員会【資料 2-1-5】における内部質保証のための実施方針及び計画の策定、実施の指示、自己点検・評価委員会の点検・評価実施等の新体制に引き継がれた。なお、本学の内部質保証のための組織、責任体制は、図 2-1-1 のとおりである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】東海学院大学学則 第 3 条

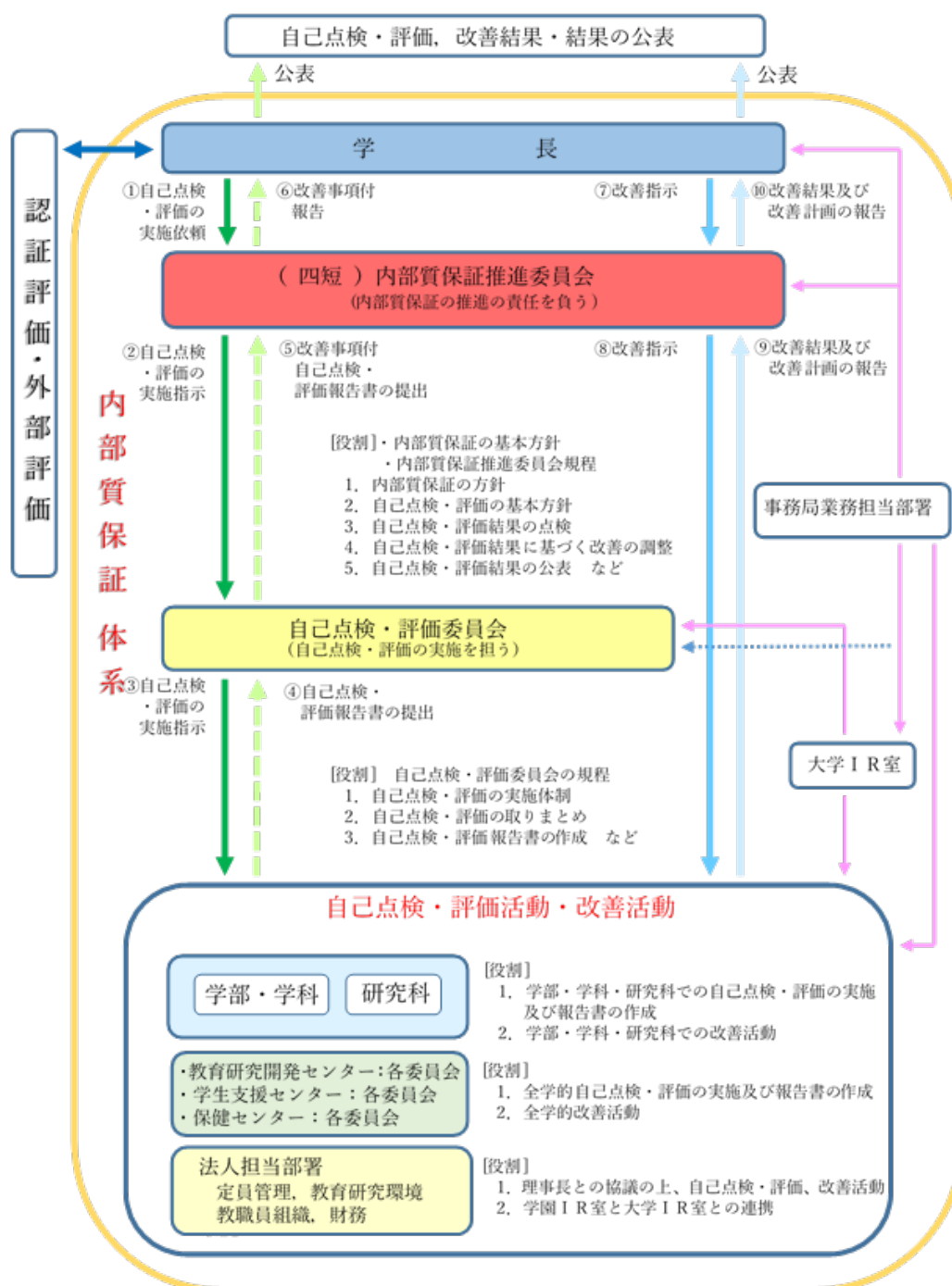
【資料 2-1-2】東海学院大学大学院学則 第 2 条

【資料 2-1-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター

【資料 2-1-4】東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制

【資料 2-1-5】東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証推進規程

東海学院大学・東海学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して平成 3(1991)年文部省の「大学の設置基準大綱化」を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」「基本事項検討委員会要項」「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目ごとの実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織して点検、見直しを始めた。平成 21(2009)年、平成 28(2016)年、令和 4(2022)年には、財団法人日本高等教育評価機構の定める大学基準に適していると認定されたが、その後も PDCA サイクルに基づく改善・改革を着実に進める体制を整備し、自己点検評価活動の成果はホームページ上で公開し、学内外関係者との共有に努めてきた。

平成 28(2016)年度以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行に伴い、本学においても内部質保証のための組織や責任体制の一層の整備に取り組むことになり、令和 3(2021)年度 4 月からは、新たな体制の下に自己点検・評価活動を行っている。本学では平成 23(2011)年以降、学園全体の経営改善のための中長期的な計画の設定とともに、教学改革計画として、①学部等の新設・募集停止・改組・定員管理、②カリキュラム改革、③キャリア支援、④学生募集対策と学生数・学納金等計画、⑤設備等整備計画、⑥外部資金の獲得・寄付金の充実・遊休資産処分等計画、⑦借入金等の返済計画、⑧管理運営の整備・協力の 8 項目について、毎年度、本学の関連部署ごとに、①実施計画の策定及び目標の設定、②具体的な取組内容と実績・成果、③自己評価及び問題課題の発見と改善策定、を行う「学校方針神谷学園経営改善計画実施管理表」【資料 2-2-1】を法人本部総務課の協力により作成してきた。そして、令和 4(2022)年度からは PDCA サイクルの機能を高めるため、この管理表を「学校法人神谷学園中期計画実施管理表」【資料 2-2-2】として継続して活用していくことで、自主的、継続的な自己点検・評価を図っていく。

本学は自己点検・評価委員会を中心に定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果や改善策を全学で共有するとともに、ホームページに掲載し、広く社会に公開している。教育及び教育改善に関わる質保証については、GPA 制度や修得単位数のチェック、毎年度半期ごとに行われる「学生による授業アンケート（授業評価）」、保護者教育相談会でのアンケート、ポートフォリオの活用等を行っている。また、学生生活に関わる質保証については、「学生生活アンケート」「保健活動年間報告」「学生相談室の活用状況報告」「就職支援アンケート調査」意見箱などのデータ収集・分析により、関連箇所の点検や改善策の策定、実施が行われている。教員の個人レベルでの指導力向上等の内部質保証については、半期ごとの「学生による授業アンケート」や、教員による「教員相互授業参観」などの結果を教員にフィードバックするとともに、全教員で情報共有して次の授業改善活動に役立てている。令和 3(2021)年 10 月に、「東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメント・ポリシー」【資料 2-2-3】を定め、各学科及び研究科で作成する「アセスメントプラン」【資料 2-2-4】に基づいて学修成果の評価と検証の確実な実施に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-2-2】 学校法人神谷学園中期計画実施管理表

【資料 2-2-3】 東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメント・ポリシー

【資料 2-2-4】 東海学院大学、東海学院大学アセスメントプラン

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

昭和 56(1981)年の開学以来、本学では大学の使命に基づく教育目的を果たすため教育活動は言うまでもなく、学修支援、入学試験、学生生活支援、学生就職支援、保健室による学生の心身の健康管理などの諸活動を遂行し、課題が生じれば改善するということを継続的に行ってきた。このような課題や問題の発見は、的確で十分な調査・データの収集・分析により可能となるため、データ収集を事務局の各関連部署が業務分掌に応じて行い、データについて必要な集計・分析を行って自己点検・評価及び改善に努めてきている。これまでも本学では、「学生生活アンケート」「授業アンケート」をはじめ、関係部署ごとに現状把握のための十分な調査やデータ収集・分析を行ってきたが、平成 30(2018)年 11 月、中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」において教学マネジメントの基礎となる諸情報の収集・分析、分析結果の提供等を行う IR 業務の重要性が挙げられたのを受け、令和 3(2021)年 2 月に「東海学院大学並びに東海学院大学大学院及び東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程」【資料 2-2-5】を定め、IR のための IR 室を設置した。この規程では、「(1) 学生の学修、研究その他の本学の活動の成果等に関する調査、情報の収集・分析、(2) 本学の管理運営の現状に関する調査、情報の収集・分析及び大学運営のための企画立案に関する資料の作成、(3) 前 1 号及び 2 号に関わる情報の学内外への提供、(4) 点検及び評価活動に関する調査、情報の収集・分析、(5) その他本学にとって重要な情報の収集・分析、(6) その他学長が支持する業務に関する調査、情報の収集・分析(7) 本学における IR 活動の推進に関すること」の 7 点を IR 業務としている。IR 室は、令和 2(2020)年 10 月に設置された法人総合企画室 IR 運営会議【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】と連携して、各種調査のデータ収集・分析、学長への改善策の提示をはじめとする、IR 業務の充実化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-5】 東海学院大学並びに東海学院大学大学院及び東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程

【資料 2-2-6】 学校法人神谷学園総合企画室規則

【資料 2-2-7】 学校法人神谷学園総合企画室 IR 業務に関する内規

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援、学生生活支援、学修環境の整備などに対し学生の意見・要望をくみ上げるために、以下のような取り組みを行っている。

・授業評価アンケート調査【資料 2-3-1】

前期及び後期ごとに実施している。授業評価アンケート調査は、平成 30(2018)年度までは全授業担当科目教員の全開講科目に対して調査をしており、集計及び調査結果の教員へのフィードバックと授業改善に時間を要したため、FD 委員会において検討を進め、令和元(2019)年度よりアンケート対象講義を 1 科目もしくは希望する複数科目に絞ること、アンケート項目を減らし自由記述欄を増やすなどの改善を行っている。アンケート対象講義の選定基準としては、「受講生の多い科目を対象として優先する」ことにし、アンケート調査期間は、開始期間を設けず 15 週までに実施することを設定し、学期末の全体集計前に、迅速なフィードバックを優先し、科目別集計結果及び学生からのコメントを教員に配付することで改善すべき点を速やかに授業に反映している。さらに、学期末の全体集計結果も含めてコメントマニフェストを作成している。大学院においては、前後期の開始時に個別面談を行い、学修支援の情報を収集している。

・「学生生活アンケート」【資料 2-3-2】

学生生活に関する学生の意見や要望は、「学生生活アンケート」で把握している。以前の調査内容は、学校生活に関する 53 の質問項目から構成されていたが、令和 3(2021)年度からは、より豊かな学生生活を送れるよう 59 の質問項目へ構成し直してウェブ入力システムで行っている。更に令和 7 年度は 17 項目に絞り込んだ。調査内容は調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて、分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて計画的に実施していくことにしている。すぐに対応できるものについては、教員と職員が連携して迅速に取り組んでいくことにしている。さらに、令和 5(2023)年度以降は、効果的な調査の実施、回答率の向上、結果の分析、改善への反映を目指し、教職員からの意見聴取をしながら PDCA サイクルのクオリティを向上させていくよう取り組んでいる。

・意見箱【資料 2-3-3】

意見箱は、学内に 2 か所設置してあり、学生が適宜、意見書を投函している。学生には、原則として氏名を記入して投函するよう周知している。意見箱は毎日、総務課が回収し、学内の担当部署に報告する。担当部署は意見に対し、検討ののち回答を作成して対応に当たっている。意見箱の回答は一覧にして学生掲示板に掲示して学生及び教職員へのフィードバックに努めている。また、クラス担任教員が日頃から、学生の意見や要望を把握し、学生の了解の下、学科会などで対応を検討し、教員間で共通理解を図って取り組むとともに、必要に応じて他の委員会などにつなぎ、適切な改善策を講じていくことにしている。

・学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見や要望は、「学生生活アンケート」や意見箱、クラス担任教員との面談等で把握し、適切に対応している。学生生活アンケートの結果のうち、学内のお気に入りの場所として図書館が回答されることが多く、図書館の充実に引き続き取り組んでいる。学生の意見・要望を具体的に確認する方法として、図書館利用状況、レファレンス記録表、図書・視聴覚資料注文カード、文献検索講習会における意見、文献複写・相互貸借申込書、東海えほんの森の利用状況、学生生活アンケートを活用し、それらの結果

を踏まえ、教育教材等の整備に努めている。また教育環境については、図書館施設(大セミナー室、中小セミナー室、学習室Ⅰ・Ⅱ、情報学習室、ラーニングコモンズ、雑誌閲覧室、OPAC コーナー、AV コーナー、東海えほんの森、大ホール)に閲覧席数 368 席、蔵書数約 24 万冊、図書館システムは横断検索可能な「情報館／ブレインテック」を導入している。令和 2(2020)年度、令和 4(2022)年度と学内無線 LAN の設置による情報環境への対応、多くの学生が使用するスペースや施設についても、概ね対応してきたが、令和 5(2023)年度以降もさらに充実させていくこととしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 2-3-2】 令和 7(2025)年度学生生活アンケート

【資料 2-3-3】 令和 7(2025)年度意見箱件数及び回答一覧

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見、要望の把握・分析、結果の活用について本学では、オープンキャンパス、公開講座、保護者相談会、理科学研究発表会、各種研修会、大学祭などの様々なイベントの開催の際に行うアンケート調査を通じて、大学及び大学院への意見、要望を把握、分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて改善を計画的に実施していくことにしている。すぐに対応できるものについては、迅速に取り組んでいくことにしている。

なお、第三者による幅広い視点からの点検・評価を通じて本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性及び内部質保証の有効性を高めることの重要性から、令和 7(2025)年度には「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証推進規程」を見直し、外部評価委員会を設置することを予定している。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、各学部・学科及び研究科に教育目標及び三つのポリシーを設定し、これに基づいて教育の諸活動を実施するとともに、その成果を自己点検・評価及びそれを踏まえた改善に結びつけている。2-2-①で述べたように、各学部・学科及び研究科をはじめ教育の諸活動を構成する各組織における毎年度の PDCA サイクルに基づく自己点検・評価が実施され、内部質保証をより検証しやすい仕組みを構築している。例えば、本学が掲げる三つのポリシーを起点とする内部質保証については、アドミッション・ポリシーは学生募集・入学試験委員会【資料 2-3-4】及び入学試験専門部会【資料 2-3-5】を中心として、またカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーは教務委員会【資料 2-3-6】、各学部・学科及び研究科並びに教務課を中心として、「学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表【資料 2-3-7】」「学校法人神谷学園中期計画実施管理表【資料 2-3-8】」を用いた PDCA サイクルにより点検・評価を行うことで、結果が本学の教育の質の改善・向上に反映されている。

大学全体は、学長のリーダーシップの下、各関連組織からの提案を検討し立案、評議員会及び理事会で承認された学校法人神谷学園経営改善計画(平成 23(2011)～令和元(2019)

年)【資料 2-3-9】及び学校法人神谷学園「中長期計画(2020～2030)」【資料 2-3-10】に基づいて毎年度の事業計画を策定し、実行している。大学の各学部・学科及び研究科は、1年間を通じてその活動状況について、PDCA サイクルを活用して自己点検・評価を行い、その内容を自己点検評価書として取りまとめ、次年度の事業計画の策定及び実施につなげるとともに、次の報告書作成に役立てている。事例として、平成 29(2017)年度においては「設置計画履行状況等調査の結果等について」で改善意見が 3 件付された。学長を中心に改善に取り組み、平成 30(2018)年度において改善意見は付されなかった【資料 2-3-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程

【資料 2-3-5】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験専門部会規則

【資料 2-3-6】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 教務委員会規程

【資料 2-3-7】学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-3-8】学校法人神谷学園中期計画実施管理表

【資料 2-3-9】学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-3-10】学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 2-3-11】平成 29 年度設置計画履行状況等調査結果

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、自己点検・評価を実施する機関として、平成 17(2005)年から点検・評価委員会を設置して自己点検・評価活動を行ってきた。平成 27(2015)年度の大学機関別認証評価に際しても点検・評価委員会が主体的に対応し、実施部会を編成して全学体制で自己点検活動を行った。令和 2(2020)年度 12 月には内部質保証を更に推進・発展させるため、内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、自己点検・評価結果を教育の改善・向上に反映させる体制を一層充実させた。今後はこの新体制の下に、内部質保証のための学部、学科、研究科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立に努め、継続的に機能させていく。また、令和 3(2021)年度に全学的な教学マネジメントの確立のため、全学、各学科及び研究科のアセスメント・ポリシーである「東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメント・ポリシー」【資料 2-3-12】を定め、これに基づくアセスメントプラン【資料 2-3-13】を設定したが、PDCA サイクルを有効に機能させるため、これを十分に活用していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-12】東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメント・ポリシー

【資料 2-3-13】東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメントプラン

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は、自己点検評価の体制を適切に整備しており、これまで自己点検・評価を財団法人日本高等教育評価機構の示す評価基準に従い着実に実施してきた。平成 28(2016)年度以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行を受け、各部署や各委員会等の組織間での情報共有を更に進め、全学的な内部質保証に向けた自主的・自律的な自己点検評価に取り組むよう努めていく。今後は、IR 室による各種調査のデータ収集・分析、学長への

改善策の提示をはじめとする IR 業務の充実化のため、令和 2(2020)年 10 月に設置された法人総合企画室 IR 運営会議と協働して、機器設備の拡充、データ分析に関する専門スタッフの配置、関連職員の能力向上を推進し、IR 室の機能強化に努めていかねばならないと考える。平成 26(2014)年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップの下、大学組織改革を遂行し、大学全体において PDCA サイクルに基づく改革・改善に取り組んできている。令和 3(2021)年 4 月以降の新体制の下に、内部質保証のための組織の更なる整備や積極的な運用を行い、自主的・自律的な自己点検・評価に努めていく。

本学の教育理念と教育目的を達成するための教育改革と業務改善には、学内関係者だけでなく、学外関係者による大学評価も必要である。新体制の下、これについて推進していくため、令和 7(2025)年度には「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証推進規程」を見直し、外部評価委員会等を設置することを予定している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、教学マネジメントのための自主的な自己点検・評価を実施する体制を継続的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上につなげる PDCA サイクルの仕組みを有効に機能させている。しかし、各学部・学科及び研究科等の改善、取組みが大学全体の PDCA サイクルの仕組みの中にさらに着実に位置づけられるようにするため、学長のガバナンスの下に、継続的に組織改革を進めていく。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これを基に主に認証機関による設定基準項目に沿って点検・評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施に努めてきているが、今後も大学の教育の質のさらなる向上のための恒常的な自主的な点検と改善の促進の必要性を全額の教職員が共通の認識をもって理解し、関連の情報を共有することに努めていかねばならない。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

これまで本学は、高等教育機関として社会の変化に伴い必要に応じて大学教育の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、その達成に努めてきた。平成 26(2014)年の医療専門資格取得のための養成機関を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」導入の際には、大学の各学部・学科における教育目的及び教育課程の抜本的見直しを行った。また、令和 2(2020)年には、健康福祉学部総合福祉学科において社会福祉士等の養成カリキュラムに対応する教育目的及び教育課程の見直しを行ったが、これに伴い新たな教育目標を実現するための三つのポリシーも再構築してきた。現在の各学部・学科のアドミッション・ポリシーは、平成 29(2017)年度に策定され、令和元(2019)年度入試から適用している。また、入学試験要項【資料 3-1-1】及びホームページにおける「アドミッション・ポリシー」【資料 3-1-2】で明示し、学内外へ周知している。本学のアドミッション・ポリシーは、『国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成』を建学の精神とし、幅広い教養、深い専門知識、高い技術を身に付け社会に貢献する人材育成を目標としている。それぞれの専門分野において適切な教育課程を講義、演習、実験、実習科目として体系的に編成しており、目標を達成した者に対し学士の学位を授与する。本学の建学の精神を理解し、特に自分の能力をいかして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指す者の受け入れを歓迎する。」と定めている。また、各学部・学科のアドミッション・ポリシーは、表 2-1 のとおりである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 2026 年度入学試験要項 p2～p3

【資料 3-1-2】 東海学院大学ホームページ 「アドミッション・ポリシー」

【資料 3-1-3】 2026 年度入学試験要項 p3

【資料 3-1-4】 2026 年度入学試験要項 p2

【資料 3-1-5】 2026 年度入学試験要項 p2

【資料 3-1-6】 2026 年度入学試験要項 p2

【資料 3-1-7】 2026 年度入学試験要項 p76

表2-1 東海学院大学各学部・学科及び大学院のアドミッション・ポリシー

学部のアドミッション・ポリシー		学科のアドミッション・ポリシー	
健康福祉学部	健康福祉学部は「生命」に関連する、福祉・スポーツ・栄養・医療など幅広いフィールドに興味を持ち、健康科学と社会福祉の両面から、創意工夫をもって課題の解決へと導こうとする主体的な探求心をもつ者を求める。	総合福祉学科	総合福祉学科は、開学以来の「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという歴史を受け継ぎ、近年では福祉・スポーツ・医療に関する分野で活躍できる人材を育成することを教育理念としている。そのような教育理念の下、本学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた学生を求める【資料3-1-3】。
		医療栄養学科	東海学院大学は、半世紀以上前に開学した東海女子短期大学の栄養士養成課程の歴史を継承し、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任のもとに行動できる人材の育成を教育理念に掲げている。このような教育理念のもと、管理栄養学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める【資料3-1-4】。
人間関係学部	人間関係学部は、心理学の分野や子ども学の分野に深く幅広い関心を持ち、心身の諸問題に主体的に取り組むことのできる専門的な知識と技術を修得し、社会に貢献しようとする目的をもつ者を求める。	心理学科	心理学科では、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に主体的に取り組み、人々を支援し、社会に貢献できる力をもった人材の育成という教育理念のもと、カリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、以下のような学生を求める【資料3-1-5】。
		子ども発達学科	子ども発達学科では、子どもを取り巻く環境や諸課題に関心を持ち、これらの課題に主体的に取り組むことのできる人材の育成を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や、能力、意欲を備えた学生を求める【資料3-1-6】。
東海学院大学大学院のアドミッション・ポリシー			
大学院人間関係学研究科は、開設以来、心の問題の解決に努めるとともに、臨床心理学領域での予防活動を展開できる人材、更には地域社会に貢献できる人材を育成することを教育理念としている。このような理念の下、人間関係学研究科は、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーに掲げる教育を受けるために、次の諸条件を備えた学生を求める【資料3-1-7】。			

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

学則第 41 条【資料 3-1-8】に基づき、本学において実施する入学者選抜については、入学試験要項に定めている。また、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程」【資料 3-1-9】に基づき、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会(以下、「入試委員会」という。)を中心に、各学部・学科及び研究科の教員と協働して、学生募集や合否判定等に係る企画を立案・実施する体制を構築している。また、学生の受入れに当たっては、各学部・学科及び研究科の教育理念・教育目的及び専門性に応じてアドミッション・ポリシーに則り、適切な募集及び入学者選抜活動を実施している。入試委員会は、学長、入試委員長(学長指名)、各学部長、各学科長、研究科長、各学部・学科選出委員、事務局長、入試広報部、総務部、教務部及び学生部各部長から構成されている。入試委員会の下部組織で、各学科及び研究科より選出された教員と入試広報部長及び入学試験課職員で構成される入学試験専門部会【資料 3-1-10】が、入学者選抜実施体制の基本方針を起案し、役職者会議の審議を経て教授会で承認を受け、その方針に沿って同部会の教職員が中心となり、入学者選抜を実施している。合否判定については、「東海学院大学入学者選抜合否判定委員会規程」【資料 3-1-11】に基づき、教授会より委任された合否判定会議において、受験者の調査書等、試験成績、過年度の入学手続率等を勘案して作成された合否判定案に基づき入学者の選抜を行っている。最終的に学長が合格者を決定し、役職者会議と教授会に報告している。

各学部・学科ともそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、①A0 入試(総合型選抜) A 方式・B 方式、②指定校推薦入試(学校推薦型選抜)、③公募制推薦入試(学校推薦型選抜) A 方式・B 方式、④スポーツ推薦入試(学校推薦型選抜)、⑤ファミリー入試(総合型選抜)、⑥一般選抜、⑦大学入学共通テスト利用入試、⑧大学入学共通テスト利用プラス入試、⑨社会人入試、⑩帰国生徒入試、⑪外国人留学生入試、⑫再入学試験、⑬編入学試験の多様な入学試験制度を導入している。また、これらの選抜方式は、単に多様な方式というだけでなく、各方式において独自の選抜基準を設け、それに沿った形で多様な可能性を持つ学生を募集するという方針を実現している。なお、一般選抜における試験問題は、入試委員会が入学試験作成委員を本学教員に委任して作成し、厳密かつ適切に管理している【資料 3-1-12】。また、本学では、指定校推薦入試などの早期の合格者に対し、高校での勉学継続に対するモチベーションの向上を目的とする特待生選考試験を行っている。これは希望者が一般選抜の前期 B 日程と同じ試験問題を 2 科目受験し、高得点者に対して奨学金を付与するもので、毎年数名が学費の減免の対象となっている。入試制度の広報については、入試委員会の下部組織で、各学科及び研究科より選出された教員と入試広報部長及び入試広報部職員で構成される学生募集・広報専門部会【資料 3-1-13】が毎年度策定する広報活動計画に基づき、各学部・学科及び研究科と事務局関連部署と連携して、オープンキャンパス、学外進学相談会、高校の進路指導者訪問、高校への出前授業などの様々の機会を設けて、主に入学試験要項や大学案内を用いて生徒、保護者、高校教員に丁寧な説明を行っているほか、ホームページで詳しい広報に努めている。

本学大学院においては、入学志望者に対しアドミッション・ポリシーの周知を徹底するため、オープンキャンパスなどで丁寧な個別相談を実施して、本学大学院の教育目的と入学者の学修目標のミスマッチを発生させない効果に結びつけている。また、入学者には、

本学大学院の掲げる教育目的を理解し、修学しようとする意欲が高いかを確認するとともに、学部での基礎学力を有し、教育等研究指導を受けるに足る能力を有しているかについても確認している。なお、本学大学院の入試には一般入試と社会人入試があり、合否判定に当たっては、一般入試、社会人入試とも学力検査(専門科目及び専門英語)と口述試験(面接)を課している。この入学者選抜においては、研究計画書の提出を求め、「大学院入学に相応の学力・知識及び研究意欲」を有しているかを重視し、志願者の研究・職務経歴も参考にしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-8】東海学院大学学則 第 41 条

【資料 3-1-9】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程

【資料 3-1-10】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験専門部会規則

【資料 3-1-11】東海学院大学入学者選抜合否判定委員会規程

【資料 3-1-12】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験専門部会規則

【資料 3-1-13】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・広報専門部会規則

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学では、入試委員会において、多様な入試区分や入試方式ごとの試験科目、募集人員、出願要件、入試実施方法などの入学者選抜方針について、毎年検討し、必要に応じて見直しを行ってきている。入学定員及び編入学定員については大学設置基準第 18 条を遵守している【資料 3-1-14】。なお、各学部・学科の学生受け入れ数の維持については次のとおりである。

①健康福祉学部(総合福祉学科、医療栄養学科)

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の収容定員 640 人に対して在籍者数は 488 人である。両学科ともに入学定員充足率は年々著しく改善してきているが、これは、アドミッション・ポリシーを分かりやすく丁寧に説明し、それに沿う学生の受け入れのための様々な募集活動、広報活動及び入試方法の見直しや実施による効果大きい。総合福祉学科においては、令和 8(2026)年度の学科の収容定員充足率は 0.76 倍と低迷している。しかし、令和 3(2021)年度には、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムに対応する教育目的及び教育課程の見直しや、新たに中高保健体育の教職課程を設置した。さらに、令和 5(2023)年度臨床工学技士養成カリキュラムの改正により、教育課程の見直しを行い、これらの改革を周知することにより入学者数の増加を見込んだ。その甲斐もあって、令和 7(2025)年度には入学者数 80 人、令和 8(2026)年度には入学者数 87 人と、入学定員 80 人を充足するに至った。今後も、ホームページを活用した全国的な広報の展開や、県内外での積極的な広報活動により、適正な定員管理に努めていく。

②人間関係学部(心理学科、子ども発達学科)

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の収容定員 680 人に対して在籍者数は 727 人である。子ども発達学科は、学生の教育者志望離れもあって平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度と入学者数が減少し、学科の収容定員充足率は 0.51 倍と低迷したため、平成 31(2019)年度に入学定員を 80 人から 50 人へ見直し、福祉分野にも関わる特別支援教諭、幼稚園教諭、小学校教諭などの教員免許及び保育士、准学校心理士、認定絵本士など様々な資格取得が可

能な教育課程とするなどの対策を実施した。今後は本学の独自の教育内容を受験生に周知徹底するなど県内外での効果的な広報活動により、適正な定員管理に努めていく必要がある。心理学科は、今後も安定的に志願者が見込めることから、令和2(2020)年度からは、3年次、4年次の各20人の編入枠を各学年10人分の入学定員へと振り分けて入学定員を110人から120人とした。医療専門資格の取得を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づき、学科に厚生労働大臣の指定による言語聴覚士及び救急救命士の資格取得のための教育科目を設置しているため、年々志願者が増加し、令和8(2026)年度には志願者206人に対して入学者数181人となり、学科の収容定員充足率が1.14倍となった。今後は、編入学者を含めて入学者数の厳格な管理に努め、適切な学生受け入れ数の維持を図っていく。

18歳人口の急減少、大学のユニバーサル化や二極化が進む中、入学定員に沿った入学者数を確保するため、本学では、これまで入試広報部で入試データを詳細に収集・分析し、それに基づいて入試委員会で詳しく検討し、役職者会議及び教授会での審議を経て、入学者選抜方法等の改善を行ってきた。キャンパスが、県内でも岐阜市東端に隣接する各務原市にあることから、東海地区にある他大学など競合校と比較して県内の受験生を集めきれないという課題がある。大学進学者の県外流出が多いことから、東海3県を中心としながらも、本学の各学部・学科のディプロマ・ポリシー上の強みを生かし、全国的な広報活動を展開していくため、ホームページの充実、遠方の積極的な高校訪問や各種進学セミナーへの参加、指定校推薦対象校選定の検討などを進めている。

③大学院

本学研究科の入学定員は7人、収容定員は14人である。令和8(2026)年5月1日現在の在籍者数は、19人で、定員を充足していることから、より優秀な学生の選抜のため研究成果の発信等に努めている【資料3-1-15】。

【エビデンス集・データ編】

【資料3-1-14】認証評価共通基礎データ【大学(専門職大学含む)】様式2

【資料3-1-15】認証評価共通基礎データ【大学(専門職大学含む)】様式2

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学則第13条【資料3-2-1】に規定されている役職者会議は、学長、副学長、各学部・学科長、附属図書館長、大学院研究科長のほか、事務局長、事務局各部長が構成員であり、役職者会議規則第2条(6)【資料3-2-2】において、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項を所掌事項としている。学生の学修支援については、教育研究開発センター【資料3-2-3】の下、教務委員会【資料3-2-4】、FD委員会

【資料 3-2-5】が活動している。各委員会には学科の教員が選出され、事務局職員が構成員として参加して様々な学修支援を実施するなど教員と職員が連携協働している。本学の学生への学修支援体制は、図 3-2-1 のとおりである。学生の学修をはじめ学生生活全般にわたる相談はクラス担任教員が応じている。そのため、学生は何らかの支援が必要と感じた場合、まずクラス担任教員に相談することになっている。加えて、学生が気軽に何でも相談できる環境に向けて学生生活課職員が相談に応じている。その他、支援内容によって保健室での相談や教務課への直接問合せなど、多様な学修支援ができるよう教員と職員等が協働している。

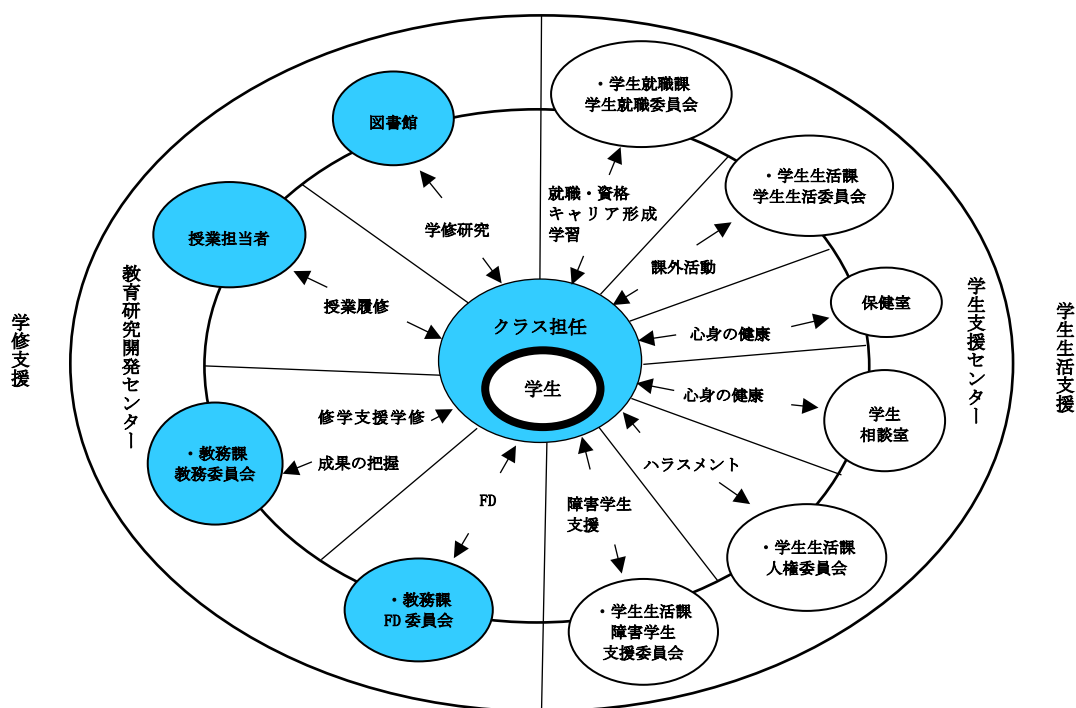


図 3-2-1 学修支援体制

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】東海学院大学学則 第 13 条

【資料 3-2-2】東海学院大学役職者会議規程

【資料 3-2-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 3-2-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【資料 3-2-5】東海学院大学 FD 委員会規程

3-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 入学前教育

本学のアドミッション・ポリシーに適した基礎学力強化のために、入学前の学修支援の一つとして、教育研究開発センターが教務委員会及び学生募集・入学試験委員会と連携して入学前教育に取り組んでいる【資料 3-2-6】。入学前教育は、本学への入学が早期に確定した入学者に対して、入学までの学習習慣の継続や基礎学力の向上を目的に各学科が学習内容を設定し、実施している。令和元(2019)年度入学者からの入学前教育については、各

学科でウェブ学習、課題学習から構成された受講コースを設定して実施し、大学への学びがスムーズにつながるよう学修支援をしている。令和 6(2024)年度からは、入学前教育の目的や課題について説明した動画を学科ごとに WEB 上で公開している。入学生にとって「参考になった」という声が多かった【資料 3-2-7】。

4 月からの学生生活をイメージして、毎年 3 月末に本学において入学前セミナーを実施している【資料 3-2-8】。参加学生からは、「入学への不安がとれた」「友達ができた」「学校の雰囲気が分かった」「資格へのイメージがはっきりした」などの感想が聞かれ、充実した成果を収めている【資料 3-2-9】。

2. クラス担任制

クラス担任制は全学的な制度であり、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程」【資料 3-2-10】を定めて、学生が安心して学修に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えることを目的としている。さらに、クラス担任教員は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱い、各学科が選出した教員で、原則として持ち上がりとしている。また、専任教員は、学生からの勉学上の悩み、資格取得の相談、将来の進路選択など、様々なことについて気軽に相談できるように週 1 回オフィスアワーを設けている。オフィスアワーは全教員が全学生を対象としてホームページで相談可能な時間帯を学生に周知するとともに、各教員の担当科目、メールアドレスを掲示している。これにより、学生が研究室での個別相談を教員にアポイントメントをとることなく相談ができる体制をとるとともに、メールにより随時、学生の相談に応じられるよう教務課が取りまとめている。

3. 学修に関するガイダンス

本学では、学生が学修を円滑に進めるための学修支援として、教員と職員が連携して学年ごとに前期及び後期が開始される前にそれぞれガイダンス【資料 3-2-11】を実施し、学生生活や履修方法等について周知徹底するとともに、学生が自身の学生生活や学修内容について見通しをもって取り組めるようにしている。

新入生に対しては、入学式の当日から 4 日間程度の日程で新入生ガイダンスを実施している。ガイダンスの内容は、履修、授業、試験、単位、成績(GPA)、卒業要件、資格取得、奨学金制度等を中心として説明を行っている。さらに、大学生活を始める新入生が適切に学修に取り組むために、学生生活における諸注意事項やそれぞれの相談の仕方などについても説明し、クラス担任教員による指導につなげている。

2 年次以降については、前期及び後期の開始前に、同様のガイダンスを実施して、各年次の履修科目の特性や履修状況の自己管理、資格取得に向けて学修計画、適切な学生生活に関して丁寧に説明し、個々の学生の状況に応じたクラス担任教員による指導につながるよう工夫している。

4. TA 等の活用

TA(Teaching Assistant)等については、大学院生の教育指導を実践する機会として制度が整備されており、令和元(2019)年度～令和 7(2025)年度は「心理学検査実習」「心理学統計法」「心理学観察演習」「心理学実験」「実験社会心理学演習」などの実験実習科目において、修士課程の大学院生が学部学生を対象として、教材作成、授業補助、実習支援などを

行っている。なお、令和 7(2025)年度は、延べ 13 人の大学院生が TA を行っている。TA を活用することは、大学院生の学修支援となる一方で、学生にとっては、自身の学修の積み重ねがどのような教育効果を持つかを実際の大学院生の姿から知ることができるため、学修への動機づけや意欲の向上につながっている。また学部生にとって年齢の近い大学院生との関わりは、メンター機能の効果も期待できる。本学における資格取得の学修が対人援助の専門家として心にふれあうことを大切にしたい学修となるよう、より充実した支援活動につながっている。

5. 学習支援プログラム

本学では、学習支援対策として、「国家試験・公務員試験等対策プログラム」【資料 3-2-12】、「学習強化プログラム」【資料 3-2-13】などの制度を設けている。「国家試験・公務員試験等対策プログラム」では、各学生がそれぞれの職種の専門家としての免許、資格を得るために、国家試験対策などについて各教員から学習支援を受けることができる。「学習強化プログラム」は、平成 28(2016)年度前期より「学習強化週間プログラム」として、学生が履修する一つ一つの科目の学習の積み上げが資格取得や学士としての学力を養うことに必須であることから、これら科目ごとの学習支援を行うことを目的として導入して平成 29(2017)年度に現在の名称に変更した。各科目の到達目標に達していない者に対して学習時間の確保に取り組んでいる。

6. 保護者との連携

保護者との連携は、年 1 回の保護者教育相談会【資料 3-2-14】において、年 2 回の保護者への成績表の送付、学生生活に関する様々な注意事項、クラス担任制などによる相談体制、必要に応じて随時保護者との面談を行うことへの理解と協力など、保護者と大学が連携して、学生の人間性確立のプロセスを支えていくことについて説明している。充実した大学生にふさわしい生活に自発的に取り組むために、保護者として気になること、大学として伝えたいことなど、互いに話し合える関係を大切にしながら、必要に応じて、保護者、学生、教員による三者面談を行っている。なお、三者面談を希望する保護者が多くなってきていることに対応し、令和 2(2020)年度から、それまで 1 日だった面談日を 2 日間に設定した。そうした取組みに対して、保護者からは、大学の様子や家庭では気付かなかった子どもの様子などが分かり、より安心して子どもを見守ることができるようになった、などの意見が寄せられている。このように、学生の自ら本学の学びによって人間性を確立していくことができるよう、保護者と大学が連携した学修支援体制を充実させている。

7. 障害のある学生への配慮

障害のある学生の支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(一部改正：令和 3 年 6 月 4 日公布)」及び、同対応指針(平成 27 年文部科学省告示第 180 号)の理念に基づき「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針」を定めて「修学上の困難に対する配慮や支援の支援システム」により実施している【資料 3-2-15】。入試出願前は入学試験課を中心として事前相談書【資料 3-2-16】の提出を求め、出願前に受験生と志望学科長、障害学生支援委員長、入試専門部会委員長、入学試験課職員による事前相談書に基づく聞き取り面談を行っている。入学が決定した後は、支援を必要としている旨の意思の表明があった場合は、令和 2(2020)年度以降は障害学生支援委員会の支援システムに則り、クラス担任教員、各学科の障害学生支援委員が中

心となって相談の開始を行い、支援の内容を当事者学生と学科で協議し、委員会での対応となれば障害学生支援委員会による合理的配慮の発出により支援を開始する体制となっている。なお、学科内での教育的配慮のみで適切に支援を行っている事例もある。

入学時には、心身に関する問診及び身上調査書の裏面、健康状態等記入の欄に、各学生が心身の状態を記入することになっている【資料 3-2-17】。また保健室では、個人情報に配慮してクラス担任教員と相談しながら、承諾を得た事項について関係教職員との情報共有を図っている。その後、クラス担任教員及び障害学生支援委員で個別面談を行い、具体的な配慮事項とそれに伴い情報開示する範囲について確認し、具体的な対応に取り組んでいる。また必要に応じて保護者との連携を図るなど、障害を理由に適切な学修ができないといったことがないような対応に取り組んでいる。令和 2(2020)年度に作成し令和 5(2023)年度に改訂されたリーフレット「障害等のある学生の修学支援について」を【資料 3-2-18】、学生に対して毎年 1 年次授業「基礎ゼミナールⅠ」にて周知し、また教職員へは全学教職員研修会を実施し理解啓発を推進している(表 3-2-1)。令和 4(2022)年度は、障害学生ごとに対応した合理的配慮の検討と支援に取り組むとともに、「重度障がい者大学就学等支援事業利用」を利用する身体障害学生の入学により、当該公共団体の所管課及び支援機関との支援会議を行い、「常時介護を要するような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画」を立案して学修支援を行った。令和 5(2023)年度以降は、重度の障害のある学生に対する支援内容の計画・評価に取り組み、令和 7(2025)年度に対象学生が卒業となり支援は終結した。

表 3-2-1 障害学生支援委員会の活動(2023 年～2025 年)

年	活動内容	障害学生の在籍実態
2023	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の修学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの全学生配布 ・1 年次「基礎ゼミナール」での学生への授業(子発・心理) ・全学教職員研修会 ・支援リーフレットの改訂	①視覚障害②発達障害・発達の困難③精神疾患④心身の不調⑤てんかん⑥身体障害⑦聴覚障害の支援の継続
2024	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の入学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの入学生配布 ・1 年次「基礎ゼミナール」での学生への授業(子発・心理) ・全学教職員研修会	①発達障害・発達の困難②精神疾患③心身の不調④てんかん⑤身体障害⑥聴覚障害の支援の継続
2025	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の入学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの入学生配布 ・1 年次「基礎ゼミナール」での学生への授業 ・全学教職員研修会	①精神疾患②心身の不調③てんかん④身体障害⑤聴覚障害の支援の継続

8. 休学者・退学者への対応

休学者・退学者への対応については、教員と職員が一体となって取り組んでいる。学生には、休学・退学に関してはクラス担任教員にまず相談するよう指導している。クラス担

任教員は「修学、友人関係、健康、経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている【資料 3-2-19】。クラス担任制によって教員と学生との円滑なコミュニケーションがとれていることで、学生が個々の状況に応じて教員からきめ細かい指導を受けているなか、休学・退学に関しても学生の最善の利益を第一に個別に対応している。さらに、クラス担任教員と学生の話し合いを踏まえ、関連の事務職員が連携し、学生にとって最善の利益となる対応策を提案しながら、必要に応じて保護者との連絡、懇談というように、適切なサポート体制をとっている。

中途退学者に関しては、各学部・学科別の全在籍者数に対する退学者率の推移は令和 5 年度から令和 6 年度は減少し、令和 7 年度は横ばい傾向にある。原因として令和 5 年度まではコロナ禍の影響により就学意欲の低下の人数が増えていたが、コロナ禍の影響が薄れてきたことやクラス担任教員による相談等の学生へのケアによる効果も考えられる。今後教務委員会を中心として、中途退学者の様々な事由や原因についての分析を行い、問題に対処する取り組みを実施し、効果につなげていきたい。前期及び後期の成績表はクラス担任教員を通じて学生に渡しており、学修意欲の低下につながるケースについても個別に相談指導している。単位の修得状況などはクラス担任教員が把握しているため、各学生に応じた具体的な指導をすることができる。また授業欠席への対応については、一つの授業科目で欠席数が 3 回以上になるとクラス担任教員に連絡するようにしており、学生の学修状況全体の理解と指導の徹底に取り組んでいる。さらに、平成 27(2015)年度からは、ウェブ上で、教員と学生が相互に授業の出欠状況について把握できるシステムを導入し、休学者・退学者の減少に努めている。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者に対して学修状況及び今後の見通しに対して説明を行い、家庭とも連携した学修支援を行っている【資料 3-2-20】。

進路変更に関するケースについては、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いなどを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、学生にとって最も適切な進路を話し合いながら、それぞれが納得して、自信をもって次へのステップを踏めるように取り組んでいる。

経済的困窮に関するケースについても、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いや生活状況などを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、様々な奨学金制度などの活用を検討しながら、中途退学とならないよう努めている。

大学院については、近年中途退学者が生じており、指導教員及び副指導教員による定期的な個別面談を通じて修学状況を把握し、心身の不調による退学の予防に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 3-2-7】 令和 8(2026)年度入学生入学前教育課題等送付資料

【資料 3-2-8】 令和 8(2026)年度入学生入学前セミナー実施要項

【資料 3-2-9】 令和 8(2026)年度入学生入学前セミナーアンケート結果

【資料 3-2-10】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程

【資料 3-2-11】 令和 8(2026)年度前期・令和 7(2025)年度後期ガイダンス等日程

【資料 3-2-12】 令和 7(2025)年度国家試験・公務員試験等対策プログラム

- 【資料 3-2-13】 令和 7(2025)年度前期・後期学習強化プログラム
- 【資料 3-2-14】 令和 7(2025)年度保護者教育相談会実施要領
- 【資料 3-2-15】 本学における修学上の困難に対する配慮や支援の支援システム
- 【資料 3-2-16】 受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書
- 【資料 3-2-17】 令和 8(2026)年度入学 身上調査書
- 【資料 3-2-18】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針
「障害等のある学生の修学支援について」(リーフレット)
- 【資料 3-2-19】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 3-2-20】 令和 7(2025)年度保護者教育相談会実施要領

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、建学の精神に基づき、各学部・学科の専門教育を通じて培った知識・技能を活かし、学生が社会の人々の健康、教育、福祉及び地域産業に貢献できる職業に就くことができるよう、体系的なキャリア支援を実施している。

教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導を推進するため、学生就職委員会及び学生就職課を中心とした支援体制を整備している。委員会については「学生就職委員会規程」に基づき運営している【資料 3-3-1】。

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

全学部・学科の学生を対象として、教養教育科目に「就業力基礎」「キャリア形成」「インターンシップA」「インターンシップB」を配置している【資料 3-3-2～3-3-5】。

「就業力基礎」では、主として1年次学生を対象に、自己理解や社会理解を深め、将来の職業生活を見据えた大学生活の在り方について学ぶ機会を提供している。

「キャリア形成」では、2年次学生を対象に、自己分析、業界研究、職業観の形成を通して、主体的な進路選択ができる能力を育成している。

また、「インターンシップA」「インターンシップB」では、企業・施設等での実習や就業体験を通じて、職業適性の理解を深めるとともに、専門職として必要な実践力の向上を図っている。

さらに、入学時から卒業後まで切れ目のないキャリア支援体制を構築し、学生のキャリア意識の醸成と希望進路の実現を支援している【資料 3-3-6】。

3-3-②キャリア支援体制の整備

(1) 教職員の連携

クラス担任教員と学生就職課職員、資格に関わる教科担当教員も交えて学生の相談・助言を担っている。教員と学生就職課職員との面談による情報交換も随時進めており、学生は教員に相談しても学生就職課職員に相談しても同じ情報を基にアドバイスが得られ、履修・実習等と就職活動の両立が図られるよう体制を整えている。

毎年、社会状況や求人求職活動の特徴により支援テーマを設定しており、全学的な理解のもと進路支援に当たっている(表 3-3-1)。

表 3-3-1 教職員によるキャリア支援状況

年度	支援内容
令和 6 年度	〔大学〕 業界研究会を企画し、低学年から専門職の役割や業務内容を理解する機会を提供する。また、学びを活かせる企業や業界についても情報提供してインターンシップに接続させる。各学生が目標や将来像を抱いて履修を進め、早期化した進路活動に合わせた活動ができるよう支援する。 〔大学院〕 研究推進と共に、見学訪問や行政機関の心理職を奨励し、各自の将来像が実現できる職域を見出す支援にあたる。
令和 7 年度	〔大学〕 低学年から「ガクチカ」に意識を持たせるアナウンスを進めて、対面での学生生活を推奨し、就職支援サイトを上手く活用しつつも仕事体験・施設見学・就活イベントへ参加するよう支援にあたる。3 年生から進路活動がスタートする認識を得るよう告知する。 〔大学院〕 社会が求める心理職の職域を探索し、研究と就職活動を計画的にスタートできるよう支援にあたる。
令和 8 年度	〔共通〕 学生がキャリア形成の計画を立て、学生生活の充実をはかると共に、進路意識を向上させて将来への目標設定と対策を進められる支援にあたる。 〔大学〕 低学年は「進路活動」、高学年は「就職活動」と区別する。大学生活のスタートを支援する。高学年には卒業後の目標に向けた就労体験や採用試験対策を促し、志願先の選択肢を増やす 情報提供にあたり、各学生の就職活動に寄り添う対応にあたる。 〔大学院〕 心理職を職域で区分し、効率よく就職活動を進められる情報提供にあたる。

(2) 学外機関や団体との関係構築

学生就職課では学外の労働関係機関や団体との関係構築を大切にしている。新卒応援ハローワーク、岐阜県総合人材チャレンジセンター、岐阜県インターンシップ推進協議会、岐阜県学生就職連絡協議会、岐阜県商工労働部雇用促進課、岐阜県教育委員会、岐阜県子育て人材支援センター、岐阜県経営者協会、岐阜県私立幼稚園連合会、岐阜県民間保育園・子ども園連盟、岐阜県社会福祉協議会、各務原市役所などがある。各機関と情報交換を密に行い、各団体主催支援行事の学内案内、学生参加の促進、学内説明会を開催している。

(3) 学生ニーズに寄り添った支援体制

① 学生の進路希望の把握

3 年生全員から「就職登録カード」の提出を受け、学生の個性、進路の希望や条件、課外活動履歴、奨学金返済の必要性等を把握している。

② 個別相談

個別相談は学生の空き時間や E メール・電話にも柔軟に応じ、予約なしで受け付けている。学生就職課にはキャリア・コンサルタント有資格者 1 名を配置し、学生一人ひとりが豊かな社会生活を送るために、個性を尊重したキャリア形成、就職支援に取り組んでいる。

加えて、週1回ハローワーク・ジョブスタッフによる個別相談も実施している。

障がいのある学生や配慮が求められる学生に対しては、学生支援センター(障害学生支援委員会)をはじめ各部署や担当教員と情報共有して個別支援に当たっている。保護者を交えた三者懇談も実施している。求人情報は本学の求人受付 NAVI をはじめ、ハローワーク障害者担当及び障がい者の就職支援業者と連携して障がい者向けの求人情報を得ている。

③就職ガイダンス、セミナー

- ・前期・後期の学期はじめのガイダンス日には、大学院を含む全学年を対象に、学年・学科ごとにキャリアガイダンスを実施している。

- ・新入生／入学式当日に「アルバイトの労働条件セミナー」を開催した。

2年生／後期に進路意識を早期に意識させるために就職ガイダンスを実施した。就職活動スケジュールと共に、就職支援サイトの活用と求人検索 NAVI の登録を進めた。

3年生／5月にインターンシップ・ガイダンスを実施した。インターンシップの探し方、その後の活動の進め方などのノウハウを説明した。その後、就職ガイダンスを学科・専門分野ごとに開催し、専門分野に沿う的確な情報提供を進め、スムーズな就職活動の開始に配慮している。

- ・就職試験対策講座

公務員試験をはじめ昨今の採用試験における選考方法の変化により令和6年度から毎年内容を見直して実施している。前半(令和7年12月25日～26日)はSPIや諸論文などの筆記試験対策と集団面接対策を進め、後半(令和8年1月13日～16日)はWEBによる個別面接練習を実施した【資料3-3-7】。

- ・業界研究会

専門職を目指す学生を対象に業界関係者を講師に招いて説明会を開催している。

保育職(令和7年6月2日、令和7年11月7日、令和7年12月1日)、

栄養士・管理栄養士(令和7年11月21日)、消防・救命救急(令和7年12月16日)

教職(令和7年4月14日、令和7年11月6日、令和7年11月27日)、

福祉(令和7年12月15日)

言語聴覚士(令和7年12月22日)

保安・救急(令和7年7月14日、令和7年12月11日、令和7年12月16日)

- ・保護者向け進路情報提供

令和7年6月 3年生の保護者対象 保護者版のガイドブックを購入・郵送

(本学の支援や求人状況、就職実績の説明文も同封)

令和7年11月 保護者教育相談会・就職説明会の開催

令和8年1月 就職活動応援郵便(年明けからのイベント案内、就職活動の諸注意)

【資料3-3-8】。

④卒業生調査

卒業生に対して、在職状況の確認と在学中の学びで役立ったことや就職活動に必要なことへのアドバイスを得ることを目的に、卒業生就業状況調査を令和7(2025)年3月～4月にかけて実施した。卒業後1年と3年経過した卒業生を対象とした。この調査結果をアセスメントプランに活用していきたい【資料3-3-9】【資料3-3-10】。

⑤大学院生への支援

大学院においては、心理臨床領域のカリキュラムを履修し、学外実習を通して専門職としての知識やスキルの修得を支援している。保健医療(岐阜病院、犬山病院、不破ノ関病院)、福祉(桜学館、樹心寮、ラルジュ、なないろ)、教育(西濃学園、大垣日本大学高等学校)、司法・犯罪(少年鑑別所)、産業・労働(産業保健総合支援センター)の各施設で体験学習を行うことができた。

大学院生対象の就職ガイダンスも実施し、公務員・福祉業界・医療業界への進路について説明し、1回生から研究と共に心理職への道を意識するよう支援している。

さらに、個々の大学院生の進路に応じて、希望者には具体的な職種の説明会やインターンシップを行っている(法務省 インターンシップの案内)【資料 3-3-11】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料 3-3-2】 シラバス「就業力基礎」

【資料 3-3-3】 シラバス「キャリア形成」

【資料 3-3-4】 シラバス「インターンシップ A」

【資料 3-3-5】 シラバス「インターンシップ B」

【資料 3-3-6】 キャリア科目 履修者数一覧

【資料 3-3-7】 2025 就職試験対策講座

【資料 3-3-8】 令和 7 年度 学生就職委員会・学生就職課 進路支援事業

【資料 3-3-9】 卒業生 就業状況調査 アンケート用紙

【資料 3-3-10】 卒業生 就業状況調査 集計結果

【資料 3-3-11】 法務省人間科学系インターンシップ

3-4. 学生サービス

3-4-①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学則第 13 条【資料 3-4-1】に規定されている役職者会議は、学長、副学長、各学部・学科長、附属図書館長、大学院研究科長のほか、事務局長、事務局各部長が構成員であり、会議規則第 2 条(6)【資料 3-4-2】において、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項を所掌事項としている。また、学生が充実した学生生活を安心して送ることができるように、学生支援センター【資料 3-4-3】の下、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会【資料 3-4-4】、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会【資料 3-4-5】、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会【資料 3-4-6】、東海学院大学人権委員会【資料 3-4-7】などの委員会が活動している。本学では、学生生活の安定のため学生を中心とした視点に立ち、学生生活がより充実したものとなるよう、各委員会には学科の教員と関連部署の事務局職員が構成員となり支援を実施し、学生生活課、学生就職課などの事務局職員が直接窓口にて対応するなど、教員と職員が連携協働して学生生活の支援に努めている。

学生生活の安定のための支援としては、学生生活全般に係る支援、経済的支援、課外活動支援、心身の健康に関する支援、就職支援及び障害等のある学生の修学支援等があり、学生の多様なニーズに対応する体制を整えている。また、令和 2(2020)年に発生し、令和 5(2023)年に 5 類感染症となった新型コロナウイルス感染症に対しても、学生生活の安全な環境とともに、心身の不安への配慮なども徹底してきた。

なお、具体的な支援は以下のとおりである。

1. 学生生活全般に係る支援

学生生活全般に関する相談・支援は、クラス担任教員が中心となり、担当学生に対し入学時から卒業時まで、必要に応じて学修状態や進路、学生生活状況(暮らし、健康、経済、アルバイト等)について指導や助言を行っている。クラス担任教員は、学生に承諾を得た上で、学科全体で共有すべき情報は個人情報漏洩防止を徹底しつつ学科会に報告し、全学的調整を必要とする事項については、学科長を経て諸組織の責任者等に進言し、関連委員会、関係部署と連携し支援できる仕組みにしている【資料 3-4-8】。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者と必要な情報を共有し協力し合える機会【資料 3-4-9】を設けるとともに、全教員がオフィスアワーを毎週設定し、クラス担任教員以外の教員も学生の相談に応じ、問題・状況によってクラス担任教員と連携する体制になっている【資料 3-4-10】。

学生が安心して学生生活を送ることができる環境づくりの一つとして、学生相談室を設置している。火曜日から金曜日の 10 時から 17 時に開室し、令和 4(2022)年度からは公認心理師資格・臨床心理士資格を持つ専門職を配置し、更なる充実を図っている。メールや電話相談でも受け付け、健康面や学力面などの多様な不安に寄り添い、即時対応できるように体制を整えた。また、令和 6(2024)年度からは、改善した内容や進展について PDCA サイクルが一覧で把握できるよう、記録文書をより明確化したことで学生相談室機能を充実させた。障害学生支援委員会では、本人及び学科等からの支援要請に対して委員会で討議を行い、個々のニーズに適切に対応できる体制の構築に取り組んでいる【資料 3-4-11】。また合理的配慮の必要がある学生には、障害に配慮した授業支援やプライバシーを考慮した支援を実施している【資料 3-4-12】。全学防災避難訓練では、学生ボランティアによる障害学生の避難訓練を実施し【資料 3-4-13】、理解啓発に努めている。人権委員会では、平成 30(2018)年度にハラスメントに関する相談体制の整備【資料 3-4-14】、対応フローチャート図【資料 3-4-15】の再構築を図り、教職員に周知と啓発を行った。令和 5(2023)年度にはフローチャートを修正し、対応時の流れを明確にした。学生を対象とした人権の講習会を実施し、相談窓口の周知や、教職員研修会等によりハラスメントの発生防止に努めている。また意見箱の設置を行い、いつでも相談できる環境を整えている【資料 3-4-16】。

なお、学生支援についての質の向上を目的として、学生生活満足度調査を毎年実施しており【資料 3-4-17】、各関連部署による評価・改善策を検討し、改善に努めている。令和 3(2021)年度から調査をウェブシステムで行うなど、より正確な現状把握をするとともに、その統計結果はホームページにて公開し、学生自身の振り返りや地域など第三者からの評価や改善にもつなげている。令和 7(2025)年度には、ワーキンググループを立ち上げ、回答しやすいことと分析しやすいことを重視し、学修支援・学生生活支援・学修環境の 3 つの成果について評価できるよう項目を一新し、名称を「学生生活アンケート」と改めた。

教職員の支援スキルの質を高めるための取組みとして、表 3-4-1 に示すとおり教職員研

修会を毎年実施している。学内講師に留まらず、学外からの有識者講義を行うなど、大学全体への啓発を通じて学生支援体制を強化している。

学生の事故・事件、感染症、不祥事・犯罪等の発生防止と対応に関しては、学期初めの学生生活課オリエンテーションで発生防止策を学生に周知するとともに、学内掲示やホームページ等により啓発を行っている。発生した場合は、学生からの報告・連絡を受け、クラス担任教員あるいは学生生活課から学生部長、教務部長、各学科・研究科長に連絡・報告し、協議の上で対応するとともに、必要に応じて事務局長、各学部長、副学長、学長に報告・対応する体制になっている。

表 3-4-1 教職員研修会実施結果

実施年月	講師	研修会名
平成 30(2018)年 3 月	学外講師	アカデミック・ハラスメント防止研修会
平成 30(2018)年 12 月	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和元(2019)年 8 月	人権委員講師	人権侵害の啓発に関する研修会
令和 2(2020)年 2 月	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 2(2020)年 3 月	学科別研修	ハラスメント対応フローチャートの説明講習会
令和 2(2020)年 4～5 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 3(2021)年 3 月	障害学生支援 委員講師	障害等のある学生の支援に関するリーフレット周知
令和 3(2021)年 4～5 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 4(2022)年 3 月	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 4(2022)年 7 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 5(2023)年 2 月	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
	学内講師	人権に関する研修会
令和 6(2024)年 2 月	学科別研修	人権に関する研修会
	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 7(2025)年 2 月	学外講師	人権に関する研修会
	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 8(2026)年 2 月	学科別研修	人権に関する研修会
	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会

2. 経済的支援

本学では、経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、また、社会人・外国人留学生としても学びを深めることができるよう、本学独自の複数の奨学生制度を設けている。本学独自の奨学生制度の例としては、入学試験の種別や入試成績による入学金や授業料、教育充実費の減免がある(表 3-4-2)。この他に、入学金納付の猶予(延納)及び学費納付の猶予(分納・延納)や家計が急変した学生を対象とした入学金、授業料免除の支援がある【資料 3-4-18】【資料 3-4-19】。

「進学をあきらめないで奨学生」は、将来活躍が期待される人間力豊かで有為な者たちの進学への希望を経済的側面から支援しようと、平成 26(2014)年度より設けており、諸事情により大学進学をあきらめなければならない状況の者を積極的に採用している。また令和元(2019)年度入学者より、東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって甚大な被害に遭った者への「被災者支援制度」を設けていたが、令和 6(2024)年 1 月に発生した能登半島地震を機にさらなる制度の充実を図り、あらたに「激甚災害等により被災した学生に対

する学費等減免規則」を制定した【資料 3-4-20】。

表 3-4-2 本学独自の奨学生制度等

奨学生の種類・制度	内容
スポーツ奨学生	スポーツ推薦入試に合格した者に対し、原則 4 年間、ランクに応じて学費を免除又は減額する。
優秀奨学生	一般選抜、大学入学共通テスト利用入試又は大学入学共通テスト利用プラス入試に優秀な成績で合格した者及び特待生選考試験で優秀な成績を修めた者に対し、その成績により、2 年間、①授業料及び教育充実費の全額、②授業料及び教育充実費の半額、③入学金の全額(入学時のみ)のいずれかを減免する。
特別優遇奨学生	一般選抜、大学入学共通テスト利用入試又は大学入学共通テスト利用プラス入試に合格した者で、高等学校在学時の評定平均値が 3.5 以上の者に対し、2 年間、年間の授業料から 40 万円を減額する。
特別奨学生	①指定校推薦入試に合格した者、②東海地区理科研究発表会に出場した者、③子ども発達学科入学希望者で英語の能力に優れた者で、採用基準を満たす者に対し、その成績により、授業料の全額又は半額を、2 年間減免する。
社会人奨学生	社会人入試に合格した者に対し、入学金を免除し、4 年間、授業料の半額を減額する。
外国人奨学生	外国人留学生入試に合格した者に対し、入学金の半額を減額し、4 年間、授業料の半額を減額する。
編入奨学生	編入学試験に合格した者に対し、教育充実費を全額免除する。さらに、特別編入学者には入学金を免除するとともに、年間の授業料を 40 万円とする。指定校推薦編入学者は年間の授業料を 40 万円とし、一般編入学者及び社会人編入学者は年間の授業料を 60 万円とする。入学年次により 2 年又は 3 年間にわたり交付する。
ファミリー奨学生	ファミリー入試に合格した者に対し、入学金を免除する。
沖縄特別奨学生	沖縄県に在住する本学入試合格者に対し、入学金の半額を減額する。
進学をあきらめないで奨学生	A0 入試、公募制推薦入試、一般選抜、大学入学共通テスト利用入試又は大学入学共通テスト利用プラス入試合格者で、経済的理由により大学進学が困難な状況にある者に対し、入学金の全額及び初年度の授業料の全額、又は入学金の半額及び初年度の授業料の半額を減免する。
入学金、授業料の免除及び徴収猶予	経済的理由により授業料等の納付が困難な学業優秀者を対象とする、入学金・授業料免除及び徴収猶予制度。
激甚災害等により被災した学生に対する学費等減免制度	国が激甚災害に指定した災害等により被災し、経済的に修学困難となった者に対し、学費等の減免を行う。減免は入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び資格課程履修費について行うものとし、減免の額は被災状況に応じて全額又は半額とする。ただし、入学金は全額免除とする。

学外資金によるものは、日本学生支援機構による奨学金、地方自治体の奨学金、企業や各種団体の給付・貸与奨学事業、総合福祉学科及び子ども発達学科学生には都道府県の修学資金制度があり、きめ細かな情報提供を行っている。令和 8(2026)年度においては、表 3-4-3 に示すように、本学学部在籍者数 1,215 人のうち 568 人(46.7%)の学生が日本学生支援機構による奨学金を利用しており、このうち 107 人(8.8%)の学生が第一種と第二種貸与奨学金を併用していた。また日本学生支援機構以外の奨学金の利用状況は、表 3-4-4 に示すとおりである。学生の経済的な問題に対しては、クラス担任教員が中心に相談・助

言を行い、学生生活課と連携して学生に情報提供して支援している。

表 3-4-3 令和 8(2026)年度 日本学生支援機構奨学生数(令和 8(2026)年 5 月 1 日現在) (人)

学年	給付	貸与/一種	貸与/二種	一種・二種併用	実人数
1 年生	73	63	80	34	135
2 年生	98	67	88	33	168
3 年生	67	55	67	20	137
4 年生	70	56	63	20	128
合計	308	241	298	107	568

()内の数字は大学院の人数(外数)

表 3-4-4 令和 8(2026)年度 日本学生支援機構以外の奨学生数(令和 8(2026)年 5 月 1 日現在) (人)

学年	地方自治体	企業・ 各種団体	介護福祉士 修学資金	保育士 修学資金	その他	延べ人数
1 年生	0	0	0	0	0	0
2 年生	1	1	2	0	0	4
3 年生	0	2	1	0	0	3
4 年生	3	5	0	0	0	8
合計	4	8	3	0	0	15

大学院の経済的支援として以下の 5 項目を挙げることができる。第一に、学部と同様入学金と授業料の免除及び徴収猶予制度がある。第二に、日本学生支援機構による奨学金制度があり、成績優秀者や修士論文が優れている者、社会的貢献等により返還免除を受けるものもある。令和 6(2024)年度には国による「授業料後払い制度」が創設され、授業料と生活費の支援の幅が広がるとともに、貸与終了後は所得に応じた無理のない返還額を設定できるようになった。第三に、ティーチング・アシスタント制度(TA)である。将来、心理専門職となる意欲と優れた能力を持つ大学院学生に、心理専門職としてのトレーニングの機会を提供するため、また経済的支援を行うために、TA として優先的に採用している。第四に、大学院入学者には、学年ごとの研究室に個別のパソコンを設置し、プリンターや修士論文の分析を行うための統計ソフトを搭載した共有パソコンが利用できるようにしている。第五に、長期履修学生制度がある。就業年限を 3 年とするコース、4 年とするコースを設けており、学費は標準 2 年間に納入する総額と変わらず、3 年コースでは 3 年間に分割、4 年コースでは 4 年間に分割して納入することができる。

3. 課外活動支援

本学では、学生の自治会活動やサークル活動、ボランティア活動等の課外活動は、建学の精神「行動力豊かな教養人の育成」の一環として位置づけ、学生の主体的な判断と行動、コミュニケーション力とリーダーシップ、協調性や社会性等を醸成し、成長する教育機会として自主的な取り組みがなされるよう、積極的に支援を行っている。学生が企画・運営する学生会活動や大学祭、新入生歓迎会は、学生生活委員長を顧問とし、学生生活委員会構成員や学生生活課職員と協働し学生の自主性を重視しながら支援をしている。またサークル活動は学内の教職員が顧問となり指導・助言をしている。令和 2(2020)年度においてはコロナ禍の影響により多くの行事が中止となった。そうした中、令和 3(2021)年度の「大学祭」は伝統が途切れないようにと願う学生を側面的に支援し、オンデマンド方式を学生

主体で実施し、令和 4(2022)年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底した支援を側面で行い、学生自らが対面方式で実施することにつながった。

課外活動への経済的支援としては、強化指定クラブへの助成【資料 3-4-21】、学生会助成【資料 3-4-22】、同窓会助成【資料 3-4-23】及び教育後援会助成があり、学生が積極的に活動できる基盤が整備されている。令和 8(2026)年度のサークル登録数は、28 団体である【資料 3-4-24】。

4. 心身の健康に関する支援

(1) 保健室

安定した学生生活を送るための重要な支援の一つが、学生の心身の健康に関する支援である。特に本学は、医療、栄養・保健、教育、福祉の分野で活躍できる人材を育成する教育機関であることから、学内での日頃からの健康管理は元より、長期にわたる臨床実習や教育実習に係る心身の健康管理も行っている。健康管理は主として保健センターを中心に、健康管理の種類により学校医、保健室、学生相談室、クラス担任教員、さらに各学科の実習担当教員がそれぞれの役割を担い、かつ連携・協働する体制を整えている。

保健室には保健師が常駐し、【資料 3-4-25】に示すとおり学生からの健康相談などに対応している。学校医や提携病院と常に連携しながら学生の健康状態の把握と管理、緊急時の対応を行っており、全学生を対象とする定期健康診断は例年 4 月までに実施している。令和 7(2025)年度については、【資料 3-4-26】に示すとおり受診率は 95.4%(大学院生含む)である。定期健康診断では学生の基本的な健康状態を把握し、生活習慣の改善とともに、疾患の早期発見・早期治療へ繋げることを目的に実施している。健診の結果「要観察」に対しては健康指導を行い、「要精検」「要医療」に対しては医療機関への受診勧奨を行っている。また感染症予防対策の一つとして、入学者全員を対象に入学時の定期健康診断で、小児感染症の抗体価検査(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎、B 型肝炎)を大学全額負担で行っている。抗体価検査の結果が陰性・擬陽性の学生には、自己負担で予防接種を受けるよう勧奨し、臨地実習での感染予防対策としては、実習開始前に B 型肝炎・C 型肝炎の予防接種を受けさせ、医療従事者としての学生の自覚を促し臨地実習に向けての準備の一端としている。

健康管理全般にわたる学生支援は、年度初めの学生生活課オリエンテーション及び臨地実習ガイダンスにおいて説明し、適切な判断と行動の下に自己管理できるように指導している。また、メンタルヘルスの不安等に対しての健康相談や保健指導を丁寧に行い、必要時はクラス担任教員や学生相談室と情報の共有を行い、総合的に学生自身のサポートにあたっている。

(2) 学生相談室

不安や悩みの内容は、学業に関する相談や今後の進路への不安、家族や友人との関係、部活や教職員との関係、自分自身に関する悩み、心身に関する相談等、多岐に渡る【資料 3-4-27】。心安らぐ落ち着ける場所を求めて来室する学生が多く、1 度来室した後に次回も来室するケースなどがある。身近な支援は重要であるため、火～金曜日の 10 時～17 時を開室し、予約も可能としている。同じ担当者が継続して相談対応する中で、傾聴によるストレス軽減や、静かに過ごせる居場所となるようにも留意し、相談者自らが力を取り戻すことができるような支援体制としている。また、悩みを教員や家族に直接言えないので相

談室から伝えてほしいと相談に来る学生もいるため、本人の同意の下に各部署と連携を行い支えている。

保護者対応については、開室時間を総務課に提示し協力を得つつ、Eメールや電話相談等で学生支援へと結び付けていけるよう体制を整えている。

精神的な悩みを抱えた学生が存在しており、令和4(2022)年より公認心理師資格・臨床心理士資格を持つ専門職1名を週1回配置し、令和8(2026)年度からは専門職2名で週3回と充実させ、身体・精神疾患等に関する心理支援や査定を行い、専門的見地から学生に寄り添える体制としている。心理検査等を元にしたアプローチについては、インフォームド・コンセントを行った上で、関係部署と連携をしており、予約制とすることで安心して相談できる場を整えている。

相談内容については、緊急性と課題取組みの順を相談員内で即時アセスメントし、情報共有が必要となる部署に報告・連絡・相談を行い、迅速に対応するとともに、毎月の集計と内容の吟味を行い、学生支援センター内の各部署に報告及び連携を行っている。

学生相談室を周知するため、東西キャンパスでの掲示【資料3-4-28】や学生便覧【資料3-4-29】、ホームページでの説明、ガイダンス等を充実させ、相談室の様子が分かり気楽に入室できるように、ドアを少し開けて待機するなどの工夫を継続しており、認知度は高まりつつある。引き続き、全ての学生が必要時に自主的に相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、学生本人に寄り添ったカウンセリングが行えるように質の向上を図っている。また、令和5(2023)年4月の前期ガイダンスにおいては、全学生を対象に、学生相談室より言葉の視点から、「心の健康」について他者への言動やネット等での文言を見直すきっかけとなるような啓発を行った。学生相談室に来室する学生のみに限らず、各々が他者を尊重でき全人的な成長となるように工夫をしている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

安定した学生生活を保証するためには、入学する学生の意識が多様化している現状を認識・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要がある。令和元(2019)年度から学生生活満足度調査(令和7(2025)年度からは学生生活アンケート)を毎年実施し、その分析結果を基に学内各部署で自己評価を行い、学生が必要としている支援の改善に取り組んでいる。令和3(2021)年度は調査方法をデジタル化しており、更に整備を進めていく。

全学的な学生生活の支援体制としては、教員と職員が協働体制を取り、それぞれの立場で相互に連携し、補いながら学生にとって最も適切な対応ができるようにする。教職員の支援スキルの向上を図るため、教職員研修会に継続して取り組み、適宜、学外講師による新しい知見も学べるよう、ウェブ会議システム等の整備も充実させている。

経済的支援における学外奨学金制度については、学内掲示板だけでなく令和2(2020)年度から本学より全学生へ付番されたEメールアドレスを活用して周知し、引き続き支援を行っていく。また課外活動等への支援は、関係顧問教員と学生生活課職員が協働し、学生の自主性を尊重しつつ支援し、経済的な面では同窓会とも連携しながら支援を進めていく。

心身に問題を抱えた学生に対しては、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために教員と職員が協働体制の下で学生を継続して支援しながら、卒業後を見据えた受援力や援助希求能力の向上も図っていく。障害等がある学生への支援においては、障害学生支援委員会により令和元(2019)年度に構築された支援システムに則り更に進めていく。

【エビデンス資料・資料編】

- 【資料 3-4-1】 東海学院大学学則 第 13 条
- 【資料 3-4-2】 東海学院大学役職者会議規程
- 【資料 3-4-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程
- 【資料 3-4-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程
- 【資料 3-4-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程
- 【資料 3-4-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 3-4-7】 東海学院大学人権委員会規程
- 【資料 3-4-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 3-4-9】 令和 8(2026)年度保護者教育相談会実施要領
- 【資料 3-4-10】 令和 8(2026)年度前期オフィスアワー一覧表
- 【資料 3-4-11】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針
- 【資料 3-4-12】 「障害等のある学生の修学支援について」(リーフレット)
- 【資料 3-4-13】 障害学生の避難訓練資料
- 【資料 3-4-14】 ハラスメント防止・対策に関するマニュアル
- 【資料 3-4-15】 ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順(フローチャート)
- 【資料 3-4-16】 意見箱資料
- 【資料 3-4-17】 令和 7(2025)年度学生生活アンケート
- 【資料 3-4-18】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則
- 【資料 3-4-19】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則
- 【資料 3-4-20】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部激甚災害等により被災した学生に対する学費等減免規則
- 【資料 3-4-21】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部強化指定クラブに関する内規
- 【資料 3-4-22】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程
- 【資料 3-4-23】 東海学院大学同窓会 体育会以外のサークル助成に関する内規
- 【資料 3-4-24】 自治組織及び課外活動団体(サークル)一覧表
- 【資料 3-4-25】 令和 7(2025)年度保健室利用状況
- 【資料 3-4-26】 令和 7(2025)年度学生定期健康診断受診状況
- 【資料 3-4-27】 令和 7(2025)年度学生相談室利用者数一覧
- 【資料 3-4-28】 学生相談室掲示
- 【資料 3-4-29】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p104～p105

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営管理

本学は、建学の精神及び学則で定める教育目的の達成のため、東キャンパスと西キャンパス及び学生寮から成り立つ教育環境を有している。本学は、校地面積 70,780 m²（その内運動場面積 17,818 m²）、校舎面積 15,961 m²、体育館面積 2,967 m²を有し、大学設置基準上の校地面積、校舎面積を上回る十分な面積を有している。図書館は、4,385 m²の面積を有し、閲覧席は 368 席と適正数は確保され、令和 7(2025)年度の年間利用者は、延べ 27,872 人であった【資料 3-5-1】。情報サービスや IT 関連の施設は、主に授業で使用する情報処理室 4 室(255.0 m²)自習用に使用できる情報学習室 1 室(43.7 m²、14 席)を有している。講義室、学内実習室及び演習室の校具、備品並びに空調設備は総務課で管理し、教室の運営は教務課が管理している。各教室には固定式プロジェクターとスクリーン、モニター等が完備されており、パソコンや DVD 等を用いた授業に対応できる設備を有し有効に活用している。

令和 4(2022)年 6 月に救急救命実習室を含む東 6 号館が竣工した。

体育施設は、キャンパス内に体育館、野球場、高等学校教諭及び中学校教諭の保健体育教諭免許状取得に対応する屋内多目的グラウンド（令和 6(2024)年 11 月竣工）、テニスコート兼多用途グラウンド、ダンススタジオを設置している。これらの体育施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用している。また、学外者にも有料ではあるが、一般開放し、課外活動における施設の使用及び学外者の施設使用は関係規則に則り、適切に運営されている。【資料 3-5-2】東キャンパス主要施設の概要及び西キャンパス共用施設の概要は以下の表のとおりである(表 3-5-1)(表 3-5-2)。

表 3-5-1 東キャンパス主要施設の概要

名称	主要施設
本館	講義室、演習室、国家試験対策室、大学院心理臨床センター心理相談室、言語聴覚実習室、心理学実験室 A・B・C・D、ICT 教室、学生相談室、造形学実験室、学長室、教員研究室、事務局、学生食堂、学生控室、各種会議室他
6 号館	講義室、救急救命実習室(シミュレーションラボ)、教員研究室、国家試験対策室、ホワイエ、更衣室
大学院棟	講義室、演習室、院生研究室、保健室他
体育館兼講堂	講堂、教員研究室、トレーニングルーム、部室、器具庫、放送室、シャワー室、更衣室、応接室
東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館	閲覧室、大ホール、大セミナー室、中小セミナー室、情報学習室、東海えほんの森、事務室、売店他
3 号館(クラブ室含む)	部室(13)、大学祭実行委員会室、学生会室、ミーティング室、器具室、シャワー室
TGU スタジアム	硬式野球部専用球場
屋内多目的グラウンド (Ailes bleues)	鉄棒、走り幅跳び走路、砂場 硬式野球部練習場、走高跳、短距離走(ハードル含む)

表 3-5-2 西キャンパス共用施設の概要

名称	主要施設
----	------

1号館	事務局、記念室、講義室、ピアノレッスン室、実験室Ⅰ、実験室Ⅱ、教員研究室他
2号館	ピアノ練習室、介護実習室、入浴実習室、教員研究室他
3号館	保健室、講義室、被服実習室、教員研究室他
新3号館	喫茶(さらまんじゅ・とーかい)、給食経営管理実習室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、TGU菓子工房、教員研究室
5号館	ピアノ練習室、ピアノレッスン室、音楽室、美術室、公務員講座対策室、礼法室、学生会室(大学祭実行委員会室)、教員研究室他
6号館	音楽演習室、教員研究室他
7号館	学生食堂、模擬保育室「あそびの森」、保育演習室、乳児保育室、講義室、生理検査学実習室、TGUトレーニングルーム、TG danse studio goût、会議室、教員研究室他、臨床工学実習室、医用工学実習室
体育館兼講堂	講堂、教員研究室、部室、器具庫、更衣室
テニスコート兼 多用途グラウンド	砂入り人工芝コート3面、多用途グラウンド(フットサル、ホッケー)

【エビデンス資料・資料編】

【資料 3-5-1】図書館閲覧席数

【資料 3-5-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学施設等の学外貸与に関する規則

3-5-② 図書館の有効活用

(1) 図書館等の有効活用

図書館は、「学ぶ」「集う」「語らう」をテーマにし、「学ぶ」という従来型の機能に「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み、休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設である。図書館の蔵書数は図書約24万冊であり、加えて多くの雑誌、視聴覚資料、オンラインデータベース・電子ジャーナルなどが利用できる(ホームページからのOPAC蔵書検索、論文検索: CiNii Articles・医中誌Web・メディカルオンライン・ルーラル電子図書館)。1階は東海えほんの森(絵本、大型絵本、紙芝居など約1,800点＝令和7(2025)年度)が設置されており、授業での使用や地域の乳幼児を連れた保護者等に活用されている。3階は一般図書(和書)、参考図書、視聴覚資料、文庫・新書コーナー、資格就職活動関連資料コーナー、学科指定図書コーナー(総合福祉学科、心理学科)、4階は一般図書(和洋書)、雑誌、製本雑誌、絵本・児童書コーナー、学科指定図書コーナー(医療栄養学科、子ども発達学科、幼児教育学科)等資料が配置されている。ラーニングコモンズ、情報学習室(ネット接続パソコン14台設置＝令和7(2025)年度)、学習室(16席の個室2室＝令和7(2025)年度)、中小セミナー室(自習室として開放)等の学習施設が充実している。

図書館の概要については以下の表のとおりである(表 2-5-4)。

表 3-5-4 図書館の開館時間

	平日	土曜日
図書館	9:00～18:30(休業期間中: 9:00～17:00)	9:30～17:00

各学科における図書館有効活用は下記の表のとおりである(表 3-5-5)。

表 3-5-5 各学科における図書館有効活用

学科名	図書館有効活用
総合福祉学科	・介護福祉士養成課程では、実習報告書作成時に、引用・参考文献の検索のために情報学習室を利用している。 ・オフィス系の授業は、図書館の「中小セミナー室」を多用し、アクティブ・ラーニングの一環で、グループワークを実施する際、図書館内の「情報学習室」でパソコン検索して得た情報をディスカッションに生かしている。 ・低学年のうちから図書館に足を運ぶ機会を増やすため、授業の前後で書籍・映像資料等の借用、情報学習室のパソコンを利用している。
医療栄養学科	・管理栄養士養成及び臨床検査技師養成に必要な専門科目の参考図書が各分野の科目ごとに設置している。
心理学科	・初年度教育のための「基礎ゼミナールⅠ」において、各自のレポート作成のため、図書館において蔵書検索や図書閲覧などの方法を指導している。また講義等において紹介する参考文献などは、「心理学科推薦図書コーナー」にまとめて、学生が手に取りやすいよう工夫している。
子ども発達学科	・「基礎ゼミナールⅠ」において、図書館の利用法、論文検索の仕方等の授業及び4年次卒業指導において論文検索のレクチャーを実施している。 ・授業内において、学生の課題探究の際に、図書館の書籍による資料収集及び、情報学習室のパソコン・ネットを活用した情報収集とプレゼン資料の作成に活用している。 ・認定絵本士の授業(絵本の世界等)で活用している。 ・卒業研究(制作)の発表会を図書館1階大ホール及びエントランス、コンコースで実施し、歴代の卒業研究の優秀作品を、図書館館内及び東海えほんの森に常設し鑑賞している。
人間関係学研究科	・修士論文の文献研究のため、国内外の学術雑誌及びバックナンバーを配置し、利用できるようにしている。また、これまで提出された修士論文を保管し、参照できるようにしている。さらに、図書館とは独立に、大学院心理臨床センターにおいては、心理検査や心理査定のための資料など、心理臨床領域の資料を利用できるよう配置している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学では法令に則り、また平成30(2018)年度に定めた「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障がい等のある学生支援に関する基本方針」の指針に従い【資料3-5-3】、学内施設のバリアフリー化に努めている。具体的には、学生便覧において「バリアフリーマップ」を公開し、各施設のバリアフリーの箇所を学生及び教職員に周知している【資料3-5-4】。各校舎の入り口には車椅子対応のスロープが設置され、令和3(2021)年9月には東キャンパス、西キャンパスを結ぶ東海ブリッジに階段昇降機を設置した。多目的トイレは各キャンパスに設置されており、障がい者等に対し安全性と利便性に配慮している。施設の安全性については、法令に則り、設備の維持及び安全管理を行っている。火災等の災害対策としては、災害発生時を想定して、避難経路図を施設内適所に表示している。その他、学生の防災訓練及び障がい者に対する避難誘導訓練を実施している。構内5か所(屋内3か所、屋外2か所)に設置したAED(自動体外式除細動器)の使用方法等の訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている【資料3-5-5】【資料3-5-6】【資料3-5-7】。防犯対策は、午後5時30分から翌日午前7時00分の間は、宿直者1人を、日中は警備員2名を配置し、学内の巡回と緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。教育研究施設、福利厚生施設の清掃は、用務員が常に清潔

に留意し清掃と管理業務を担っている。図書館、体育館、情報処理関係教室、実験室等の特殊な施設・設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。

【エビデンス資料・資料編】

【資料 3-5-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 3-5-4】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p. 319～326 バリアフリーマップ

【資料 3-5-5】 避難経路図

【資料 3-5-6】 消防訓練実施要綱

【資料 3-5-7】 AED の使用方法等の訓練

〔基準 3 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

平成 26(2014)年度に開始した「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」は 11 年目となり、本学の、医療・福祉分野での人材養成を目指すための新しい三つのポリシーに基づく教育カリキュラムなどの学修内容や、活発な課外活動、充実した奨学制度などの学生支援についての情報は、学外関係者や受験生に確実に周知されてきている。ここでは、広報活動でのインターネットの活用や各種広報媒体との連携を重要視するとともに、大学説明会、進学相談会やオープンキャンパスの実施などで受験生に直接本学の情報を伝えている。

また、入学前教育により特性に応じた学修支援を実施し、4 月からの学生生活と修学意欲の定着に取り組んでいる。また教職員の研修や保護者との連携強化も効果的に機能している。退学や休学に関する相談対応の充実や・個別支援・TA/SA の活用などによって、継続的な学修支援体制が確立している。

令和 5(2023)年 4 月から入学生対象の新入生スポーツ交流会（ミニ運動会）を実施するなど、入学後の学生生活への適応、孤立化の抑止（仲間づくり）に取り組んでいる。

進路支援については、求人求職活動の社会変化に対応すべくインターンシップや施設見学へ参加意欲が高まるよう低学年から支援策を一層進めると共に、キャリア教育により学内外において自己成長と社会の役割を体感させる取り組みを進めている。

安定した学生生活を保証するためには、入学する学生の意識が多様化している現状を認識・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要がある。令和元(2019)年度から学生生活満足度調査を毎年実施し、その分析結果を基に学内各部署で自己評価を行い、学生が必要としている支援の改善に取り組んでいる。これは、令和 3(2021)年度に調査方法をデジタル化しており、更に答えやすくした。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

退学、休学、留年については、その年その年の学生によって、対応すべき問題は様々である。成績不振、精神的問題、経済的問題など、青年期に特徴的な心理的要因が重なって、単純に解決することは難しくなっている。特に、令和 3(2021)年度からのコロナ禍の影響も大きく、社会情勢や経済状況など学生をめぐる問題も複雑化、多様化、グローバル化していることが確認できたことから、目の前の問題だけでなく、本人も意識できていない課

題や、将来への見通しも含めて相談に対応していくことが必要である。そのために、学生相談室の利用を充実させ、そこに全教職員がつながり、保護者の理解や協力を得ながら、一体となった学修支援体制に努めていくことに、更に取り組んでいく必要がある。また、TA・SAの活用で成果はあるもの適任の人材不足が課題である。

進路支援については、今後に向けて、低学年生の進路意識を高めつつ履修や課外活動に取り組み、高学年の就職活動へスムーズに接続できるよう工夫していくことが課題となる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学生が資格取得に向けて能動的な学びを入学当初からスタートさせていくためには入学前教育が必要で、入学生の資質を見極め、学生の特徴を把握しながら課題などを設定するなど、細やかな対応を行っているが今後に向けた課題についても更に検討していく。成績不振や精神的・経済的問題など、学生が抱える課題が多様化しており個別対応が機能するよう教職員の研修を充実させていく。

入学する学生の将来に向けて、学修支援を充実させていくためには、保護者との連携は欠かせないものである。保護者との連絡・協働体制について理解を深めるとともに、今後とも保護者教育相談会における三者懇談の希望の増加に対応し、学生を支える体制を充実させていくことに努めていく。

進路支援については、各業界団体や事業所との情報交換、および、卒業生からの意見にも耳を傾けることで、進路支援の方向性を定めるだけでなく、全学的な教育体制の一助として学生指導・進路支援を教職員連携の下に強化していきたい。

全学的な学生生活の支援体制としては、教員と職員が協働体制を取り、それぞれの立場で相互に連携し、補いながら学生にとって最も適切な対応ができるようにしなくてはならない。そこで、教職員の支援スキルの向上を図るため、教職員研修会に継続して取り組み、適宜、学外講師による新しい知見も学べるよう、ウェブ会議システム等の整備も充実させていく予定である。

心身に問題を抱えた学生に対しては、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために教員と職員が協働体制の下で学生を継続して支援しながら、卒業後を見据えた受援力や援助希求能力の向上も図っていく必要がある。障害等がある学生への支援においては、障害学生支援委員会により令和元(2019)年度に構築された支援システムに則り更に進めていきたい。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とし、学則第 2 条に明記している【資料 4-1-1】。

本学大学院は、建学の精神に基づいて、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有為な人材を育成し、文化の発展に寄与することを目的とし、本学大学院学則第 1 条に明記している【資料 4-1-2】。

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、本学の履修のてびき【資料 4-1-3】、学生便覧【資料 4-1-4】、ホームページ【資料 4-1-5】に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問、保護者相談会などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っている。本学学生に対しては、入学時の新入学ガイダンスの際に、学科別ガイダンスにおいて学生便覧と履修のてびきを用いて、本学の教育目的、さらにディプロマ・ポリシーについて提示し、開講表と教育課程設置科目や履修方法を関連付けて新入生一人ひとりに今後 4 年間の目標について説明している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】東海学院大学学則 第 2 条

【資料 4-1-2】東海学院大学大学院学則 第 1 条

【資料 4-1-3】令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p1～p2 p155

【資料 4-1-4】令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p60～p69 p268

【資料 4-1-5】東海学院大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー)

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

各学部・学科及び研究科では、それぞれの使命・目的及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。

単位の認定は、学則第 18 条、第 19 条、第 24 条及び第 28 条【資料 4-1-6】に定められており、単位の認定の可否は、成績評価の結果で判定している。授業科目の成績評価の方法は科目ごとにシラバスに明記しており、その方法に従って厳正に実施されている。評価は、筆記試験・口述試験・実技試験・レポート等の結果で行う。評価基準は、「履修のてびき」【資料 4-1-7】には以下の表 4-1-2 のように成績評価を明示している。

本学大学院における単位の認定は、「東海学院大学大学院教育課程及び履修方法等に関

する規程」において明示している【資料 4-1-8】。

表 4-1-2 成績評価基準

	成績原簿・成績 通知表の表示	成績証明書 の表示	備 考
合 格	100 点～90 点	秀	特に優れた成績を示した。
	89 点～80 点	優	優れた成績を示した。
	79 点～70 点	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	69 点～60 点	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100 点法では評価できない科目の合格。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。 1 年次入学前の単位認定。 技能審査等における成果に係る学修の単位認定。
不合格	60 点未満	—	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

注 1) 成績評価の結果、合格した者には、単位を与えます。

注 2) 前期のみ又は後期のみの授業科目は、それぞれの期末に成績評価を行います。

注 3) 通年の授業科目は、後期末に成績評価を行います。

また、授業科目に単位数を定め、単位は、履修登録を行い大学における 15 時間の講義に加えて 30 時間の予習・復習からなる自己学習を伴った 45 時間の学習を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき授業回数の 7 割以上出席し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られる。1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている(ただし、単位を計算する上での 1 時間は 45 分とし、授業時間割上の 1 時限は 2 時間(90 分)とする)。本学の授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準【資料 4-1-9】は以下のとおりである。表 4-1-3 のとおり、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めている。

表 4-1-3 授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準

授業種別	単位の基準	備考
講義	授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
演習		授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
実験、実習・実技		—
講義、演習、実験又は実習のうち 2 以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、学則に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする	—
卒業研究、卒業制作等の授業科目	学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる	—

修業年限は 4 年とし、4 年間で定める単位を修得できない場合は年限を延長することができる(ただし、在学年数は、休学期間を除いて 8 年を超えることはできない)。

卒業の認定には、各学科によって定められた、教養科目、学部共通科目、専門科目、それぞれの所定の単位を含め、合計 124 単位以上の修得を要件としている。

また、他大学又は短期大学、大学以外の教育施設、入学前の既修得単位、科目等履修生の単位認定については、学則第 48 条、第 65 条【資料 4-1-10】に示されるように、単位認定の基準を適切に定めており、大学設置基準第 28 条、第 30 条、第 31 条を遵守している。

その他の単位認定については、単位互換制度がある。単位互換制度は、平成 15(2003)年 4 月から岐阜県内の「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学及び高等専門学校によって「単位互換に関する包括協定」が締結され、導入された制度で、岐阜県内の大学等に在学する学生のメリットのひとつとして、各大学等が開講している特色ある授業科目の中から希望する科目を履修し単位を修得すれば、在籍している大学等の単位として認定されるものである。

卒業要件は、学則第 22 条に「本学の卒業には、第 20 条に規定する修業年限以上在学し、別表に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、124 単位以上を修得しなければならない。前項に規定するもののほか、別表に掲げる自己設計科目及び自由科目等の授業科目を履修し、単位を修得した場合、20 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。」と明示している(表 4-1-1)【資料 4-1-11】。

表 4-1-1 卒業要件

学部	学科	卒業要件
健康福祉学部	総合福祉学科	1 教養科目の中から 10 単位以上 2 学部共通科目の中から 2 単位以上 3 専門科目の中から 60 単位以上(ただし、専門基礎科目から 16 単位以上) (学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。)
	医療栄養学科	1 教養科目の中から 14 単位以上 2 学部共通科目の中から 6 単位 3 専門科目の中から 78 単位以上 4 教養科目 14 単位を超える単位、専門科目 78 単位を超える単位、自由科目、自己設計科目の修得単位を含め、合計 124 単位以上修得すること
人間関係学部	心理学科	1 教養科目の中から 10 単位以上 2 学部共通科目の中から 6 単位以上 3 専門科目の中から 60 単位以上
	子ども発達学科	1 教養科目の中から 10 単位以上 2 学部共通科目の中から 2 単位以上 3 専門科目の中から 60 単位以上 (学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

(注) 1 自己設計科目及び自由科目等を履修し単位修得したものについては、修得単位の中から併せて 20 単位までを上限として卒業要件単位に算入することができますが、20 単位を超える修得単位は卒業要件単位に含まれません。

大学院人間関係学研究科については、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、個々の希望や学修環境に応じて指導教員により履修指導が行われている。年度当初のオリエンテーションだけで

はなく、少人数制の特徴を生かし、「履修のてびき」【資料 4-1-12】に示されている成績評価の基準の設定について個々の授業においても学生への周知を図っており、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制を整備しており、客観的かつ厳正なものとして行っている。さらに、本学大学院学則第 19 条に「修士課程に 2 年以上在学して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者を課程の修了者とし、別に定めるところにより修士の学位を授与する。」と明示している【資料 4-1-13】。学位論文基準・審査方法については「東海学院大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規」で明示している【資料 4-1-14】。

本学では各学部・学科の単位の認定について、学則第 18 条、第 19 条、第 24 条、第 28 条【資料 4-1-15】に明記し、学生への周知徹底を図り、各学科の教務委員、科目担当教員と事務局の連携により厳格に運用している。各授業科目のシラバスに成績評価基準が記載されることにより公正な成績評価を保っており、大学設置基準第 25 条の 2 及び第 27 条を遵守している。また、登録履修科目に対する評点の平均値を明示する GPA 制度を導入し、学生の個別指導の際の資料として活用している。さらに、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、授業回ごとの予習・復習の指示、各授業における資料やレジュメの事前配付、事前事後の学習に必要な時間が確保されるキャップ制の導入等がある。卒業認定については、教務課が卒業判定に関する資料を作成し、教務委員会にて審議したのち、役職者会議、教授会を経て学長が認定する。

また、本学大学院においても、学生に各科目の学修目標を十分理解させ、成績評価の客観性及び厳格性を確保するためにシラバスに授業概要、授業の目的・到達目標、授業計画、成績評価の基準、予習・復習等を具体的に明示して、あらかじめ学生に周知している。修了認定については、教務課が修了判定に関する資料を作成し、教務委員会にて審議したのち、役職者会議、教授会を経て学長が認定する。

【エビデンス・資料編】

【資料 4-1-6】東海学院大学学則 第 18 条 第 19 条 第 24 条 第 28 条

【資料 4-1-7】令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p57～p58

【資料 4-1-8】東海学院大学大学院教育課程及び履修方法等に関する規程

【資料 4-1-9】令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p30

【資料 4-1-10】東海学院大学学則 第 48 条 第 65 条

【資料 4-1-11】東海学院大学学則 第 22 条

【資料 4-1-12】令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p160

【資料 4-1-13】東海学院大学大学院学則 第 19 条

【資料 4-1-14】東海学院大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規

【資料 4-1-15】東海学院大学学則 第 18 条 第 19 条 第 24 条 第 28 条

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、各学部・学科及び研究科の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを定め、「学生便覧」【資料4-2-1】「履修のてびき」【資料4-2-2】、ホームページ及び大学案内【資料4-2-3】に掲載するとともに、オープンキャンパスや保護者説明会、高校説明会等で説明し広く周知している。カリキュラム・ポリシーは、新入生ガイダンス及び各学年の前期・後期のガイダンスの際に、「履修のてびき」を用いて丁寧に説明している。また、学生が専門分野の知識や技能、幅広い教養を卒業までに効果的に身に付けることができるように、授業科目を段階的・系統的に分類・整理した履修モデルやカリキュラム・マップを作成している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p60～p69 p268～p270

【資料 4-2-2】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p3～p7 p155～p156

【資料 4-2-3】 大学案内 2026

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、建学の精神に基づき、各学部・学科及び研究科が目指す人材養成及び教育研究上の目的を定めている。ディプロマ・ポリシーに基づいた所定の課程を設置し、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された科目を修め、必要な条件を満たした上で学位を授与している。各学科の学位、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは【資料 4-2-4】及び【資料 4-2-5】のとおりである。本学大学院についても「学生便覧」に定めている【資料 4-2-1】。なお、各学部・学科カリキュラム・ポリシーに基づき編成された科目を修めることで、学修成果の目標であるディプロマ・ポリシーが達成されていることを目指している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-4】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p60～p69 p268～p270

【資料 4-2-5】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p1～p7 p155～p156

【資料 4-2-6】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p268～p270

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科に共通に必要な「学部共通科目」を開講するとともに、学科それぞれの専門分野の学術的体系及び職業指定基準(各職種の指定規則、教員認定基準など)を満たす科目を開講する事で、ディプロマ・ポリシーの到達目標を達成できるように年次進行に則して段階的に学習内容を深める教育課程を編成している。特にメディカル・スペシャリスト養成プログラムを始動してからは、社会で活躍

する医療人育成を本学の使命としていることから、それぞれの職種に必要な資質・能力の基礎を獲得した上で、これらを統合・応用する臨地実習の科目につながるように学修の順次性を重視した体系的な教育課程を編成している【資料 4-2-7】。

各学部・学科の教育課程は、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分されている【資料 4-2-8】。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目である。自己設計科目は、各学科の指定する教職科目であり、自由科目は資格を取得するために必要な科目である。自己設計科目及び自由科目は卒業単位に算入できる科目で 20 単位を超えると卒業の必要単位には算入されない。また、授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分され、それぞれ、必修科目は授業科目で卒業するために必ず履修しなければならない科目、選択科目は、定められた区分の中から、卒業に必要な単位数分を選択して履修しなければならない科目としている【資料 4-2-9】。これらの科目はシラバスによって「科目名」「単位数」「担当者名」「授業の目的・到達目標」「授業概要」「授業計画」「成績評価の基準」「教科書」「参考書」「備考・その他」「予習・復習」といった授業に関する必要事項が明示されている【資料 4-2-10】。すべての教員は「シラバス作成要領」に基づいて作成し、教務課等によるチェックを行い、課題がある場合は指摘してシラバスの修正を依頼するなど、シラバスの適切な整備体制に努めている【資料 4-2-11】。単位制度の実質化については、履修登録単位数の制限を行い、年間最大 49 単位(1 学期最大 25 単位)としている(表 4-2-1)【資料 4-2-12】。また、GPA 制度により、1 単位のグレード・ポイントの平均値を算出し、学生の自己の学習意欲とその成果を「学ぶ質」の面から客観的に捉えるようにしている【資料 4-2-13】。

表 4-2-1 履修登録上限単位数一覧表

学部名	学科名	履修登録上限単位数	備 考
健康福祉学部	総合福祉学科	年間最大 49 単位 1 学期最大 25 単位	2 年次以上で前学期までの累積 GPA が 3.00 以上の学生は当該学期については 30 単位まで履修登録することができる
	医療栄養科学科		
人間関係学部	心理学科		
	子ども発達学科		

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-7】 令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p32～p59

【資料 4-2-8】 東海学院大学学則 第 15 条

【資料 4-2-9】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p64～p66

【資料 4-2-10】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p67～p69

【資料 4-2-11】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部及び東海学院大学シラバス作成要領

【資料 4-2-12】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p30

【資料 4-2-13】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p62～p63

4-2-④教養教育の実施

本学は、建学の精神に則り全学共通の教養科目を設置しているが、専門教育だけに偏ることなく幅広い教養と的確な判断力を養うとともに、人間性の涵養を図ることを目的として総合大学の特長を生かして、多数の科目を開講している。例えば、学びの基礎を身に付ける科目としての「基礎ゼミナールⅠ」及び「基礎ゼミナールⅡ」は、学士課程への円滑

な移行に必要な教育及び専門への導入のための基礎段階の演習科目である。「情報処理技能を高める科目」は、情報社会を主体的に生きるために必要な情報リテラシーの基礎を培う科目である。その他、「国語表現力を高める科目」「英語表現力を高める科目」「世界を理解する科目」「就業力を高める科目」「幅広い知識を身に付け創造力を高める科目」を配置している。なお本学では、教養教育の充実を図る一貫として、1 年次から専門性の異なる学生間で意見交換や交流、コミュニケーション能力の促進を図り、学科を越えて互いの相違性或共通性を認め合い、幅広い教養を身に付けるように配慮している【資料 4-2-14】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-14】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p8～p9

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、教養教育の充実と専門職教育の特性を踏まえ、科目や教育内容の特性に適した教授方法として一斉講義の他、演習・学内実習や実験、臨地実習等の授業形態を活用している。知識の理解を目的とする教育内容については、原則として知識の体系的理解を図るために講義形式を中心とした授業形態をとるが、科目の特性によってはグループ学習をはじめとする学生参加型の授業を展開し、学生が主体的に学修に取り組むことで知識を獲得できる方法も行っている。また、科目によってはその性質上、オムニバスによる授業を展開することで、学生が多角的な視点から主題について思考・分析・解明しながら、学修内容を総合的に捉えることをねらいとすることもある。態度・志向性及び技術や技能の修得を目的とする教育内容については、演習・学内実習形式による授業形態をとり、学生の主体的・対話的・能動的な学びを引き出すことができるように工夫している。

教授方法の改善への取り組みとして、学生による授業評価アンケート【資料 4-2-15】を実施し、その結果を基に科目責任者は自己点検・評価し、課題があれば改善している。学科別では実習施設との連携に基づき指導方法の評価・改善を実施している。また、FD 委員会を中心に、教授方法の改善や工夫、教育研究活動に必要な資質・能力向上への取り組みに関する活動を行っている。毎年度、全教員による授業相互参観等を実施し、教員同士の授業の方法や内容に関する情報交換や意見交換を通じて、学生へフィードバックするとともに、教育力の向上に努めている。また、授業参観教員の主観に基づいた感想・意見・指摘だけでなく、共通の客観的な視点で参観できるようにするため、「授業相互参観の視点及びガイドライン」を策定し、それに基づいて授業参観を実施した。さらに、令和 8 年度より、外部研修及び FD 動画視聴も取り入れ、学内授業だけでなく、柔軟な取り組みも開始した。

【資料 4-2-16】

本学大学院では、公認心理師及び臨床心理士資格の取得を目指し、公認心理師及び臨床心理士として必要であり高度な知識を身に付けるとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場として、本学の心理臨床センターに設置された心理相談室で実践的研究を行うことができるほか、学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

修士論文の作成については、1 年次の専門教育の中で各自のテーマを深化させ、2 年次には課題研究を中心として、本題目の提出・中間発表・口頭試問といった年間スケジュールに則り進めている【資料 4-2-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-15】 令和 7(2025) 年度授業アンケート実施資料

【資料 4-2-16】 2025 年度 FD 活動としての「学内一般公開型授業相互参観」推進について

【資料 4-2-17】 令和 8 年度東海学院大学履修のてびき p158～p159

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価について、本学では、学生の履修登録・成績・単位修得などの情報を教務課においてコンピュータ管理し必要に応じて確認できる。FD の一環として実施する授業評価アンケート調査結果は、全授業の平均と比較・検討することで、各教員は担当科目の学修成果の達成度を客観的に把握できる。各学科ではクラス担任教員や資格担当教員が、また、本学大学院では研究指導教員は学生の学修状況及び資格・就職状況の把握に努めており、必要に応じて個人面談を行うなど、学修成果の達成状況の点検・評価を行っている。

シラバスには、各科目の授業目的や到達目標、評価方法と基準、各科目の授業内容、事前事後学習を明記しており、各科目担当教員がその目標と評価基準を基に達成状況を客観的に点検・評価できるようになっている。なお、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法の主な内容は、以下のとおりである。

①ポートフォリオ

ポートフォリオは、入学時から卒業時までの学修目標や学習達成度の学生自己採点をとするもので、主な項目としては、大学卒業までの目標、学習等達成度項目別自己採点、履修カルテ、キャリア経験の記録(アルバイト・ボランティア・課外活動・資格検定)、教職課程履修カルテ、その他資格関連の科目表等がある。クラス担任教員とは定期的に前期・後期の開始時、その他随時面談をしながら、学生自身の学習達成度の活用や学習意欲の促進に活用し、また成績不振者等の支援に役立てるようにしている【資料 4-3-1】。

②GPA

本学は、学生の学修状況を把握するために、学修成果を測定する指標として GPA を活用している。累積 GPA は、学生がどのような成績を収めてきたのかを表す指標であり、専門性や就学目標からくる履修状況の違いを吸収し、公平さを与えながら、学業成績評価の指標となっている。GPA については、GPA(各年次・セメスター)、累積 GPA のデータを収集し、学科ごとのデータについては公表している【資料 4-3-2】。また、GPA の時系列把握等により、カリキュラムが適正であるかの評価や GPA が低い学生への学修支援にも活用している。

③授業アンケート

学生による授業評価アンケート調査を実施し、その結果を基に科目責任者は自己点検・評価し、課題があれば改善している【資料 4-3-3】。

④学生生活アンケート

令和 7(2025)年 9 月に実施した学生生活アンケートにおいて、「専門的な知識、技術や技能」について「大きく向上した」「向上した」と回答した学生は 78.9%であった。また、「獲得した知識等を活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力」について「大きく向上した」「向上した」と回答した学生は 74.8%であった。このような調査結果【資料 4-3-4】を受けて教授方法の改善・工夫に取り組んでいる。

⑤卒業論文・卒業研究

各学部・学科の教育課程に「卒業研究」を設定し、学びの集大成として卒業論文を執筆すること又は、卒業制作に取り組むよう指導している。心理学科では令和 6(2024)年度から、卒業研究の成果の発表の場である口述試験を従来のクローズドな面接試験から、公開形式のポスター発表会に変更している。令和 7(2025)年度からは、3 年生の卒業研究発表会への出席を原則必須とし、卒業研究に対する理解やイメージをより明確に持つことを目指した。なお、卒業論文や卒業制作は、すべての学年に広く公表している。

⑥資格・免許取得状況

本学では、人材養成その他教育研究上の目的や三つのポリシーと免許・資格取得の関わりが深く、免許・資格の取得状況や国家試験合格率を、学生の学修の伸び率と到達度の確認に活用でき、学修成果や大学の教育成果の指標の一つと見なすことができる。本学では、総合福祉学科・医療栄養学科・心理学科・子ども発達学科において、免許・資格の取得状況や国家試験合格率を算出している。さらに、そのプロセスも評価として活用し、学生自身の学修の伸び率と到達度の確認にも活用している。また、カリキュラムの内容の質的評価にも活用している。

本学では、上述の学修成果の点検・評価のための様々な測定方法を整理し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて効果的な学修成果の点検・評価をするために、内部質保証推進委員会のもと、令和 3(2021)年に策定したアセスメント・ポリシーに基づき、現在は学修成果の把握・点検・評価を継続的に実施している【資料 4-3-5】。このアセスメント・ポリシーはホームページで公表し、またこのポリシーに従い、具体的な検証方法として機関(全学)レベル及び教育課程(学位)レベルのアセスメントプランを作成し、各学部・学科及び研究科の点検・評価に活用している。本学のアセスメント・ポリシーは以下のとおりである。

[東海学院大学、東海学院大学大学院における学修成果の評価に関する方針としてのアセスメント・ポリシー]

1. 東海学院大学、東海学院大学大学院は、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)の三つのポリシーに基づく教育の質保証の活動と、その結果についての改善の促進及び社会への説明責任を果たすために、学修成果の評価と検証を恒常的に行います。結果は学生及び関係者にフィードバックし、適宜学外へ概要を公表していきます。
2. 学修成果の評価指針は、①機関(大学)レベル、②教育課程(学位)レベル、③授業科目レベルの 3 段階及び④入学前・入学時、⑤在学中、⑥卒業時・卒業後の三つの、全

9 区分で管理することとします。①機関（大学）レベルには、全学の三つのポリシーの妥当性の検証として、教養教育、キャリア教育の妥当性の検証を含むものとします。また、④入学前・入学時は、アドミッション・ポリシー（AP）の妥当性の検証に関連する評価、⑤在学時はカリキュラム・ポリシー（CP）の妥当性の検証に関連する評価、⑥卒業時・卒業後は、ディプロマ・ポリシー（DP）の妥当性の検証に関連する評価を示すものとします。

3. 2 の評価指針のうち、②教育課程（学位）レベル及び③授業科目レベルについては、学科ごとに指標を定めるものとします。

4. 2 における、②教育課程（学位）レベル及び③授業科目レベルのアセスメント・ポリシーに基づく評価と検証を確実に実施するため、学科、研究科ごとにアセスメントプランを策定し活用している。

[各レベルのアセスメント・ポリシーについて]

1. 機関（大学）レベルのアセスメント・ポリシー

機関（大学）レベルにおいては、④入学前・入学時、⑤在学時、⑥卒業時・卒業後の区分で、各種アンケート、就職率、進学率及び就職・進学状況全般及び就職先調査、休退学率、成績分布等により、大学における教育活動全体についての学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価する。

2. 教育課程（学位）レベルのアセスメント・ポリシー

各学部・学科の教育課程において、④入学前・入学時、⑤在学時、⑥卒業時・卒業後の区分で、入学試験結果、入学前セミナー、学生調査票、卒業要件達成状況、単位修得状況、GPA、休退学状況、資格取得状況、外部機関認定試験等から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価を行う。

3. 授業科目レベルのアセスメント・ポリシー

授業科目レベルにおいて、④入学前・入学時、⑤在学時、⑥卒業時・卒業後の区分で、入学試験結果、入学前セミナー、シラバスの記載内容に基づく授業科目の到達目標に対する評価、授業アンケート、授業単位の出席状況、成績分布、学修ポートフォリオ等から、授業科目ごとの学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価する。

アセスメントプランは、特に機関（全学）レベル及び教育課程（学位、学部学科の三つのポリシー）レベルにおいて、学修者の入学前・入学時、在学時、卒業時・卒業後のそれぞれの学修成果を把握するための具体的な検証方法として用いることになっている。また、アセスメントプランで学修成果を把握するための諸指標は、（表 4-3-1）【資料 4-3-6】のとおりである。学修成果の点検・評価及びフィードバックに継続的に活用している【資料 4-3-7】。

表 4-3-1 東海学院大学、東海学院大学大学院 アセスメント・ポリシー指標一覧表

学修成果の評価・検証のための指標一覧			
	④入学前・入学時	⑤在学時	⑥卒業時・卒業後
1. 機関（全学）レベル （全学三つのポリシー）	入学試験結果	休学率等 退学率等 単位修得状況（教養教育、キャリア教育を含む） 学生生活満足度調査	卒業率 就職率、進学率 卒業年次アンケート 卒業後追跡調査等

2. 教育課程(学位)レベル(学部学科三つのポリシー)	入学試験結果 調査書の精査 学生調査等 基礎学力調査等 入学前セミナー・入学前教育の結果の評価等	GPA(学部共通科目、専門科目、教職科目等、資格科目) 休学、復学状況 退学状況 単位修得状況 外部機関認定試験等	GPA(学部共通科目、専門科目、教職科目等、資格科目) 学位授与状況 国家試験合格状況 免許・資格等取得状況 卒業認定評価 卒業年次アンケート等
3. 授業科目レベル(講義、実技、演習等)	免許・資格等の学修の希望に関する調査 入学前セミナー・入学前教育の結果の評価等	成績評価 授業出欠状況 授業アンケート 学修ポートフォリオ 学生生活満足度調査 学外実習の評価等	卒業研究・卒業論文・修士論文等の評価 免許・資格等取得状況等

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】ポートフォリオ

【資料 4-3-2】令和 7(2025)年度学科別累計 GPA 値分布

【資料 4-3-3】令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 4-3-4】令和 7(2025)年度学生生活アンケート

【資料 4-3-5】東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメント・ポリシー

【資料 4-3-6】令和 8 年度東海学院大学学生便覧 p72～p84

【資料 4-3-7】東海学院大学、東海学院大学大学院アセスメントプラン

4-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックに関しては、講義、演習、学内実習の科目において授業評価アンケートを前期は第 6 週～第 10 週、後期は 6 週～第 14 週まで実施期間を拡張した。その内容は、学生が自身の学修姿勢を振り返る項目と、教員の授業の進め方を含めた指導方法に関する項目、学習内容の理解、学問への関心、意欲の向上に関する項目から構成されている【資料 4-3-8】。授業評価アンケートについては、実施期間を十分確保し、学生が回答しやすい環境を整備するとともに、回収結果を速やかに担当教員へフィードバックしている。各項目の評価状況や自由記述欄に学生が記述した内容を科目担当者が早期に把握し、授業改善に役立てるだけでなく、進行中の授業や次の学期の授業準備に活用している。各教員は結果を分析し、改善点・工夫点を記載した授業改善コメントを作成する。FD 委員会ではこれらを取りまとめ、公表することで教育改善の PDCA サイクルを推進している【資料 4-3-9】。累積 GPA の成績分布を公開し、数値化された学修成果として学生個々に次年度の履修計画を教員が指導している。各教員においても担当科目の成績評価の分布を基に学修達成度を確認し、指導方法の改善を図っている【資料 4-3-10】。学修ポートフォリオ等から、授業科目ごとの学修成果の達成状況の評価するなど、全学的に教育内容・方法及び学修指導等の改善のための学修成果の点検・評価のフィードバックに努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-8】 令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 4-3-9】 FD 委員会報告 (FD 委員会議事録 3 年分)

【資料 4-3-10】 令和 7(2025)年度学科別累計 GPA 値分布

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、ディプロマ・ポリシーを学生・保護者等へ広く周知するとともに、それに基づき年次進行に沿って専門性を深める体系的な教育課程を編成している。単位認定はシラバスに明記した基準で厳正に行い、GPA 制度やキャップ制の導入により単位制度の実質化を図っている。

教授方法においては、学生の主体的な学びを促す演習やグループ学習を積極的に導入している。また教養から専門、実習へと段階的に学修を深めるカリキュラム構成は、学生の成長段階に応じた学びを可能にし、職業的能力の育成に直結するよう教務委員会と学科による協働体制を構築している。FD 委員会では授業評価アンケート及び授業相互参観を組み合わせた教育改善を継続的に実施するとともに、各教員の授業改善コメントを共有し、全学的な教育改善活動を推進している。

これらの取り組みの成果は、ポートフォリオやアセスメント・ポリシーに基づき多角的に把握・評価しており、教育の質保証体制は適切に運用されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

授業評価アンケートや実習先からのフィードバックに基づき、個々の教員による授業改善は継続的に行われている。しかし、その優れた実践や成果を全学的に共有・展開し、組織として体系的に教育の質向上を推進する仕組みの強化が課題として挙げられる。

また、GPA が低い学生をはじめとする学修につまずきが見られる学生への対応について、個別支援の必要性は認識されているものの、全学的に統一された効果的な支援体制の構築は引き続き検討すべき課題である。今後は、FD 活動の強化、アクティブ・ラーニングを含む授業方法の工夫とともにポートフォリオなどを活用して、具体的な支援プログラムを確立し、着実に実行していく必要がある。

今後もアセスメント・プランを活用して学修成果の検証を継続的にを行い、その結果を教育改善に活用していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

授業改善については、授業評価アンケートの結果を速やかに教員へフィードバックし、改善内容を FD 委員会に取りまとめて公表する仕組みを構築した。これにより、個々の取り組みを組織的な教育の質向上へとつなげている。

また、成績不振学生に対しては、GPA データを活用した学習支援を実施している。全学生の GPA 分布を教員が共有し、客観的データに基づいた履修指導を行うことで、個別指導の質的向上を図っている。

今後は、新たに策定したアセスメント・プランを本格的に運用し、学修成果の多角的な評価と分析に基づく教育改善サイクルをさらに強化・推進していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「人格高潔にて学識に富み、学園の教育研究方針を実現する教学面の責任者であると共に、理事会の重要な一員として学園の経営に参画するに相応しい者でなければならない。」と「学校法人神谷学園 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」第 2 条(学長の資格)に定められている【資料 5-1-1】。また、大学を代表し、「学校法人神谷学園寄附行為実施規則」第 5 条【資料 5-1-2】に「学園の設置する東海学院大学及び東海学院大学短期大学部の学長は、本大学及び本短期大学それぞれの校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。第 1 号理事である学長は、理事会の経営方針を踏まえ、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。令和 4(2022)年 2 月に学校法人神谷学園ガバナンス・コードを定め、学長は大学の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督すると明示している【資料 5-1-3】。さらに、令和 4(2022)年度から学長のリーダーシップが適切に発揮されるよう補佐することを目的として副学長を置いている。副学長は、「学長の命を受け、命に従いリーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。」と「学校法人神谷学園 東海学院大学副学長・東海学院大学短期大学部副学長の職務に関する規程」第 3 条（責務）に定められている【資料 5-1-4】。また、副学長は、教学運営全般及び事務局運営が円滑に行われるよう学内の意見を聴いて、業務執行のために学長と連携を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人神谷学園 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則 第 2 条

【資料 5-1-2】学校法人神谷学園 寄附行為実施規則 第 5 条

【資料 5-1-3】学校法人神谷学園 ガバナンス・コード

【資料 5-1-4】学校法人神谷学園 東海学院大学副学長・東海学院大学短期大学部副学長の職務に関する規程 第 3 条

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学校法人神谷学園寄附行為実施規則第 5 条【資料 5-1-5】に基づき、学長は全学的な管理運営を行っている。学長の下に副学長、各学部長・学科長、研究科長、附属図書館長を置き、毎月 1 回定期的に学長が議長となって、本学の教員の他に事務局から各部長職員も構成員とする役職者会議を開催し、大学の管理運営上の諸問題について協議決定を行っている【資料 5-1-6】。教授会の管理運営は学則第 14 条に基づいて「東海学院大学教授会規

程」【資料 5-1-7】を定め、理事長、学長、副学長、専任教授をもって組織し、学長が教学に関する事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとしている。学科の管理運営については学則第 9 条に基づいて学科長を置き、学科長が学科における教育・研究上の種々の案件を処理している。また、学科会での協議や連絡事項は役職者会議で協議・検討された後、教授会で報告している。

学長、副学長、各学部長・学科長、研究科長、附属図書館長、その他の主要な役職者の任命については、「学校法人神谷学園就業規則」【資料 5-1-8】「学校法人神谷学園職員任用規則」【資料 5-1-9】「学校法人神谷学園東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」【資料 5-1-10】「学校法人神谷学園東海学院大学副学長・東海学院大学短期大学部副学長任用規則」【資料 5-1-11】「東海学院大学学部長任用規則」【資料 5-1-12】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部学科長任用規則」【資料 5-1-13】「東海学院大学大学院研究科長任用規則」【資料 5-1-14】「東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館長任用規則」【資料 5-1-15】「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 5-1-16】「学校法人神谷学園における専門助手に関する規則」【資料 5-1-17】等に基づき、役職者会議及び教授会の議を経て、理事会に諮り、理事長が任命する。また、「東海学院大学教授会規程」【資料 5-1-18】に基づき教員が委員となる委員会が置かれ、各委員会は各々の案件や課題について、各学科から選出された教員及び関連部署の事務職員を構成員として、協議処理している。以上のように教授会、役職者会議、学科会、各種委員会等、大学の管理運営に関して、権限が適切に分散され、責任も明確化された効果的な執行体制を確保している(図 5-1-1)。

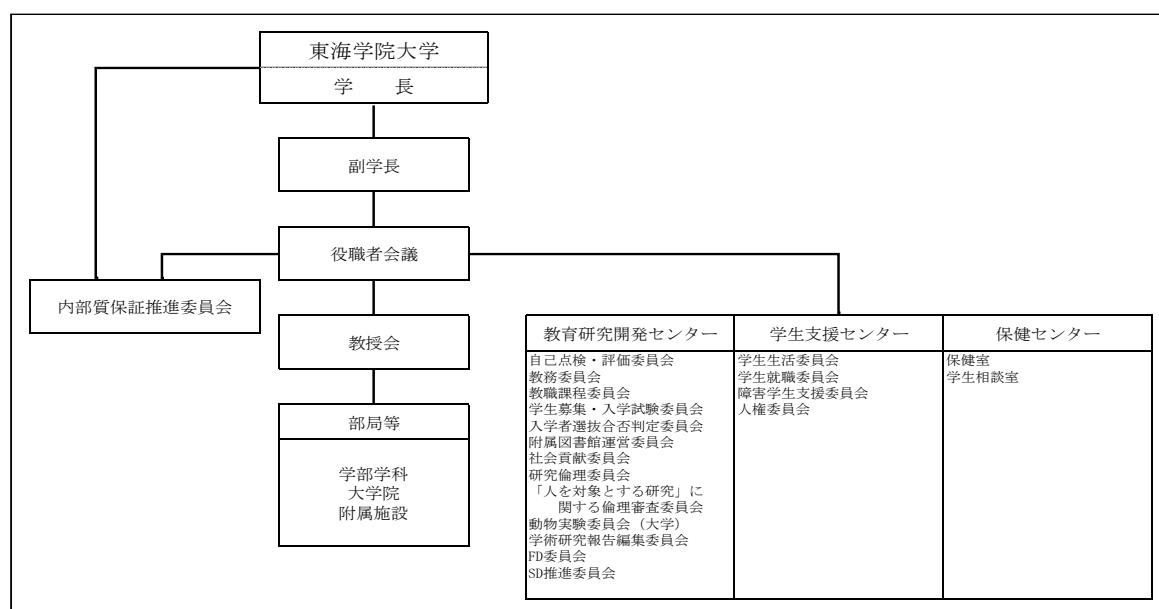


図 5-1-1 大学の管理運営組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-5】学校法人神谷学園 寄附行為実施規則 第 5 条

【資料 5-1-6】東海学院大学役職者会議規程

【資料 5-1-7】東海学院大学教授会規程

【資料 5-1-8】学校法人神谷学園 就業規則

【資料 5-1-9】 学校法人神谷学園 職員任用規則

【資料 5-1-10】 学校法人神谷学園東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則

【資料 5-1-11】 学校法人神谷学園東海学院大学副学長・東海学院大学短期大学部副学長任用規則

【資料 5-1-12】 東海学院大学学部長任用規則

【資料 5-1-13】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部学科長任用規則

【資料 5-1-14】 東海学院大学大学院研究科長任用規則

【資料 5-1-15】 東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館長任用規則

【資料 5-1-16】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-1-17】 学校法人神谷学園における専門助手に関する規則

【資料 5-1-18】 東海学院大学教授会規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

各課は「学校法人神谷学園組織規則」により事務業務に係る各種の事務分掌を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運用を図り職員を配置している(図 5-1-2)【資料 5-1-19】。また、教学マネジメントを機能的に遂行するためには、教員と職員との協働が必要不可欠であることから、事務職員 1 人以上が本学の各種委員会及び会議(教授会を除く)の構成委員又は書記として必ず参画することを各種委員会規程及び諸会議規程に明文化しており、実際に教職員協働を実施している。

職員の採用については、「学校法人神谷学園職員任用規則」【資料 5-1-20】に基づいて理事長が任命する。新規採用職員は原則として公募で行い、本学の建学の精神に賛同する人材を公平・公正に確保し、学校法人神谷学園就業規則第 5 条～第 12 条【資料 5-1-21】に則り、任期制を適用している。

職員の昇任については、職員の能力や経験、業績及び人事考課の評価に基づき、部長、事務局長が昇任の結果を報告し、理事長が決定している。

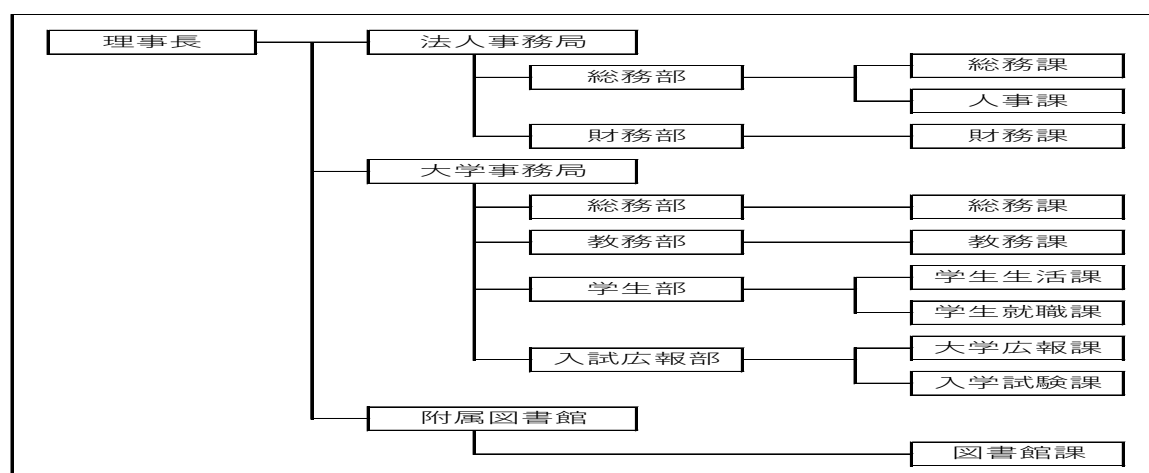


図 5-1-2 大学の事務局組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-19】 学校法人神谷学園 組織規則

【資料 5-1-20】 学校法人神谷学園職員任用規則

【資料 5-1-21】 学校法人神谷学園就業規則第 5 条～第 12 条

5-2. 教員の配置

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

各学部・学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員数は表 5-2-1 のとおりであり、本学は、大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を上回る教員を配置している。また、大学設置基準にある「設置基準上の必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。」についても各学部・学科において設置基準上必要な専任教員数を上回る配置をしている。本学大学院については、大学院設置基準の「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。」に即して、学部教育との連続性と整合性及び専攻分野に配慮して学部専任教員 9 人が兼担している。

表 5-2-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

学部	学科	基準		現員
健康福祉学部	総合福祉学科	12(6)	17(9)	17(5)
	医療栄養学科	10(5)		22(8)
	管理栄養学科			
人間関係学部	心理学科	7(4)		33(7)
	子ども発達学科	6(3)		17(10)

※令和 8（2026）年 5 月 1 日現在、（）内は教授の数

また、小学校教諭、幼稚園教諭及び中学校教諭一種免許状（社会科、保健体育科及び英語科）、高等学校教諭一種免許状（公民及び保健体育、栄養教諭一種免許状等）の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課程認定基準を満たしている。さらに、本学学則第 34 条【資料 5-2-1】及び東海学院大学履修規則第 84 条～第 97 条【資料 5-2-2】に定める社会福祉士並びに精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるための教育課程に関する専任教員数、本学学則第 34 条【資料 5-2-3】及び東海学院大学履修規則第 32 条～37 条【資料 5-2-4】に定める保育士の資格を得させるための課程に関する専任教員数並びに指定保育士養成施設の基準を、本学学則第 34 条【資料 5-2-5】及び東海学院大学履修規則第 38 条～45 条【資料 5-2-6】に定める栄養士・管理栄養士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、各関連法の基準をそれぞれ満たしている。

教員の採用・昇任等については、大学設置基準第 7 条に基づき、学校法人神谷学園職員任用規則【資料 5-2-7】及び東海学院大学短期大学及び東海学院大学教員選考基準【資料 5-2-8】を定め適切に行っている。

教員の採用については、学校法人神谷学園職員任用規則【資料 5-2-9】に基づいて理事長が任命する。新規採用教員は、「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」【資料 5-2-10】及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細

則」【資料 5-2-11】に則り、任期制を適用することになっている。教員の新規採用は原則として公募で行っており、本学の教育目標の達成に資する人材を公平・公正に確保している。

教員の昇任については、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 5-2-12】を定め、教員構成の年齢的バランスに配慮しながら、教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して実施している。昇任の結果は役職者会議【資料 5-2-13】、教授会【資料 5-2-14】の報告を経て、学長が決定する。また、大学院担当教員の資格審査については、「東海学院大学大学院教員資格審査基準」【資料 5-2-15】に従い、資格審査委員会【資料 5-2-16】において審議し、資格審査委員会がその結果を学長に答申する。学長は、資格審査委員会の答申を役職者会議及び教授会の議を経た上で昇任を決定することになっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】東海学院大学学則 第 34 条

【資料 5-2-2】東海学院大学履修規則 第 84 条～第 97 条

【資料 5-2-3】東海学院大学学則 第 34 条

【資料 5-2-4】東海学院大学履修規則 第 32 条～第 37 条

【資料 5-2-5】東海学院大学学則 第 34 条

【資料 5-2-6】東海学院大学履修規則 第 38 条～第 45 条

【資料 5-2-7】学校法人神谷学園 職員任用規則

【資料 5-2-8】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-2-9】学校法人神谷学園 職員任用規則

【資料 5-2-10】学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則

【資料 5-2-11】学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則

【資料 5-2-12】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-2-13】東海学院大学役職者会議規程

【資料 5-2-14】東海学院大学教授会規程

【資料 5-2-15】東海学院大学大学院教員資格審査基準

【資料 5-2-16】東海学院大学大学院教員資格審査基準に基づく資格審査委員会規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動に関しては、平成 24(2012)年度までは、FD 推進センターが、授業評価アンケートの実施及びコメントやマニフェストの結果の公表、FD 活動・教授方法などの教職員研修会の実施をしていた。平成 25(2013)年度からは、FD の実施をより具体化するための

教員相互の授業参観評価シートの作成など、PDCA による授業改善を図るとともに、「東海学院大学 FD 委員会規程」【資料 5-3-1】に基づき、各委員会の検討事項を考慮しながら、教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している(表 5-3-1)。

表 5-3-1 FD 活動実績

FD 活動	内容
授業アンケート (学生による授業評価)	前期は令和 7(2026)年 5 月 22 日から 6 月 20 日の間に、後期は令和 7(2025)年 10 月 30 日から令和 8 年 1 月 9 日の間に実施した。「講義」「演習」「実験または実習」の 3 区分ごとに各教員 1 科目以上を対象とした。アンケート結果とそれに対する教員のコメントは、図書館カウンターなどで公開している。授業アンケート後、自身の授業改善への取組を「授業アンケート結果に基づく報告」として各教員から回答してもらい、後期より、その一覧を教員が閲覧できるようにした。
学内一般公開型 授業相互参観	令和 7(2025)年 11 月 20 日から令和 8 年 1 月 9 日の間に、各教員 1 科目以上を参観又は公開し、気付いた点、参考になった点などを報告した。時間的に可能な場合は、参観後にディスカッションも実施した。授業相互参観後、自身の授業改善への取組を「授業参観結果に基づく報告」として各教員から回答してもらい、後期より、その一覧を教員が閲覧できるようにした。
コンプライアンス教育 及び研究倫理教育	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、令和 7(2025)年 8 月～11 月、教員及び職員ごとに、公的研究費に関わる二つの規程を読み、J S T(科学技術振興機構)研究倫理教育映像教材を視聴しアンケートを回答した。
障害等のある学生の支援 に関する研修会	令和 8(2026)年 2 月 10 日、研修会(「障害等のある学生の急変時の初期対応等について― 講義中における過呼吸、てんかん発作等の初期対応(実践例) ―」)を開催した。
試験・成績要領の配信	毎学期更新された「試験・成績要領」を教員に配付し、基準と方法を明示し、試験と成績の公平性と透明性を確保するようにしている。

※令和 7(2025)年度より令和 8(2026)年 3 月まで

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】東海学院大学 FD 委員会規程

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部 SD 推進規程」【資料 5-3-2】及び「学校法人神谷学園 SD 推進規程」【資料 5-3-3】を定め、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるために、積極的に SD 活動を行っている。

学内研修としては、令和 6(2024)年 10 月に、事務職員の業務を一層推進するため、各自が能力アップを図ることが不可欠であることから、各自が階層別テーマのオンライン研修を受講する研修を行った【資料 5-3-4】。また、研究倫理・研究費不正防止対策に関する研修活動として、科研費(科学研究費助成事業)応募者及び教職員を対象に、公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について研修を行い、公的研究費の運営・管理に関わる業務等に携わる意識を高める取組みを行った(表 5-3-2)【資料 5-3-5】。また、学外研

修としては、文部科学省、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構等が主催する各種の研修会に積極的に職員が参加した(表 5-3-3)。

令和 8(2026)年 2 月 10 日に行われた障害学生支援委員会の研修会では、「障害等のある学生の急変時の初期対応等について一講義中における過呼吸、てんかん発作等の初期対応(実践例)一」と題し、障害学生等の容体が急変した場合の初期対応を想定し実施した。また、教員・学生生活課・保健室等で行われる組織的な連携を含めた対応を実践した。

本学において現在、多様な困難を有する学生の支援事例が出されていることを受け、教職員の意識の向上および障害等のある学生支援の充実のために企画した【資料 5-3-6】。

本学では、毎年 3 月に新規採用教職員説明会を開催しており、令和 8(2026)年 3 月 25 日に新規採用教職員説明会を行った。説明会では、職員の資質・能力向上の取組みとして、新任教職員に対して、本学の建学の精神、教育理念、学部・学科、学内組織及び就業規則、事務職員の基本的な事務業務についての研修も実施した【資料 5-3-7】。

表 5-3-1 令和 7(2025)年度 学内 SD 研修

開催日	研修内容	参 加 延べ人数
6 月	新任の先生向け「試験・成績要領」説明会について	7
11 月	公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について	136 (教職員含む)
2 月	障害等のある学生の支援に関する研修会	103
	人権研修会「各学科内にて問題を協議し合う形式での研修会」	98
3 月	令和 8 年度 新規採用教職員説明会	21

表 5-3-2 令和 7(2025)年度 学外 SD 研修(職員研修状況)

部課名	主な研修概要等	参 加 延べ人数
総務課	岐阜県私立短期大学協会 SD 研修会、岐阜県私立大学協会教職員研修会、岐阜県私立短期大学協会事務局長会議、日本高等教育評価機構「令和 7 年度大学・短期大学評価セミナー」、日本高等教育評価機構「評価充実協議会」	13
教務課	教職課程認定申請に関する事務担当者説明会、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜令和 7 年度人材育成プログラム	14
学生生活課	岐阜県私立短期大学協会令和 7 年度 SD 研修会、岐阜県私立大学協会 2025 教職員研修会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究会、大学代表者による大学スポーツの振興に向けた懇談会(UNIVAS)、全国安全週間準備講習会(一般社団法人岐阜労働基準協会)、名古屋出入国在留管理局との情報交換会(愛知県留学生交流推進協議会)、令和 7 年度授業料等減免費交付金に係わる業務説明会(日本私立学校振興・共済事業団)、学生教育研究災害傷害保険説明会(公益財団法人日本国際教育支援協会)、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜令和 7 年度人材育成プログラム	11
学生就職課	私立大学協会 就職部課長担当者研修会、岐阜県私立短期大学協会 SD 研修、JASSO 全国・キャリア教育・就職ガイダンス、岐阜県学生就職連絡協議会夏季研修会、中部学生就職連絡協議会 大学と企業との就職研究会、岐阜県インターンシップ推進協議会 推進会議、マイナビセミナー 2026 年卒学生の就職活動動向を踏まえた夏以降の支援のポイント	7

入試広報部	岐阜県私立大学協会教職員研修会	1
図書館課	私立大学図書館協会、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会、東海地区大学図書館協議会、岐阜県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会、国立情報学研究所	10
各課共通	e-JINZAI for university	104

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-2】 東海学院大学、東海学院大学院並びに東海学院大学短期大学部 SD 推進規程

【資料 5-3-3】 学校法人神谷学園 SD 推進規程

【資料 5-3-4】 SD 研修について

【資料 5-3-5】 公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について

【資料 5-3-6】 障害等のある学生の支援に関する研修会

【資料 5-3-7】 学校法人神谷学園の概要(新規採用教職員説明会資料)

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では原則として、専任教員に個室の研究室を整備している。各研究室に 1 人 1 台のパソコンを設置し、必要に応じて機器を更新している。学内には、附属図書館を設置し、研究用図書の長期貸出などに対応している。こうした施設・設備の整備により、教員の研究活動を支えている。また個人研究費や科学研究費助成事業等の学外研究資金の事務は、教務部教務課が担当し、外部資金の獲得や事務作業に関する人的支援を行っている。

本学では、学術研究報告編集委員会【資料 5-4-1】が「東海学院大学紀要」「東海学院大学研究年報」を毎年発行しており、令和 6(2024)年度で「東海学院大学紀要」第 18 号、「東海学院大学研究年報」第 10 号となった。また、掲載に当たっては質の向上を得るために査読システムを導入している。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

建学の精神を基本理念として学術研究を推進し、教育研究機関としての高い信頼性を担保することは、本学の大きな使命の一つである。そのためには、各研究従事者の高度な倫理規範意識の下で、研究の信頼性と公正性を確保することが必要不可欠となる。そのため本学は、研究に従事する全ての研究者が遵守すべき倫理的基準として、各規程を定めている【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

本学は、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を図るため、研究倫理委員会を

設置している。研究倫理委員会は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、各種法令を遵守し、個人情報保護に十分留意して、学内の教職員、学部・大学院生等すべての研究者に対して倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。研究の倫理的妥当性を審査する必要がある場合、研究者は倫理審査申請書及び研究計画を「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会又は動物実験委員会に提出し、承認を受けなければならない。それらの委員会は次の規程に基づいて運営されている【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】

【資料 5-4-7】。研究不正ないし研究費不正が疑われる場合には、研究対象者や関係業者が通報できる仕組みをつくり、ホームページにより周知している。関係業者には誓約書【資料 5-4-8】を提出させ、研究費不正への関与を戒め、不正行為の通告を義務付けている。本学の不正防止に係る規程は次のとおりである【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】【資料 5-4-11】【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学術研究報告編集委員会規程

【資料 5-4-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理規準

【資料 5-4-3】 「人を対象とする研究」倫理規準

【資料 5-4-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験指針

【資料 5-4-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程

【資料 5-4-6】 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程

【資料 5-4-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験委員会規程

【資料 5-4-8】 誓約書

【資料 5-4-9】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応に関する内規

【資料 5-4-10】 学校法人神谷学園東海学院大学短期大学部・東海学院大学の競争的資金の取扱いに関する不正防止計画

【資料 5-4-11】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の運営・管理及び監査に関する規程

【資料 5-4-12】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における研究費の不正行為等への対応に関する内規

【資料 5-4-13】 学校法人神谷学園東海学院大学短期大学部・東海学院大学の競争的資金の取扱いに関する内部監査マニュアル

【資料 5-4-14】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

【資料 5-4-15】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の不正使用に対する取扱規程

5-4-③研究活動への資源の配分

本学は、各学問分野の研究活動を高めるとともに、社会や地域への貢献を図ることを目的として、教育研究開発センターを設置し、全学的な学術研究推進業務を統括している。

各教員に図書費及び旅費を配分し、図書の購入及び学会出席その他の研究活動を助成することにより、大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に寄与している。学会・研究出

張に係る旅費に関しては、「学校法人神谷学園旅費規則」に規定している【資料 5-4-16】。図書費の配分に関しては次の資料のとおりである【資料 5-4-17】。

外部研究資金の獲得については、科学研究費助成事業や各種団体等の助成金への申請を奨励し、大学へ届いた各種公募等の案内は、要件に該当する教員に周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-16】 学校法人神谷学園旅費規則

【資料 5-4-17】 令和 6(2024)年度資料購入費執行計画

〔基準 5 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学的意思決定における学長のリーダーシップは十分に発揮されている。教学マネジメントの機能性を発揮するために、権限が明確化され、副学長、役職者会議及び IR 室などの学長補佐体制が確立されている。

教学マネジメントにおける権限により適切な分散と責任の明確化の機能性を確立するために、不断の自己点検評価活動の取り組みを継続して実施していく。

教員組織においては、関連する学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等に基づき誠実に運営している。また、教員の採用・昇任については適切な選考基準を定めて教員に周知されており、規程等に則り厳正に適用されていると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置するため、各専門分野の研究者のみならず、社会や実業界で活躍する有識者や研究者、実務経験のある人材を登用していく一方、教員構成の年齢階層が高年齢傾向にあるため、若年層の教員を登用し年齢階層的バランスを改善していく。本学全体の教育内容・方法等の点検結果のフィードバックについては、教育研究開発センターが中心となり、授業アンケートから得られた結果は、教員及び学生に公開されている。公開の際、授業アンケートを実施した 2 科目以上にマニフェスト(授業アンケートに対するフィードバックコメントの作成)を記すことを義務付けており、今後とも授業の点検・改善への結びつけを強化していく。

各学科のクラス担任教員は、各学期の講義開始前に行われる学科ガイダンスにおいて成績表を一人ひとりの学生に手渡すとともに、保護者に対して郵送にて配付している。課題を抱えている学生については、学期ごとの個別面談に加えて別途面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。毎月開催される学科会に指導結果が報告されるとともに、問題解決に向けた方策が検討される。学生へのこのような細やかな指導で個々の学生の状況を全教員で共有し学修指導等の改善・向上を進めていく。

新任教育職員研修会、FD 研修会、学生による授業アンケート、学内一般公開型相互授業参観は従来の内容を維持するとともに、実施後の教員アンケートに記載された意見や要望等を十分に把握し、教育能力向上に資する FD 活動の改善に努める。FD 委員会は各種研修や授業アンケートの内容を精査し、相互授業参観の実施を働きかけ、問題点を抽出して教育内容・方法等の改善につながる方策を実施していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教学マネジメントについては、学長のリーダーシップの発揮を図るべく諸規程を改正す

るとともに、教学の運営体制を4部7課制へと移行させ、権限の適切な分散と責任の明確化を図った。7課体制とした事務組織では、職員の適切な配置と役割を明確化して機能的な教学マネジメント体制を確立した。各種委員会は教員と職員が同等に委員構成又は書記として参画する教職協働体制を構築した。各委員会からの報告・発議・提案は学長へ起案することとなっており、学長の意思決定に寄与するとともに、全学的な教学マネジメント体制を構築しているといえる。

教職員一人一人の大学運営への資質・能力向上のためのFD・SD合同研修会を今後も工夫・改善を試みながら計画的・組織的に実施し、大学の一員としての目標、モチベーションを高め離職率の低下へと繋げていく。

研究支援については、共同研究室等により一部改善の余地があるものの、研究環境は一定程度まで整備されているといえる。研究倫理規程等を確立し、定期的に研修会などを開催し、適正な研究が実施できるようにしている。研究資金については、本学から研究活動への資源配分も行われているものの、研究資金や競争的資金の獲得を支援する取り組みの見直しなど課題が残されている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人神谷学園(以下、「本法人」という。)の目的は、「学校法人神谷学園寄附行為」第 3 条(以下、「寄附行為」という。)**【資料 6-1-1】**に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育および研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする。」と定め、この目的に従い大学、大学院、短期大学部の他に、二つの附属幼稚園を管理運営している。大学等の管理運営方針は、寄附行為及び学則に定められ、管理体制も学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき整えられており、理事会を中心とした管理運営組織と教学組織との連携の下に、本法人の中長期計画(将来構想)**【資料 6-1-2】**、中期計画 2025 **【5 カ年計画】****【資料 6-1-3】** 及び事業計画書**【資料 6-1-4】**に沿って業務を推進している。

本法人は、経営の規律と誠実性をより強固なものとするため、令和 7 (2025) 年 3 月 26 日の理事会において「内部統制システム整備の基本方針」**【資料 6-1-5】**を制定した。これにより、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合すること、並びに業務の適正性を組織的に確保するための体制を明確に整備している。

また、組織倫理の確立と法令違反等への厳格な対応を目的として「学校法人神谷学園公益通報に関する規程」**【資料 6-1-6】**を制定・運用し、不正の予防および早期発見に努めている。これら「学校法人神谷学園諸規定綴」として編纂された関係諸規程は、法令の改正や運営の実態に応じて毎年見直しを行い、関係部署へ配置して適宜活用するなど、実効性の高いコンプライアンス体制を維持している。

私立学校が公教育を支える一員として社会の信頼を得て一層発展していくために、ガバナンスの強化と経営の透明性が不可欠である。本法人は社会的な信頼をより確かなものとする一環として、令和 4(2022)年 2 月に「学校法人神谷学園ガバナンス・コード」**【資料 6-1-7】**を制定し、ホームページ上において広く学内外へ公開している。

ステークホルダーに対する積極的な情報の公表を通じて、本法人の管理運営の健全性を証明するとともに、社会に対する説明責任を果たす誠実な経営を実践している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学校法人神谷学園 寄附行為 第 3 条

【資料 6-1-2】 学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 6-1-3】 学校法人神谷学園「中期計画 2025 **【5 カ年計画】** (令和 7 年度～令和 11 年度)」

【資料 6-1-4】 学校法人神谷学園 事業計画書

【資料 6-1-5】 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-6】学校法人神谷学園 公益通報に関する規程

【資料 6-1-7】学校法人神谷学園 ガバナンス・コード

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全および安心・安全なキャンパス環境への配慮として、校内には学生生活支援に必要な各施設が設置されている。

校内設備の美化等や維持管理については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りを行い適切な管理に努めている。また、教育施設に不備が生じた際は、教職員の協働による速やかな発見と総務部への連携体制を構築し、迅速な保守・修繕を行っている。防犯対策としては、警備職員による巡回警備に加え、防犯カメラを設置して、監視体制の強化と犯罪抑止に努めている。さらに、環境負担低減および SDGs 推進の一環として、令和 5(2023)年度には、東西キャンパスの蛍光灯照明を LED 照明へと切り替える工事を完了した。

令和 6(2024)年 2 月には、SDG s の達成に向けて岐阜県と共に取組む「ぎふ SDGs 推進シルバーパートナー」に登録した。これにより、キャンパス内への分別ゴミ箱の設置による資源循環の意識向上や、健康増進法に基づき平成 27(2015)年度から継続している「キャンパス内の全域禁煙」の徹底など、学生及び教職員一人一人が環境や健康の問題を自分事として捉える環境づくりを推進している。また、本年度からは各種会議へのタブレット端末の導入により、配布資料の削減とペーパーレス化を強力に推進している。これらの取り組みを通じて、教職員・学生が一体となった持続可能なキャンパス運営と環境保全の実を挙げている。

2. 人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報取扱いについて」【資料 6-1-8】「学校法人神谷学園 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する細則」【資料 6-1-9】を定め、教職員に周知して基本的人権の保護に努めている。また、本大学及び本学短期大学部の人権委員会や障害学生支援委員会が積極的に活動しており、「東海学院大学人権侵害に関する対処のガイドライン」【資料 6-1-10】「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」【資料 6-1-11】等を定めて、教職員及び学生における個人の尊厳や両性の平等の実現のための健全な環境等を保障し維持することに努めている。また、バリアフリー化の取り組みとして、障害がある学生が快適に学生生活を送れるよう、スロープや東西キャンパスを結ぶ東海ブリッジに階段昇降機を設置するなど整備している。

3. 安全への配慮

安全への配慮については、「学校法人神谷学園危機管理規則」【資料 6-1-12】「学校法人神谷学園防災管理規則」【資料 6-1-13】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル」【資料 6-1-14】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部救急応急対処マニュアル」【資料 6-1-15】等を整備している。危機管理等について学生及び教職員に周知徹底を図っているほか、消防署の協力を得て防災訓練を年 1 回実施している。また、令和 6(2024)年度の消防用設備点検において、事務局内非常放送設備の不備が見つかった際も、速やか

に機器の取り換えを行い、同年 11 月に改めて防災訓練を実施するなど、万全な防災体制の維持に努めている。

防犯および設備面での安全対策としては、令和 5(2023)年 6 月にキャンパス内で発生した学生への被害事件（解決済）を契機として、さらなる犯罪抑止を監視体制強化のために学内のエレベーター6 基に防犯カメラを設置した。さらに、令和 7(2025)年 3 月には、西キャンパス 1 号館北側と南側エレベーター2 基のリニューアル工事を完了し、安全性の向上を図っている。

職員の安全及び衛生については、「学校法人神谷学園職員安全衛生管理規則」【資料 6-1-16】「学校法人神谷学園安全衛生委員会規則」【資料 6-1-17】を整備して、安全及び衛生に関する事項を定め、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進している。また、毎月 1 回安全衛生委員会を開催し、産業医の下、化学物質のリスクアセスメントの実施、特殊健康診断、ストレスチェック等の実施について審議し、運営している。学生に対しても、毎年定期健康診断を実施しているほか、キャンパス内 5 か所に AED(自動体外式除細動器)を設置して緊急時に備えている。

健康支援の新たな取り組みとして、令和 5(2023)年 11 月に西キャンパス敷地内に独立の医療法人による東海内科・内視鏡クリニックが開院した。クリニックでは、一般内科のほか、胃カメラ・大腸カメラ・婦人科・美容医療があり、教職員、学生はもちろん地域住民の健康に貢献することを目指して、診療を行っている。本学においては、教職員の定期健診や大学の各学部・学科の臨床実習・研修の場として深く連携しているほか、令和 6(2024)年 5 月には厚生労働省の指針に基づく子宮頸がん予防HPVワクチンのキャッチアップ接種を同クリニック中心で呼びかけ、希望する女子学生への接種体制を整えるなど実践的な健康管理の成果を上げている。

さらに、学生の生活環境における安全配慮として、令和 2(2020)年開設の男子学生寮に続き、令和 5(2023)年 9 月には大学から徒歩 3 分圏内の場所に委託業者が運営する女子学生寮が完成した。男子学生寮同様に、管理人が常駐しており、防犯面・生活面とともに学生が安心・快適に下宿生活を送ることができるよう配慮している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-8】学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて

【資料 6-1-9】学校法人神谷学園 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する細則

【資料 6-1-10】東海学院大学人権侵害に関する対処のガイドライン

【資料 6-1-11】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 6-1-12】学校法人神谷学園 危機管理規則

【資料 6-1-13】学校法人神谷学園 防災管理規則

【資料 6-1-14】東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル

【資料 6-1-15】東海学院大学及び東海学院大学短期大学部救急応急対処マニュアル

【資料 6-1-16】学校法人神谷学園 職員安全衛生管理規則

【資料 6-1-17】学校法人神谷学園 安全衛生委員会規則

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関として位置づけ、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事定数は、寄附行為第6条第1項第1号において「理事6名以上7名以内」と規定し、理事の選任区分は寄附行為第8条において、第1号理事は「学長（園長）のうちから理事選任機関において選任した者2名」、第2号理事は「前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者4名以上5名以内」とし、この法人の理事選任機関は、理事会となっている。理事長は寄附行為第15条第2項において、「理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。」と定め、寄附行為に基づき適正に選定されている【資料6-2-1】。

また、専務理事は寄附行為第15条第6項において、「専務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務の一部を分掌する。」と定め、寄附行為に基づき適正に選定されている【資料6-2-2】。

理事会は、寄附行為第18条【資料6-2-3】に基づき招集しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置する各学校の各学部・学科の構成等について審議・決定、学則に定める各学部・学科の入学定員、授業料改定等の重要事項等の審議・決定を行っている。また、理事会の審議内容については、学校法人神谷学園運営協議会であらかじめ検討、協議している【資料6-2-4】。理事及び監事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である【資料6-2-5】。監事は常時2名が理事会及び評議員会に出席し、法人の業務と財務状況について監査報告を行っているほか、審議事項について意見を述べるなど適切に機能している。法人の運営に係る重要事項は、理事会で審議・決定する前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会での審議を通じて検討、意見調整するなど法人側と教学側の意思疎通を図っている。なお、本法人の管理運営組織は(図6-2-1)のとおりである。

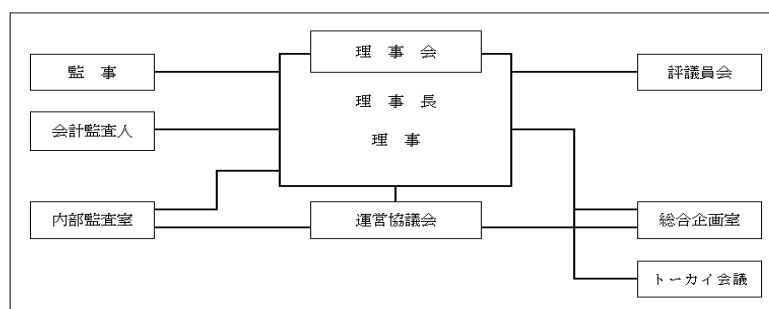


図 6-2-1 管理運営組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 1 項第 1 号、第 8 条、第 15 条第 2 項

【資料 6-2-2】学校法人神谷学園寄附行為 第 15 条第 6 項

【資料 6-2-3】学校法人神谷学園寄附行為 第 18 条

【資料 6-2-4】学校法人神谷学園 運営協議会規則

【資料 6-2-5】令和 7 年度理事会出席状況

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整えている【資料 6-2-6】。また、寄附行為第 36 条、第 37 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置し、寄附行為第 40 条に基づき、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、適時開催している【資料 6-2-7】。

大学などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18 歳人口の激減とともに急激に変化し、大学教育もますます、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきた。平成 29(2017)年以降、本学は、5 年間の教育政策の目標と施策を示す「第三期教育振興基本計画」に基づく今後の大学の機能別分化の枠組みのイメージの提示及び平成 30(2018)年秋の中央教育審議会答申の「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」を重要な方針として捉え、大学教育の質的転換に取り組んできている。本法人及び本学は、建学の精神の下に明確な職業観と目的意識を持つ学生や学び直しの強い意志を持つ社会人などが、教養性や社会性の涵養を基礎として専門性の高い職業人となることを目指して実践的な知識や技術を学び、資格を取得するための普遍的な学びの場を提供するなど、高等教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-6】学校法人神谷学園 理事会会議規則

【資料 6-2-7】学校法人神谷学園寄附行為 第 36 条、第 37 条、第 40 条

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人の運営に係る重要事項は、理事会での決定前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会で協議を行い、法人と教学部門とのコミュニケーションによる意思疎通を図っている。また、「学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会規則」【資料 6-3-1】により本法人、大学、短期大学部の役職者から構成され

る連絡協議会(トーカイ会議)を必要に応じて開催している。この連絡協議会の目的は、法人及び各部門の管理運営に関する課題や将来構想、法人や大学全般の事項などについて自由に意見を述べ合い、情報共有をすることで、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化に適切な役割を果たしている。

理事会は、大学学長、短期大学部学長、元短期大学部事務局総務部長、法人本部事務局長の4名及び外部理事2名が理事に就任している。また、諮問機関である評議員会は、職員2名(大学副学長1名、事務職員1名)及び外部評議員5名が評議員に就任しており、法人の運営に係る重要事項を審議する際には、教学の立場から意見を述べるなど、法人と大学との意思疎通と連携が図られている【資料6-3-2】。寄附行為第15条第5項【資料6-3-3】に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めて理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制が整備されている。また、理事長は本学学長を兼務していることから、本学で行われる役職者会議、教授会に出席して教職員と情報共有するなど、法人と大学教学部門との意思疎通や連携に努めている。このように理事長は、本学の建学の精神及び使命・教育目的を理解し、本学の現状を踏まえて経営を先導するリーダーシップ及び責任を果たしている。

本学教学の各種委員会は、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協働的な組織となっている。従来、本学では関連部署間の連絡や意見調整等は慣例的に日常の業務の中で行われてきているが、これを強化するため、令和2(2020)年5月に、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学事務局運営会規則」【資料6-3-4】を定め、毎月1回、事務局長を中心に関連部署の役職者等との大学の教育研究活動について活発な意見交換を行うよう努めている。

このように、本学の教育・研究活動についての意見や提案、事務職員からの提案をくみ上げる体制の整備や教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通と様々な連携に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-1】 学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部
連絡協議会規則

【資料6-3-2】 令和8(2026)年度理事・監事・評議員等の名簿

【資料6-3-3】 学校法人神谷学園寄附行為 第15条第5項

【資料6-3-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学事務局運営会規則

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本法人は、寄附行為に基づき評議員会を審議・議決機関として位置づけ、理事会と評議員会の相互のチェック体制が整備され、適切に機能している。評議員定数は、寄附行為第6条第2項において「評議員7名以上8名以内を置く。」と規定し、評議員の選任区分は寄附行為第32条において、第1号評議員は「この法人の職員のうちから選任した者2名」、第2号評議員は「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者1名」、第3号評議員は「学識経験者のうちから選任した者4名以上5名以内」とし、選任された7名の評議員がそれぞれの立場から法人の経営に参画している【資料6-3-5】。また、寄附行為第37条第2項において、理事会は、あらかじめ「1. 重要な資

産の処分又は譲受け 2. 多額の借財 3. 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更など重要な9項目」について評議員会の意見を聞かねばならないことにしている【資料 6-3-6】。なお、評議員会を招集する場合は、寄附行為第 41 条に基づき、理事会において、評議員会の議案について決議に基づき、理事長が招集を行っている【資料 6-3-7】。

本法人のガバナンス機能として監事の監査業務がある。監事定数は、寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号において、「監事 2 名以上 3 名以内」と規定し、寄附行為第 23 条に基づき、評議員会の決議によって選任している【資料 6-3-8】。選任された 2 名の監事が寄附行為第 29 条【資料 6-3-9】に規定される職務に従い監事監査を行っており、各年度の決算について監査し、監査報告書により評議員会及び理事会に報告しているほか、理事会と評議員会に出席して毎回意見を述べている。監事は文部科学省が開催する学校法人監事研修会などに参加して、監事監査の質の向上に努めている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」

【資料 6-3-10】を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査（業務監査）に加え、研究費の運営・管理に基づいて、不正使用を防止するための適切性及び有効性に関する監査（研究監査）を行っており、必要に応じて理事長に意見を述べる体制を整えている【資料 6-3-11】。

本法人の会計監査を制度化するため、会計監査人の監査業務がある。会計監査人定数は、寄附行為第 6 条第 3 項において、「会計監査人 1 名又は 2 名を置く。」と規定し、寄附行為第 50 条に基づき、評議員会の決議によって 2 名選任されている【資料 6-3-12】。また、会計監査人は、寄附行為第 55 条で定めるところにより、本学の計算書類及び財産目録の監査を行っている【資料 6-3-13】（図 6-3-1）。

このように、本法人は監事監査、内部監査、および会計監査人監査の各機能を相互に連携させながら、評議員と理事会による厳格な相互チェック体制を構築しており、法人経営の透明性と公正性の維持・向上に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-5】 学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 2 項、第 32 条、第 37 条

【資料 6-3-6】 学校法人神谷学園寄附行為 第 37 条第 2 項

【資料 6-3-7】 学校法人神谷学園寄附行為 第 41 条

【資料 6-3-8】 学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 1 項第 2 号、第 23 条

【資料 6-3-9】 学校法人神谷学園寄附行為 第 29 条

【資料 6-3-10】 学校法人神谷学園内部監査規則

【資料 6-3-11】 内部監査に関する報告書

【資料 6-3-12】 学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 3 項、第 50 条

【資料 6-3-13】 学校法人神谷学園寄附行為 第 55 条

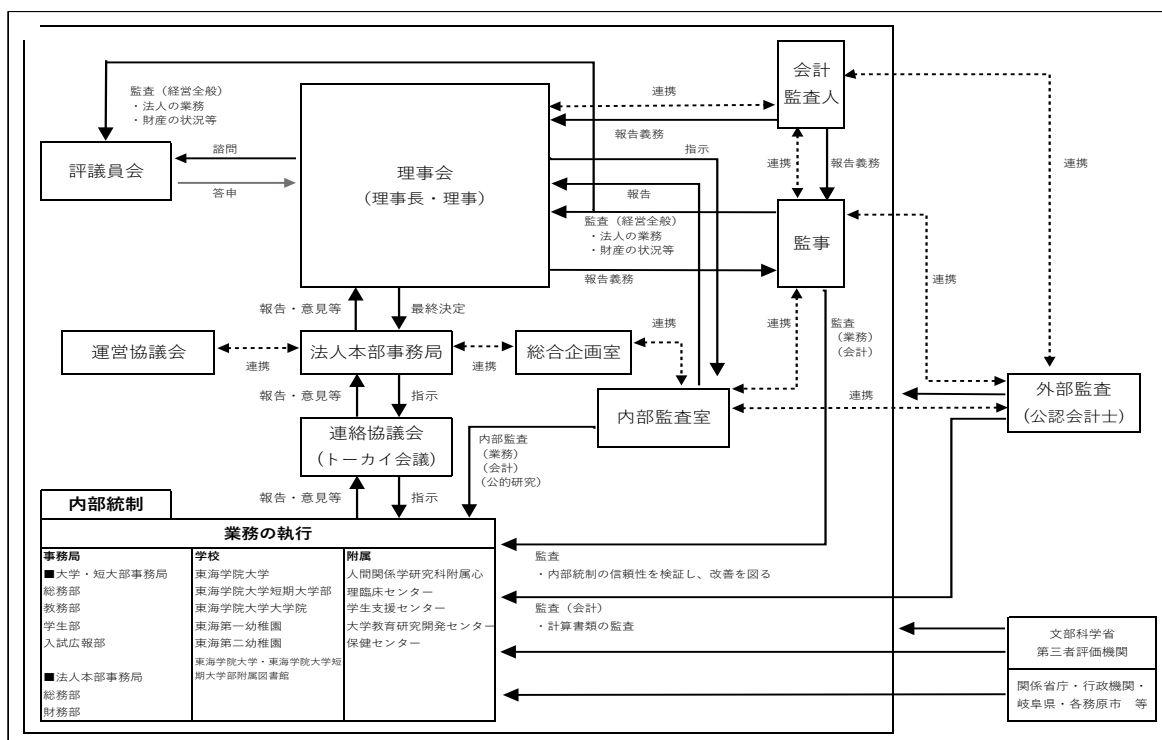


図 6-3-1 ガバナンス(学校法人統治)

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-①財務基盤の確立

本法人の財務の現状は、「財務情報」「学校法人神谷学園事業報告書」【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】【資料 6-4-4】に示されている。過去 5 年の経常収支差額は、令和 3(2021)年度からマイナスの値を示しており、財務内容が改善してきているとは言えないものの、入学者数及び収容学生数の増加傾向を維持する中で、教育環境の充実を図っているため、教育研究経費への支出を増加させてきた。過去、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度の 2 年間において、本学及び短期大学部の入学定員における低充足率のため経常費補助金による財政支援が行われなかったため、逼迫した財務状況があった。しかし、平成 26(2014)年度に本学で実施した、医療専門資格の取得のための養成機関を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づく各学科における教育目的及び教育内容や方法の抜本的見直しによる効果がその後徐々に現れ、入学者数は回復軌道となり、直近 3 年(令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度、令和 8(2026)年度)では、入学定員充足率は平均 96%となっている。令和 8(2026)年度においては 107.8%と入学定員充足を達成しており、安定した入学者数の確保が見込める状況を維持している。

また、短期大学を取り巻く経営環境は依然厳しい状況であるが、入学者確保、経常費補

助金の支援に向けた努力を続けており、令和 2(2020)年度には、入学定員充足率の改善によって経常費補助金の支援を再び受けられるようになりその状況を維持し続けている。

このように、本法人は設置教育機関を運営するために必要な財務基盤を確立している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】 東海学院大学/東海学院大学短期大学部ホームページ「財務情報」

【資料 6-4-2】 令和 5(2023)年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 6-4-3】 令和 6(2024)年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 6-4-4】 令和 7(2025)年度学校法人神谷学園事業報告書

6-4-② 収支バランスの確保

収支バランスの確保については【資料 6-4-5】【資料 6-4-6】【資料 6-4-7】に示すように、事業計画により教育等サービスの提供を維持しつつ、財務健全化を図る予算策定をしている。

安定的な入学者の確保が継続できており、経常収支差額の改善に努める中、本法人は令和 4(2022)年度に数値がプラスに転ずる予測をしていたが、教育施設の充実のため大学の新校舎を竣工したこと。経済環境下では、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症などによる不安定な社会情勢に起因する物価高騰等によって支出増加となり達成はできなかった。以降、前述した要因による物価の高止まりが恒常化しており、更にはイラン情勢も加わったことで、経常収支差額の改善は足踏み状態にあるが、今後も早期の経常収支差額のプラス化に努めていく。令和元(2019)年度、令和 4(2023)年度に、新校舎建設など施設拡充のため外部負債が発生したが安定的な収入に基づく収支のバランスを確保し、学園全体としての収支、資金維持、教育研究経費への資金の分配等、健全性のある水準の財務状況を維持することに努めていく。

外部資金の導入については、科学研究費補助金をはじめとする研究資金、行政等からの受託事業、経常費補助金等を確保して安定した財務基盤を確立する努力を行っている。各種寄付金制度の活用による資金獲得については、地域の教育研究拠点として学外活動などを通して魅力あるものを発信し、存在感を高めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-5】 令和 6(2024)年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 6-4-6】 令和 7(2025)年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 6-4-7】 令和 8(2026)年度学校法人神谷学園事業計画書

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人及び本学は、財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、将来や社会ニーズを見据えた特色ある教育や質の高い教育を展開していくための財務体制の強化と財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を方針とした中長期的な財務計画を立てている。具体的な中期計画策定は、本法人では 2 年～5 年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を軸に策定し、年度ごとの事業計画へ反映させている。

各予算単位部門で立案された事業計画は、評議員会への諮問、理事会の審議・決定を経

て各年度の予算配分が図られるが、事業計画の立案に当たって、短期大学(学長、各短期大学関連部署)が、教育研究の充実や施設・設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起している。予算編成の過程では、法人は財務シミュレーションに基づき経常収支のバランスを中心に教学からの要望を基に、法人(法人事務局長、財務部財務部長)と短期大学管理運営部門との綿密な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、最終的に評議員会、理事会で審議し承認され、適切な予算編成が行われるなど、中長期計画に基づく財務運営を実行している。【資料 6-4-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-8】 学校法人神谷学園「中期計画 2025【5 ヶ年計画】」

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」【資料 6-5-1】「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」【資料 6-5-2】「学校法人神谷学園資産運用管理規則」【資料 6-5-3】に基づき原議及び決裁を経て契約や発注を行っている。当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実の確定又は変更や事業内容の見直し又は予期せぬ事実に伴う支出の変更について対処するため補正予算を適宜編成し、理事会、評議員会での承認を得ている。決算処理については法人監事及び会計監査人による明確で厳格な監査を受けている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や研修内容によって学園事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、会計監査人、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】 学校法人神谷学園経理規則

【資料 6-5-2】 学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程

【資料 6-5-3】 学校法人神谷学園資産運用管理規則

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、評議員会の決議により選任された会計監査人による延べ 500 時間超(監査責任者及び監査従事者の 6 人公認会計士各人の監査時間合計)に及ぶ厳正な定期監査を受けている。同会計監査人は監事へ監査内容報告を行うなど監査上の連携を図る体制を整備している。定期監査日以外にも、会計監査人との連携により常に正確な会計及び関連事務処理について指導助言を受けている。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。会計監査人による監査及び監事の監

査は適切に行われており、本法人の計算書類、財務諸表及び学園の財産目録は学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人は寄附行為に定める使命・目的に従い、関係法令を遵守し、環境・人権・安全に配慮して、適時情報公開を行い、適切な運営を行っている。環境、エネルギー、防災等の積極的対策は今後も維持・強化していく方針である。

理事会は寄附行為に基づく最高意思決定機関として戦略的かつ重要な意思決定を行える体制を整備し、適切に機能している。法人の理事・監事及び評議員は、大学教育研究活動に携わる教職員、卒業生のほか、学外の有識者を含む幅広い分野から選任しており、これら多様な視点から管理運営に対する有益な意見や助言を得ることで、学園全体における意思疎通と連携体制を構築している。

大学の管理運営体制は、寄附行為にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画に基づき単年度ごとの事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に監査室を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整えてガバナンスの強化を図っている。会計処理は学校法人会計基準等に従い監事立会いの下、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

財政基盤については、財務シミュレーション及び中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定化に努力している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学を取り巻く環境の変化に対応し、大学の管理・運営を適切に行っていくためには、法人の意思決定は的確かつ機動的でなければならない。大学の使命・目的の達成に向けて、今後とも社会の要請に応じた的確な意思決定を可能とするような理事会の機能の強化に努めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学はこれまでも、建学の精神に基づき、明確な目的意識を持つ学生や社会人などが、教養や社会性の涵養を基礎として専門的、実践的な知識や技術を学び資格を取得するため質の高い大学教育を実践してきた。今後は、これまでの教育の成果を基盤としつつ、多様化する社会のニーズに即応した教育改革をさらに進め、社会からいっそう信頼され、選ばれる高等教育機関をめざしていく。

本法人の管理運営体制については、現時点で適切に機能しているが、激変する高等教育環境に柔軟に対応するため、今後も経営の規律と誠実性の維持・向上に努め、教育・研究・社会貢献活動を推進する運営体制を堅持する。また、環境保全、人権、安全への配慮に関しては、これまでに実施した照明のLED化や防犯設備の強化、医療機関との連携等の改善実績を踏まえ、学生・教職員の快適な学修環境や教育環境を形成するため、既存の各種規程や組織体制の不断の見直しと、さらなる実効性の向上に組織をあげて取り組んでいく。

法人と教学部門の連携や意思疎通を図るために、理事長、学長のリーダーシップの下、定例会議や各種会議を継続して開催し、有効かつ迅速な意思決定が行える組織体制の確立とガバナンス強化に向けて今後も努力していく。また、各種会議や委員会等を通じて教職員とのコミュニケーションや意思疎通を円滑化し、教職員の意見や提案をくみ上げながら、管理運営の一層の改善に努めていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 産学官連携・地域連携

A-1 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

A-1-① 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 健康福祉学部総合福祉学科における産学官連携活動

東海内科・内視鏡クリニックとの連携

令和 5(2023)年 11 月に本学敷地内に開院した消化器内視鏡クリニックにおいて、総合福祉学科臨床工学分野対象に見学実習を開始した。第 3 学年の学内実習科目である医用治療機器学の一環として上部及び下部消化管検査の流れと機器の説明を実施したが、見学実習後のリフレクションにおいてさらに深い実習を望む声が多く、令和 6 年度はさらに深化した実習を行った。従前の検査の流れに加え、疾患の説明、治療法の解説を医師サイドから実施するとともに、看護師からは関連のケア、臨床工学技士からは関連機器の操作方法と内容を充実した結果、リフレクションにおいて大幅に学生の理解度向上が認められた。

令和 7(2025)年度は、これまでの取組をさらに発展させ、症例検討を通じた臨床的理解の深化に加え、内視鏡検査・治療における安全管理についても学修内容に取り入れた。これにより、学生が検査の流れや機器操作を理解するだけでなく、患者の状態、疾患背景、治療方針及び安全確保の視点を関連付けて学ぶ機会となり、臨床工学分野における実践的な学修の充実につながった。

2. 健康福祉学部医療栄養学科における産学官連携活動

(1) 産学官連携による特産野菜各務原にんじんを活用した健康寿命を延ばす多様な取組み
[各務原市産業活力部農政課・各務原市産業活力部いきいき楽習課・各務原市健康福祉部高齢福祉課・各務原市健康福祉部子育て応援課・各務原市健康福祉部健康管理課・各務原市健康福祉部介護保険課・各務原市市長公室広報課・JA ぎふ・JA 全農岐阜との連携]

平成 29(2017)年度より各務原市・JA ぎふと連携し、地産の各務原にんじんを主軸とした厚生労働省スマートライフプロジェクトに則った健康寿命を延ばす取組みを健康福祉学部医療栄養学科(以下、「医療栄養学科」という。)において継続して実施しており、令和 2(2020)年 3 月には、厚生労働省より「地域発いいもの」として表彰され、令和 7(2025)年度で 9 年目となる。具体的には、SDGs を念頭に「運動」「食生活」「禁煙」「健診・検診の受診率」に関するアクションを組み合わせた各世代向けあるいは世代間交流を目的に複数のコンテンツやイベントを企画し、継続的に実施している。「運動」については、各務原にんじんの歌とフレイル予防体操・幼児体操を人間関係学部子ども発達学科との連携で考案し、企画講座・市民講座・各務原市公式 SNS などを通じて啓発普及を展開している他、市内全小中学校及び福祉施設へ DVD・CD 化して配布している。「食生活」については、「多様な世代への食育」及び「野菜をプラス 70 g」を中心に①「保育所食育講座」②「小学校食育

講座」③「子ども食堂」④「中高生のための料理教室」⑤「収穫体験食育講座」⑥「介護施設食育講座」⑦「世界糖尿病デー講座」⑧「世界高血圧デー講座」⑨「市民講座」⑩「認知症カフェ」⑪「フレイル予防カフェ」⑫「市 HP にレシピ提供」⑬「YouTube 料理動画提供」⑭「レシピ本発行」⑮「市広報紙レシピ提供」⑯「市 COOKPAD にレシピ提供」などを展開している。併せて「運動」「禁煙」「健診・検診」も同時展開している【資料 A-1-1】。

令和 7(2025)年度の①～⑩企画の延べ参加者数は 12,423 人(平均満足度 95%)。これらの活動は農林水産省第 9 回全国食育活動表彰にて消費・安全局長賞を受賞した。

(2) 産学官連携による食品ロス削減の取組み

[農林水産省東海農政局・岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課・岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課・岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課・岐阜県環境エネルギー生活部環境企画課・岐阜県農政部農産園芸課・岐阜農林事務所農業普及課・各務原市産業活力部農政課・各務原市産業活力部いきいき楽習課、各務原市市民生活部環境政策課・各務原市市民生活部環境室環境政策課・美濃加茂市総務部防災安全課・美濃加茂市経営企画部企画課、白川町役場農林課、白川町役場企画課、道の駅美濃白川、無印良品計画、マックスバリュ東海、ひぐち珈琲・JA ぎふ・JA 全農岐阜との連携]

平成 30(2018)年度より岐阜県・各務原市・JA ぎふと連携し、医療栄養学科学生が学内の食品ロスを堆肥化し、試験圃場で年間 20 種類の野菜栽培をしている【資料 A-1-2】。野菜は食品ロス削減啓発ラベルやレシピとともに大学ブランド野菜として出荷している。さらに規格外野菜は、第 4 次食育推進基本計画に則った世代別食品ロス削減の啓発普及・食育講座に活用する他、TGU マルシェを開店し地域の方にも提供している。これらの活動は令和 7(2024)年 3 月に農林水産省第 1 回みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会においてグランプリおよび準グランプリを受賞した。さらに、農林水産省第 2 回みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会でもグランプリおよび準グランプリを受賞し、同全国大会にて農林水産大臣賞を受賞した。学内食品ロス削減量は年間 30,000kg(段ボール箱 40 kg 750 箱分)にもなり、医療栄養学科学生の食品ロス削減取組み割合は、平成 30(2018)年 10 月の 34%から、令和 8(2026)年 5 月の 99%と大きな成果となった。さらに「食べきり運動」の推進より、学内で発生する食品ロス削減量を年間 6,000 kg 現象させることができた。令和 7(2025)年の SDGs に関する市民講座の参加者総数は 2,453 人、食品ロス削減野菜レシピ配布人数は約 12,221 人であった。規格外野菜の商品化は 102 種類以上に及ぶ。さらに、令和 3(2021)年度からは医療栄養学科内に TGU 菓子工房及びキッチンカーを導入し、循環型社会を実践的に学びながら県内全域を回って SDGs を推進するイベントを連携して実施している【資料 A-1-3】。

また引き続き美濃加茂市や無印良品と連携し、防災備蓄のローリングストック法や無印良品のレトルト食品を用いたローリングストック法を提案し、食品ロス削減に取り組んでいる【資料 A-1-4】。

令和 3(2021)年度にはさらに岐阜県、白川町、道の駅美濃白川等と連携し、若い世代と外国人を対象として、食品ロス削減のため美濃白川茶の 2 番茶を利用した四季の薬膳配合によるフレーバークリーントーを商品化し、地域における食品ロス削減にも貢献した【資料 A-1-5】。令和 4(2022)年度には、岐阜県、白川町、道の駅美濃白川、岐阜グランドホテルと連携し、新たに「モクテル」を商品化し、令和 5(2023)年度にも「岐阜花和紅茶」2 品

を商品化し、美濃白川茶の2番茶を利用した食品ロス削減を推進した。令和6(2024)年度には「岐阜花香るほうじ茶」を商品化、令和7(2025)年度には「白川茶グリーンティーカレー」を商品化している。

(3)産学官連携による環境活動への取組み

[農林水産省東海農政局・環境省・岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課・岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課・岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課・岐阜県環境エネルギー生活部環境企画課・岐阜県農政部農産園芸課・岐阜農林事務所農業普及課・各務原市産業活力部農政課・各務原市産業活力部いきいき楽習課・各務原市市民生活部環境室環境政策課・JAぎふ・大塚製薬株式会社・毎日新聞社・一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターとの連携]

令和2(2020)年から環境省等、産学官連携により「かかみがはら環境フェア」「アースデー」「クールアースデー」を毎年開催している。令和3(2021)年度には、ぎふ清流COOLCHOICE学生アンバサダー認定を受けた医療栄養学科学生が岐阜県地球温暖化防止CM(YouTube)12本に出演(令和6(2024)年5月現在公開CM6本の総アクセス数218,423件)し、地球温暖化防止のための啓発普及を大学生の視点から行うなど、積極的に活動している【資料A-1-6】。令和4(2022)年度には、「環境・健康フェア」として農林水産省東海農政局、岐阜県、各務原市、美濃加茂市、白川町等と連携し、新たに「健康」の概念を加え開催し、来場者数3,500名であった。令和5(2023)年度からは、「つなぐ食・農・健康・環境フェア」として農林水産省東海農政局、岐阜県、各務原市、美濃加茂市、岐阜市、白川町等と連携し、新たに「食」「農」の概念を加えて農林水産省NIPPON FOOD SHIFTとタイアップしてハイブリッド開催し、令和7(2025)年度の来場者数3,882名であった。

(4)産学官連携によるブランディング事業

令和6(2024)年度も引き続き、医療栄養学科において産学官によるブランディング事業を展開している【資料A-1-7】。その内容は以下のとおりである。

①大塚製薬株式会社との連携

平成31(2019)年から引き続き大塚製薬と連携してスポーツ栄養学に基づいたトップアスリートの支援を行っており、熱中症予防、スポーツ栄養講座を地域で展開している【資料A-1-8】【資料A-1-9】。

②マックスバリュ東海・JA全農岐阜・JAぎふ・各務原市との連携

令和7(2025)年も引き続き規格外各務原にんじんを利用した弁当「七代目！生彩弁当」を学生が考案し、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、山梨県、神奈川県、静岡県のマックスバリュ東海238店にて販売された。1日の野菜摂取量1/3以上が摂れる弁当として36,000食の販売実績を得た【資料A-1-10】。

③岐阜新聞社との連携

子育て講座は短期大学部の専門教員に依頼し、大学と本学短期大学部の人的資源を活用した離乳食講座を開催している。参加者の満足度は92%と高い【資料A-1-11】。

④中日新聞社との連携

高齢者にとって手軽に作れ、栄養価の高い料理「フレイル予防」の料理動画とレシピを中日新聞に掲載している。【資料A-1-12】。

⑤各務原市・JAぎふ・各務原商工会議所との連携

平成 29(2017)年から各務原市特産の各務原にんじんのブランド化のため、六次産業化に取り組んでいる。令和 6(2024)年度までに各務原にんじんの商品化は 66 品にものぼっている【資料 A-1-13】。

⑥岐阜県・各務原市・JA ぎふとの連携

令和 2(2020)年度より岐阜県園芸福祉サポーター認定を受けた学生が市内の高齢者と園芸福祉活動を実施している。令和 4(2022)年度は 2 回のみとなった。

⑦官学連携による持続可能な食と農への取組

[農林水産省東海農政局との連携]

令和 4(2022)年 7 月に農林水産省東海農政局と連携協定を締結し、持続可能な食と農の推進に連携して多様な活動を行っている。令和 4(2022)年から引き続き毎年 10 月には農林水産省が展開する国民運動である NIPPON FOOD SHIFT のパネルディスカッションを本学にて管理栄養学科の学生がパネリストとして参加し、対面とオンラインのハイブリッド形式にて開催し、その様子を農林水産省 YouTube にて配信している。

さらに、11 月にも引き続き郷土料理和食文化の保護継承を進める活動を展開し、農林水産省 YouTube からその様子を英語・日本語で配信をしている。また、農林水産省 BUZZMAFF に「有機な大学生」として有機圃場にて活動する学生の様子や「棚田へレッツゴー」「東海の学食から」として棚田で活動する様子を配信し、地産可能な食と農の実現に向けた取り組みを連携して展開している。

また令和 6 年(2024)年から、7 月・8 月に農林水産省東海農政局が主催する「消費者の部屋」企画に 2 回子ども向けの食育イベントを出展示している他、10 月に開催される「東海ジビエフェア」にも参加し、消費者への啓発を行っている。

[農林水産省との連携]

令和 7(2025)年 11 月に開催された、農林水産省主催 NIPPON FOOD SHIFT フェス in 東京に出展し、開発した「郡上鹿ジビエカレー」は FOOD SHIFT セレクションで入賞となった。令和 8(2026)年には、農林水産省「消費者の部屋」に、医療栄養学科の学生の食品ロス削減と食育の取り組みの展示が行われた。

3. 人間関係学部心理学科救急救命分野における産学官連携活動

(1)救急自動車同乗実習

この実習は、「救急救命士学校養成所指定規則」別表 1 に定められている臨地実習であり、修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養うことを目的としている。近県近隣の消防本部の協力を受け、その消防機関において、市民からの救急要請があれば、救急車に同乗させて現場に出動し、傷病者の観察に始まり、救急救命処置並びに医療機関への搬送など救急業務の一連の流れを見学できる非常に重要な実習である。平成 29(2017)年度より、毎年 5 月から 7 月の間において、本学学生との連携活動を行うことを原則としてきた。新型コロナウイルスの影響で実習の期間や活動は大幅に制限されたが、令和 6(2024)年度から岐阜県及び愛知県の消防機関の協力を得て再開の運びとなった。

(2)岐阜市消防本部への視察研修

この視察研修は、救急救命士の資格取得を見据えたうえで広く就職先を見地するために計画されたものである。本学救急救命分野卒業後の就職先としてこれまでに割合の高い自治体消防の視察研修を2年次に行うことで、消防の多岐にわたる業務の理解とともに消防署の機械装備品や災害時に自身の身を守る防火衣や空気呼吸器などの個人防護具、救急自動車を含む緊急車両の理解をすることにより、学内における実習意欲や体力向上などの意識の高揚を目的としている。これまで、救急救命分野2年次での学外実習の実績はなく、令和6(2024)年度5月に新規に行い2年生70名と教員2名が岐阜市消防本部・岐阜中消防署にて視察研修を終え、令和7(2025)年度5月には2年生49名と教員3名が岐阜南消防署にて、令和8(2026)年度5月には2年生74名と教員3名が岐阜北消防署にて視察研修を行った。

(3) 自衛隊小牧基地・岐阜基地への視察研修

この視察研修は、救急救命士の資格取得を見据えたうえで広く就職先を見地するために計画されたものである。本学救急救命分野卒業後の就職先としてこれまでに割合の高い自治体消防の視察研修を2年次に行い、1年次には自衛隊小牧基地の視察研修を計画した。地元である岐阜基地や愛知県小牧基地など日本の防衛を司る自衛隊組織において、指揮命令系統や部隊別における任務の理解とともに、自衛隊における救急救命士の役割を理解することを目的としている。これまで、救急救命分野1年次での学外実習の実績はなく、令和6(2024)年度6月に新規に行い、小牧基地に1年生50名と教員4名が参加、令和7(2025)年度は12月に自衛隊岐阜基地に1年生77名と教員3名が参加した。また、令和8(2026)年度は7月下旬の実施に向け調整を行っている。

(4) 広島県消防学校・広島市消防航空基地への視察研修

この視察研修は、救急救命分野在籍中の多くの学生が就職先として希望している消防吏員への理解を深めるため、消防学校や防災航空隊などへの視察研修を行い、消防学校初任科教育で実施している規律・礼儀を理解するとともに、各種訓練を見学する。また、防災航空隊では空からの救助活動から地上の救急活動に繋げるといった一連の活動を理解することで相互の連携やコミュニケーションの方法を学び今後の実習に生かすことを目的としている。これまで、救急救命分野での学年を超えた視察研修の実績はなく、令和6(2024)年度8月に2年生20名と4年生4名のほか教員3名が参加、令和7(2025)年度は9月に2年生36名と教員3名が視察研修を行った。なお、令和8(2026)年度は8月下旬に3年生2名2年生32名と教員3名で実施予定である。

(5) 山岳救急救助実習に向けた準備

この実習は、令和9年(2027)年度開始の新カリキュラムとして、2泊3日の日程において山岳(実際の訓練想定区域は里山周辺)で行う予定としている。救急救命士の活動場所は都市部に限らず、河川部や山間部など多岐にわたり、近年では訪日外国人や軽装備の登山者が強行する山岳地域においても救急救助事案が増加、各組織における専門部隊の対応が必要不可欠とされている。このような状況を鑑み、学内実習とは異なる不安定な足場や斜面を災害現場と想定、状況把握と安全管理を徹底しながら目標達成に向けた相互の情報共有と協働を確認する。また、集団生活を通じ自主性・協調性・社会性を身に付けることを目的としている。なお、準備のため、令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度の計2回、国立乗鞍青少年交流の家(岐阜県高山市岩井町913-13)の周辺において、教員と自主参加の学

生が中心となり訓練内容の調査研究と実践を重ねた。

(6) ドローン操縦体験会の開催(那加クレーンセンターとの連携)

令和 7(2025)年度から開始する「ドローン操縦ライセンスの取得」を計画するにあたり、令和 6(2024)年度 8 月に救急救命分野の学生と教員から希望者を募り、専門業者を招いた体験会を開催した。ドローンの使用実績については消防機関であれば上空からの災害規模の把握や、要救助者の搜索、行方不明者の安否確認をはじめ火災調査に至るまで多種多様である。救急救命士の国家資格に加え、今後において必要となりうる個人資格の取得についても積極的に行っていきたいと考えている。

(7) 防災危機管理者資格取得の推進(企画運営は日本防災管理協会による)

大災害から生命や財産を守るべく、自助・互助・協働の大切さが挙げられるなか、危機管理能力のある有資格者の育成が急務となっている。希望者が対象ではあるが、令和 7(2025)年度から開始を予定するインターネット講義「防災・危機管理講座」について、学生の資格取得に向けた案内やアドバイス、手続きの補助などを積極的に行いたいと考えている。

4. 人間関係学部心理学科言語聴覚分野での令和 5 年度岐阜県私立大学地方創生推進事業

令和 7(2025)年度も、本学心理学科言語聴覚分野の教員による岐阜県私立大学地方創生推進事業「発達障害児および地域認知症者への対応のための地域連携と若手言語聴覚士の臨床教育」が拡充事業として採択され、補助金が交付された。本事業は、岐阜県における言語聴覚士サービスの向上と連携体制構築の土台づくりを目指し、地域に貢献することを目的としている。拡充事業では以下の 3 点を主な目的とし、令和 7(2025)年度に実施した。

(1) 若手言語聴覚士の臨床教育の実施

令和 6 年度からの継続事業として、岐阜県地域の若手言語聴覚士(経験 0 年～5 年)を対象に研修会および交流会を実施した。これまでは卒後教育として東海学院大学を卒業した者を対象としてきたが、令和 7 年度は岐阜県内の病院・クリニックに勤務する若手言語聴覚士に門戸を広げ、名称を臨床教育研修会に変更して開催した。第 1 回臨床教育研修会は「認知神経心理学的失語症臨床の理論と実践」をテーマとして実施し、参加者は 53 名であった。第 2 回臨床教育研修会は「ST に必要な認知能力の理解」をテーマとして実施し、参加者は 47 名であった。本年度のテーマは、令和 6 年度に実施した卒後研修会のアンケート調査結果をもとに設定した。令和 7 年度の研修会の内容は、アンケート調査の結果から、参加者にとって満足度の高いものであったと考えられる。しかしながら、言語聴覚士が働く現場は多様であり、①対象(小児～成人・高齢者)、②時期(急性期・回復期・生活期)、③障害特性(失語症・運動障害性構音障害・摂食嚥下障害・認知症・難聴など)の 3 点に整理できる。研修会の参加者からは、所属機関の特性に合わせた研修会開催を希望する声があるため、岐阜県に若手言語聴覚士を定着させるには、希望に応じた研修会を企画する必要があると考えられた。今後の方向性としては、研修会の開催回数を増やすこと、または半日の研修会ではなく終日の研修会とし、参加者が選択して参加できるシステムを構築することが挙げられる。

(2) 地域認知症者のためのまちづくり

令和7年度は、認知症に対する正しい知識と対応に関する情報発信のため、東海学院大学市民公開講座（R7.10.10「自分に合った『認知症』の予防法を見つけよう～心と体を鍛え、伸びやかに生きよう～」）およびネットワーク大学岐阜公開講座（R7.10.23「いつまでもハツラツとした脳で生きる～認知症を予防する術を学ぶ～」）の2回の講演を行った。また、これまでの岐阜県私立大学地方創生推進事業で行ってきた認知症相談室の活動を本格化した。さらに、地域高齢者が認知症予防について何を知りたいのかを把握するための調査も行った。調査結果では、認知症予防について、運動・知的活動は比較的意識づけされていたが、他者との交流・食生活の改善についてはあまり意識されていないことが明らかとなった。他者との交流に関しては、難聴やオーラルフレイルへの不安に関する意見もあり、この点については大学の専門家（言語聴覚士）が果たす役割は大きいと考えられた。また、食生活の改善については講座後に意識改革の割合が高まっており、認知症予防の食事に関する情報提供も求められていると考えられた。今後の改善策としては、今回得られた結果をもとに、地域高齢者の認知症予防に重点を置いた大学での研修を企画することが考えられる。

令和6年度事業の成果については、第49回日本高次脳機能学会（11月、名古屋）において、「認知症予防における地域高齢者の意識調査—市民公開講座でのアンケート調査の分析より」の演題で口述発表を行った。

(3) ことばときこえの教室での相談業務の継続

令和6年度からの継続事業として、言語発達の遅れ、コミュニケーションの問題、聞き取りの困難など、ことばやきこえに関する相談を受け、必要な検査等を実施し、家庭での療育や学校での配慮などについて助言を行った。また、相談者の要望により、相談室内での訓練等も行った。そのほか、岐阜大学医学部附属病院・岐阜県難聴児支援センターや国立長良医療センターと連携し、発達障害の特性を背景としたケースなどに対応した。特に、当該地域で対応が遅れている「聞き取り困難症」については、岐阜大学医学部附属病院・岐阜県難聴児支援センターと連携し、聞き取り困難症が疑われるケースの紹介を受け、必要な検査等を実施し、対処法や環境調整上の配慮などについて助言を行った。さらに、美濃加茂市からの要望により、幼稚園・保育園に在籍する幼児の「お口ぼかん（口唇閉鎖不全）」を予防・改善するための「あいうべ体操 plus」の作成・監修を行った。今年度の相談対応件数は延べ48件（うち学校訪問3件、美濃加茂市訪問2件）であった。今後は、連携先となる医療機関の拡大に取り組み、特に東濃や飛騨地区との連携を模索する。今後の展開としては、小児（特に発達障害特性のある児）の専門性を高めたいと考える言語聴覚士の研修機会を設けること、ならびに「聞き取り困難症」の理解と支援について、特に教育現場での理解を広げることを予定している。

5. 子ども発達学科における官学連携活動

(1) 各務原市健康福祉部子育て応援課と本学学生就職課を通しての連携

令和元(2019)年から、各務原市健康福祉部子育て応援課が主催で、ワールドカフェ形式で保育について語り合う会が開催されてきた。本学も会場を提供してきた。現役の各務原

市公立保育所保育士と保育士を目指す本学を含む各務原市内の大学生と市内にある高校の保育士を志す高校生が集まった。子どもの頃の遊びを思い出しながら、保育の重要性や楽しさを伝えることにより、地域の保育人材の確保に貢献している。

(2) 各務原市健康福祉部子育て応援課との連携

平成 28(2016)年度から、各務原市健康福祉部子育て応援課(当時：子育て支援課)からの要請を受け、「親子ふれあいフェスタ」に参加している。当初は、年に 3 回(夏から秋にかけて)程度、午前中だけの企画であったが、現在は年に 1 回(7 月上旬)開催される終日のイベントとなっている。会場は、各務原市の学びの森と中部学院大学の各務原キャンパスとなっている。毎年、遊びの提供を子ども発達学科では 2 グループ、幼児教育学科では 1 グループで行ってきた。

(3) 各務原市、ぎふ農業協同組合、各務原商工会議所、子育て応援課との連携

平成 30(2018)年度に、子ども発達学科菅野教授が各務原にんじんについての歌 2 曲を作詞作曲し提供し、その後、毎年、子育て支援課との連携で、市内の公立保育所へ学生と共に訪問し、「各務原にんじんの歌」を、園児とともに歌って踊るイベントを開催している。

(4) 各務原市健康福祉部子育て応援課との連携

令和 2(2020)年度から、子ども発達学科から、各務原市子ども子育て会議の副会長として、各務原市の子ども子育て政策における市民の意見聴取の場に参加している。

(5) 各務原市教育委員会との連携

令和 4(2022)年度より、各務原市内の小中学校の巡回相談に参加し、教育現場の教員に教育的なアドバイスをしている。

(6) 岐阜県文化総務企画課との連携

令和 6 (2024) 年度に第 39 回国民文化祭「清流の国ぎふ」文化祭 2024 にて、地域推し活動コミュニケーションとして活動した。

(7) 岐阜市立図書館との連携

令和 6 (2024) 年度に、ぎふメディアコスモス開館 9 周年記念イベントアートワークショップ「みんなの森の住人たち 2023」に、招聘講師を派遣した。

(8) 刈谷市アイリス少年少女合唱団との連携

令和 3 (2021) 年度から、指導講師(ピアニスト)を派遣している。

(9) 安城市との連携

令和 3 (2021) 年度から、安城市保育研修会に講師を派遣している。

A-2 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

A-2-① 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1. 高大連携

(1) 岐阜県先端科学技術体験センターを通じての高大連携

平成 26(2014)年度より岐阜県環境エネルギー生活部の支援の下、岐阜県先端科学技術体

験センターのサイエンス講座などに医療栄養学科教員が招聘され、先端科学技術などを地域住民に紹介している【資料 A-2-1】。また、令和 2(2020)年度から愛知県、岐阜県の大学生及び高校生が連携し、科学の楽しさを地域住民に伝えることを目的とした「高大連携サイエンスフェスティバル」を開催し、管理栄養学科の学生も参加している。令和 6(2024)年度からは、「からだと健康科学フェア」「大学生サイエンスフェスティバル」など多数のイベントに参加している。

(2) 県下の高校と本学入試広報部を通じての高大連携

令和 5(2023)年度から、保育に興味がある高校生を県下の高等学校を通じて募集した高校生のために、本学において、保育にかかわる本学教員による講義を受講してもらい、午後からは認定絵本士の資格を持つ子ども発達学科の学生と共に附属幼稚園をはじめ近隣幼稚園等から親子を招き読み聞かせを行ったり、子ども発達学科の学生と共に附属幼稚園へ行き保育実践を行う企画を実施した。

2. 社会貢献

(1) 東海えほんの森

平成 22(2010)年 12 月、本学図書館の特色づくりの一環として、絵本関連コレクションを充実させ、学外利用者の促進を図り、図書館を通して積極的に社会貢献活動に参加する方針が打ち出された。また、図書館の地域開放促進目的をさらに押し進める観点から、平成 23(2011)年度より日曜日開館を実施することになった。さらに、同年、岐阜県各務原市年間事業の一環として始められた「本の街かかみがはら」構想計画について本学図書館への協力依頼があり、「絵本ライブ」「絵本の読み聞かせ」等の諸企画について本学図書館を拠点の一つとする要請を受けた。こうした要請について子ども発達学科と短期大学部幼児教育学科を中心に全学で検討した結果、本学図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」を開設することになった。

図書館内設置予定の「絵本に関する施設」の名称については、大学名称の一部である「東海」、絵本専門施設であることと対象が乳幼児であることからひらがなで「えほん」、学内にあそびを中心として地域開放している「あそびの森」が運営されていたことから「森」という三つの単語を統合させて「東海えほんの森」と命名した。現在、しかけ絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等約 1,800 点を所蔵している。

開設のコンセプトとしては、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を利用提供することにした。その他、本学附属幼稚園、各務原市、公共図書館との連携も図ることにしている。なお、諸々の企画については、子ども発達学科、短期大学部幼児教育学科の学生と担当教員、学生ボランティアへの協力体制を整えることになった。平成 23(2011)年 10 月 22 日東海祭当日、「東海えほんの森」開設を祝してオープニングセレモニーを行い、11 月 5 日より利用開始となった。その後、図書館主催イベントや、保育士、学生・教員、附属幼稚園との連携による催し物を毎年開催している。



その他、各務原市との連携として「各務原ふれあいバス」車内への附属幼稚園児の絵画展示も行った。地域貢献及び学生と幼稚園の研修・発表の場として利用提供、TV・ラジオ・フリーペーパー、図書館協議会会報誌への掲載などでもPRした結果、本学が知られるようになり、参加者同士の交流にもつながった。参加者の多くは附属幼稚園の保護者と乳幼児だが、乳幼児と一緒に参加した保護者は本学と附属幼稚園に興味を持つ機会となっている。リピーターも多いなど評判が高く、利用者数・貸出数共に年々増加傾向にある。室内にはシンボルツリー、きのこの椅子、葉っぱ型の机と椅子、天井には空に浮かぶ雲が描かれているほか、授乳コーナーやおむつ交換台も設置されており、利用者からは「1 日中安心してくつろげる空間」であるとして好評を得ている。令和 4(2022)年度は附属図書館とともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてマスク着用と手のアルコール消毒などを実施しての開室だったが、親子の楽しんでいる姿には変わりなかった。令和 6(2024)年度の利用はさらに増えた。【資料 A-2-3】。

(2) 教員の社会貢献活動

大学の教員は専門知識と技能を学内の教育と研究活動に限らず、学外でも生かしていることが多い。教員の大半は有識者会議やシンポジウム、講演会、出前講座、展示会、ワークショップ、新聞の執筆、テレビ出演など、幅広い活動を積極的に行っており、社会に大きく貢献している。本学は地元社会に密着するためにも、有能な人材で地域社会の発展に寄与するためにも、教員の社会貢献活動を推進している。その結果、若手教員を含めて、大半の教員は何らかの社会貢献活動に取り組んでいる。本年度もコロナ禍に伴う制限にもかかわらず、多くの活動はなされていた。また、学内の意識を高めるために、社会貢献委員会は毎年、「社会貢献活動報告書」をまとめている【資料 A-2-4】。

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

産学官連携事業は年々加速的に増えている。地域の行政機関と企業は本学の専門知識と企画力を高く評価しているため、様々な事業を依頼するようになっている。教員はもちろん事業の展開に関わっているが、学生も企画の段階から参加することが多く、サービスラーニングとして貴重な学習機会を得ている。したがって、学生が卒業するころに様々な実践経験とネットワークをもって仕事に臨むことができる。こうした産学官連携はパートナーにとっても、大学にとっても、学生にとっても、大きなプラスになっている。

「東海えほんの森」と「あそびの森」の活動は、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、大学の子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を提供することで、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を積極的かつ効果的に行っていると言える。この二つの活動は、子育て支援に関する社会貢献のみならず、学生に専門教育として良い影響を与え、保育者・教育者としての有為な人材育成に大きく寄与するものと考え、今後も推進していく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

東海えほんの森では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり通常どおり開室をした。学生による季節おすすめの絵本選定・ポップ作成やイベント開催もあり、コロナ禍前の状態に戻すことができた。今後も継続して実施していく。

基準 B. 公開講座

B-1 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

B-1-① 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(1) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 公開講座

公開講座は東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程【資料 B-1-1】に基づき、「本学の教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資する」ことを目的として、毎年少なくとも 6 講座を無料で実施しているが、令和 7(2025)年度には 8 講座を開いた。

平成 8(1996)年度からは岐阜市の生涯学習講座「長良川大学」や、各務原市の同「木曽川アカデミー」との連携の下に実施し、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っている。結果として本学の知名度も高まり、参加者同士の交流にもつながっている。また、リピーターも多く評判が高い。公開講座の実施に当たっては、社会貢献委員会が、企画、運営、広報等を担当している【資料 B-1-2】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程

【資料 B-1-2】令和 7(2025)年度東海学院大学・東海学院大学短期大学部公開講座チラシ

[基準 B の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

公開講座の企画は、社会貢献委員会によって時宜を得たテーマ設定や、テーマに沿った講師選定、広報活動等の方針が審議され、役職者会議、教授会において決定され開催されているが、毎年多くの受講者数を記録し、受講者の約 85%以上が前年度までのリピーターであることから、地域から一定の評価を得た活動であると言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

公開講座については、現在、全回受講された受講者に対してのみ、その達成感を味わってもらえるように「公開講座受講証」を発行している。今後も受講者の声をアンケート等から拾い上げ、講座のテーマや内容の設定、開催時期や時間等を検討し、積極的に行っていく。公開講座等による来学者に対して「図書館利用カード」を積極的に案内するなどの地道な活動を続けており、それが近年における学外者の利用者増に結びついていると思われる。

V. 特記事項

1. 理科学研究の推進に寄与

○東海地区理科学研究発表会開催による高大連携

平成 29(2017)年度より、高校生の理系教育支援のため管理栄養学科の理系教員が中心となり東海地区理科学研究発表会を開催しており、令和 7(2025)年度は第 10 回目を迎えた(表 A-2-1)。高等学校の理科系部に研究の成果発表の場を提供することを目的として、発表会へのエントリーを促し、最終選考として本学で口頭発表会を開催している。審査は本学教授のほか、東海 3 県の高等学校理科専門部会長の学校長などが行い、優秀な研究には表彰とともに研究助成金が贈られるシステムである。これにより、大学教員からの専門的なアドバイスが参加した高校生にフィードバックされ、高校からも課題解決型授業成果発表の場、専門的アドバイスを受けられると好評である。また、国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代人材育成事業、女子中高生の理系進路選択支援プログラムに従って、文理選択に迷う中高生が理系進路について広く知識を得られるような支援を行えるワークショップや中学生の見学も促すなどのプログラムも発表会と同時に実施している。令和 7(2025)年度に参加した高校生の満足度は 89%であり、参加した高校生や高校教員、東海 3 県の高等学校や教育委員会から高い評価を得ている。

表 A-2-1 東海地区理科学研究発表会の応募件数一覧

開催実績	開催年度	実施方法	応募件数
第 1 回東海地区理科学研究発表会	平成 28(2016)年	対面	23 件
第 2 回東海地区理科学研究発表会	平成 29(2017)年	対面	30 件
第 3 回東海地区理科学研究発表会	平成 30(2018)年	対面	27 件
第 4 回東海地区理科学研究発表会	令和元(2019)年	対面	26 件
第 5 回東海地区理科学研究発表会	令和 2(2020)年	中止	25 件
第 6 回東海地区理科学研究発表会	令和 3(2021)年	オンライン	24 件
第 7 回東海地区理科学研究発表会	令和 4(2022)年	対面	32 件
第 8 回東海地区理科学研究発表会	令和 5(2023)年	対面	39 件
第 9 回東海地区理科学研究発表会	令和 6(2024)年	対面	42 件
第 10 回東海地区理科学研究発表会	令和 7(2025)年	対面	54 件